

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【計算期間】	第6期（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）
【ファンド名】	ノムラ AW ヘッジファンド（償還時米ドル建元本確保型） (Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected))
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役会長 増田 真一
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 一木 剛太郎
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 一木 剛太郎 同 柳 祥代
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注1）アメリカドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、平成24年4月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝81.19円）によります。以下、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注4）本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、毎年1月1日に始まり12月31日に終了する1年をいいます。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ノムラ AW ヘッジファンド（償還時米ドル建元本確保型）（Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected)（以下「ファンド」といいます。また「ノムラ AW ヘッジファンド」、「ノムラエーダブリューヘッジファンド」と称することがあります。）の投資目的は、2015年12月31日（本債券（以下に定義します。）の満期日かつファンドの償還日）まで投資を継続することを条件として投資家に対して米ドル建元本の最低100%の確保を提供しつつ、リスクとボラティリティを妥当な水準に抑えた着実な信託財産の成長を達成することです。

ファンドの信託金につき、限度は定められていませんが、ファンド証券の販売総額は、6億米ドルを限度とします。

b. ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープンエンド型投資信託として設定されました。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）は、ファンドのためにファンド証券を発行する独占的な権限を有します。

各受益者は、各買戻日に、ファンド証券を買戻すことができます。

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日におけるファンドの純資産総額を、当該買戻日における発行済受益証券口数で除して計算されます。

（注）「ファンド営業日」とは、それぞれルクセンブルグおよび東京における銀行が営業を行っている日（ただし、毎年12月24日を除きます。）または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

「評価日」とは、毎月の最終暦日、または受託会社および管理会社が随時別途決定するその他の日をいいます。

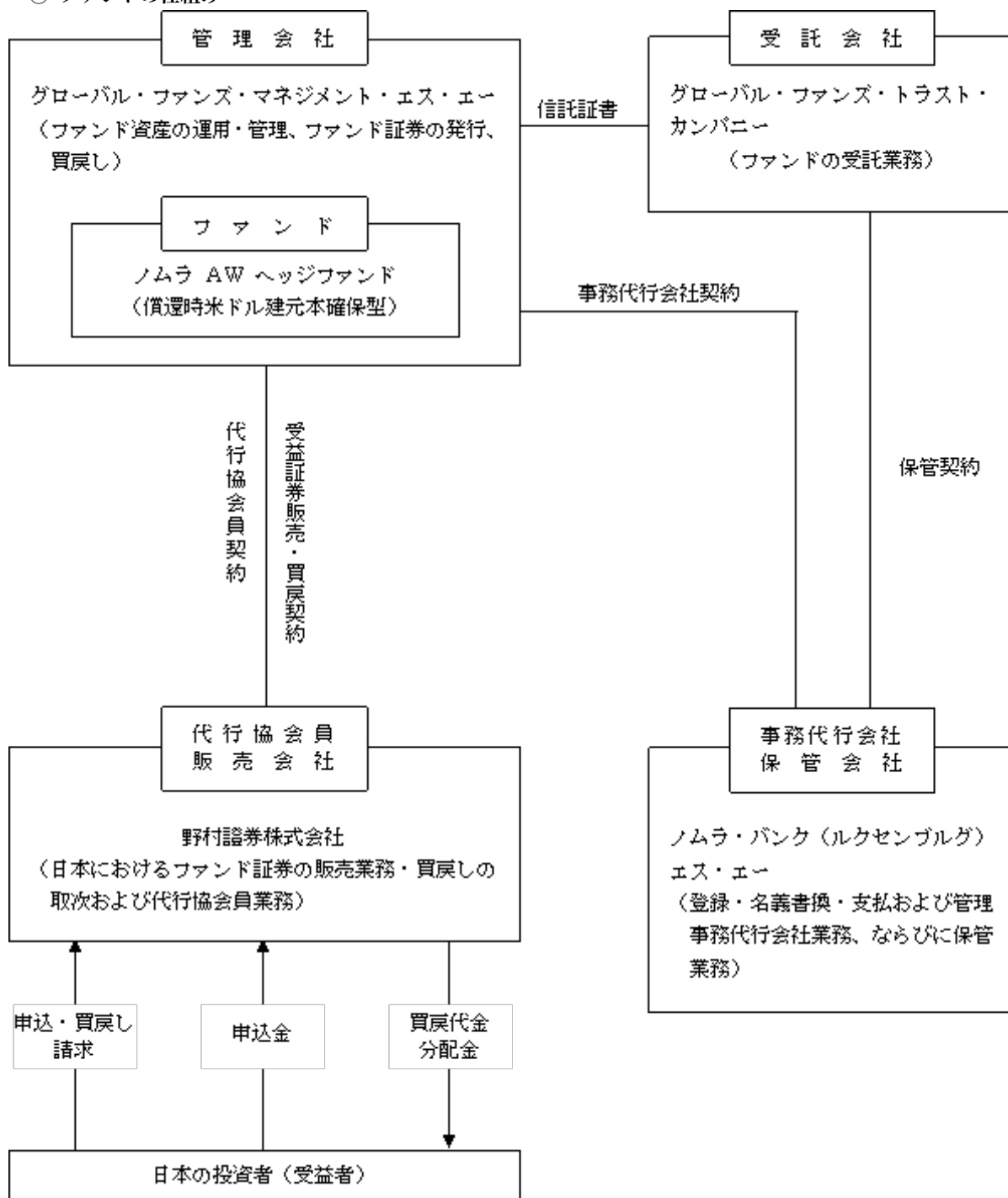
「買戻日」とは、各評価日をいいます。

（2）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社設立
2005年10月25日	信託証書締結
2005年11月14日	信託証書の補遺締結
2005年12月12日	日本におけるファンド証券の募集開始
2005年12月27日	ファンドの運用開始
2009年4月14日	信託証書の第2補遺締結
2010年10月26日	信託証書の第3補遺締結

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	2005年10月25日付で信託証書ならびに2005年11月14日、2009年4月14日および2010年10月26日付で補遺（以下併せて「信託証書」といいます。）を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了について規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	受託会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 事務代行会社	2005年10月25日付で管理会社との間で事務代行会社契約（注1）を締結。ファンドの登録・名義書換事務代行業務、支払・管理事務代行業務およびファンド証券の純資産価格の計算業務等の管理業務について規定しています。 2005年10月25日付で受託会社との間で保管契約（注2）を締結。ファンド資産の保管業務、支払事務代行業務について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員 販売会社	2005年11月16日付で管理会社との間で代行協会員契約（注3）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。 2005年11月16日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注4）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。

（注1）事務代行会社契約とは、管理会社によって任命された事務代行会社が、ファンドに対し、登録・名義書換事務代行業務、支払・管理事務代行業務およびファンド証券の純資産価格の計算業務等の管理業務を提供することを約する契約です。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、純資産価格の公表ならびにファンド証券に関する目論見書および運用報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出および販売会社への送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）（以下「1915年8月10日法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年8月10日法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（以下「2010年12月17日法」といいます。）第16章のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有しています。

(ii) 事業の目的

管理会社の目的は、（2010年12月17日法第125条に規定する）投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、2010年12月17日法の第16章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

(iii) 資本金の額（2012年4月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,022万円）で、2012年4月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約268万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2012年4月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝107.24円）によります。以下、ユーロの金額表示はすべてこれによります。

(iv) 会社の沿革

1991年7月8日設立。定款は数回修正されており、直近の修正は2008年5月21日付の公正証書によります。

(v) 大株主の状況

（2012年4月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	15株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(i) 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。

ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および同法に基づいて制定された一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（以下「本規則」といいます。）により規制されています。

(ii) 準拠法の内容

① 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この分野に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

② ミューチュアル・ファンド法

後記（6）「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

③ 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改訂)

一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改訂)(以下「本規則」といいます。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)が一般投資家向け投資信託に付与する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけています。具体的には証券の募集に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条項、純資産価額の計算方法、証券の発行に関する条項、証券の譲渡または転換に関する条項、証券の買戻しまたは買戻しの中止に関する条項、監査人の任命などが含まれます。

一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格および買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資者に交付するか、または作成および交付を手配しなければなりません。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければなりません。

(5) 【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

① ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- (i) 弁済期に債務を履行できないことまたは履行できないであろうこと。
- (ii) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (iii) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
- (iv) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
- (v) 次項を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。

- ・ ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
- ・ ケイマン諸島金融庁法(2011年改訂)
- ・ マネー・ロンダリング防止規則(2010年改訂)
- ・ 免許の条件

ファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド(Ernst & Young Ltd.)です。ファンドの会計監査は、ルクセンブルグにおいて一般に公正と認められる会計基準に基づいて行われます。

ファンドは、12月に終了する各会計年度末から6か月以内に本規則に従い作成されるファンドの監査済み決算報告書の写しを含む投資家に対する年次報告書を作成および配布するか、または作成および配布させるものとします。ファンドは、各年6月30日までに各会計年度の監査済み決算報告書をCIMAに提出しなければなりません。

管理事務代行会社は、(a) ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと、または(b) 受託会社もしくは管理会社がその設立文書または目論見書に定める規定に従ったファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、(a) 当該事実を受託会社に書面で報告し、(b) 当該報告書の写しおよび報告に該当する状況をCIMAに提出し、ファンドの次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には、その報告書または適切な概要が、次の年次報告書および次の半期報告書または定期報告書に記載されなければなりません。

管理事務代行会社は、(a) ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b) ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければなりません。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはなりません。

- (a) すべての旧名称を含むファンドの名称

- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに (b) ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。

ファンドは、管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければなりません。

② 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4か月以内および半期終了時から2か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了します。

B. 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、EDINET等において、これらの書類を閲覧することができます。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託として規制を受けています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服す可能性があ

り、CIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてケイマン政府の認可を受けています。受託会社は、CIMAの監督下にあります。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として認可されています。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

Ⅰ．投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、2015年12月31日（本債券（以下に定義します。）の満期日かつファンドの償還日）まで投資を継続することを条件として投資家に対して米ドル建元本の最低100%の確保を提供しつつ、リスクとボラティリティを適切な水準に抑えた着実な信託財産の成長を達成することです。

受託会社は、BNPパリバSA（以下「本債券発行会社」といいます。「BNPパリバ」という場合があります。）の500億ユーロ債券発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に基づき本債券発行会社が発行する米ドル建固定金利メディアム・ターム・ノート（以下「本債券」といいます。）にその資産のほぼすべてを投資することにより上記の投資目的の達成を図ります。本債券への投資に充当されないファンドの資産は、現金で保有される予定です。本債券は、元本確保型であり、受託会社は、本債券の満期償還額は、ファンドに対し、本債券の保有者（以下「本債券保有者」といいます。）としての資格において、本債券に対する投資元本の少なくとも100%の償還（ファンドが本債券を本債券の満期日（2015年12月31日）まで保有することを条件とします。）を行うために十分であると想定しています。

本債券は、(i) パーミューダにおいて設立され、パイオニア・オルタナティブ・インベストメント・マネジメント（パーミューダ）リミテッド（以下「会社ファンドの管理会社」といいます。）により運営されるファンド・オブ・ヘッジ・ファンズであるモメンタム・オールウェザー・ストラテジーズ・リミテッド（以下「会社ファンド」といいます。）のクラス・ファンドであるモメンタム・オールウェザー・ストラテジーズIIマスター・ファンド（以下「マスター・ファンド」といいます。）のフィーダー・ファンドであるザ・オールウェザー・ストラテジーズII J USD ファンド（以下「フィーダー・ファンド」といいます。）の株式、(ii) 想定借り入れファシリティ、(iii) 想定保有現金、または(iv) 想定ゼロ・クーポン債からなるバスケット（以下「投資バスケット」または「バスケット」といいます。）に連動しています。

かかる各構成要素に適用される組み入れ比率は固定されず、別紙1に記載されている配分規定に従い決定されます。バスケット内のフィーダー・ファンドに対する配分は、別紙1に記載される予め定められた方法に基づき本債券の存続期間中、0%から125%の間で推移します。

通常、フィーダー・ファンドへの配分は、フィーダー・ファンドの評価額の増加に伴い増加し、その逆も同様となります。また、フィーダー・ファンドへの配分は、金利の影響も受けることになり、また、一担配分された想定ゼロ・クーポン債部分は、金利の影響を受けます。

（注）別紙1に記載される条項に従い、2009年4月以降フィーダー・ファンドへの配分は0%となっています。

額面金額（以下に定義します。）100%の償還は、原資産のパフォーマンスにかかわらず本債券の満期においてのみ確保されます。

受託会社は、ファンド証券の発行手取金総額から(i) ファンドの設定に関する各種手数料、費用およびファンド証券の販売手数料、(ii) ファンドの存続期間中に必要となることが想定される固定費用を減じた金額を本債券に充当し、2015年12月31日時点において、本債券の満期償還額がファンドの投資元本の最低100%を賄うのに十分なることを想定しています。

本債券

本債券発行会社は、金融および財政法に基づき銀行業務を行う許可を取得しているフランスの会社です。BNPパリバ・グループ（以下「BNPグループ」といいます。）（本債券発行会社は、同社の親会社です。）は、1999年、バンク・ナショナル・デ・パリとバンク・パリバの合併により設立されました。BNPグループは、世界中のリテール・バンキング、企業向け銀行業務、投資銀行業務、プライベート・バンキング、資産運用、保険、専門金融業務およびその他の金融業務を行っている世界でもトップ・クラスの金融機関です。本債券発行会社は、2012年5月14日現在、シニア長期債格付けでムーディーズからは「Aa3」、スタンダード・アンド・プアーズからは「AA-」、フィッチ・レーティングズからは「A+」の格付けを取得しています。

本債券は、当初、ユーロクリア・システムのオペレーターとしてのユーロクリア・バンクS. A. /N. V. およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム・ルクセンブルグのための共通預託機関に発行日に預託され、ノミニーの名義で登録される仮大券により表象されます。

本債券の要項の概要は、以下のとおりです。

シリーズ番号：	8505
トランシェ番号：	1
規定通貨：	米ドル
額面総額：	
・トランシェ：	122,555,000米ドル
・シリーズ：	122,555,000米ドル
トランシェ発行価格：	額面金額の95.5～96.5%
受取金額：	127,000,000
額面金額：	10,000米ドル
発行日：	2005年12月30日
利息開始日：	2005年12月30日
満期日：	2015年12月31日、または当該日が支払日（以下に定義されます。）でない場合は、直前の支払日とします。かかる繰上の結果生じた支払金額については、いかなる調整も行われません。「支払日」とは、（本債券の発行の要項に従い）商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行う日で、かつ一般業務（外国為替および外貨預金取引を含みます。）を行うために、以下の場所で営業を行っている日をいいます。 (a) 呈示場所、および (b) 本債券に関し特定された追加金融センター（ニューヨーク、東京、ルクセンブルグおよびバーミュダ）
本債券の形式：	無記名式
本債券の種類：	固定利付きファンド・リンク債
固定金利：	年率0.7%（四半期毎の後払い）
利払日：	2006年3月31日（同日を含みます。）から2015年12月31日（同日を含みます。）までの各年の3月、6月、9月および12月の末日、または当該日が支払日でない場合は、直前の支払日とします。かかる繰上の結果生じた支払金額については、いかなる調整も行われません。
固定クーポン金額：	額面金額当たり17.5米ドル
本債券の順位：	非劣後
満期償還額：	満期日の額面金額について、 額面金額× $[100\% + \text{Max}(\text{BSK}_F - 100\%; 0)]$ に相当する米ドル建ての金額とします。 BSK_F は最終ファンド評価日（別紙1に定義されます。）が属する月のバスケット価額（別紙1に定義されます。）です。疑義を避けるために付記すると、満期償還額は、額面金額当たり10,000米ドルを下回らないものとします。

早期償還額：

税制事由または債務不履行事由（以下に定義されます。）および／またはこれらと同じ算定方法により償還される場合に（必要な場合）支払われる早期償還額とします。かかる金額は、計算代理人（以下に定義されます。）の裁量により決定され、満期日に満期償還額を支払うという本債券に基づく本債券発行会社の債務と同等の経済的価値を本債券の所持人のために保護する効果を有するものとします。

「債務不履行事由」とは、以下のいずれかの事由をいいます。

- （i）本債券発行会社が支払期日に本債券またはその一部に関し支払うべき金額を支払わなかった場合で、かつかかる債務不履行が当該支払日後30日以内に解消されなかった場合、または、
- （ii）本債券発行会社が本債券に基づくその他の債務を履行しなかった場合で、かつかかる債務不履行に関する通知が本債券保有者によって元本支払代理人であるBNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルグ支店に送付されてから45日以内にかかる債務不履行が解消されなかった場合、または、
- （iii）本債券発行会社が調停者の任命を申請した場合、債権者との間で和解したかまたは支払いを停止した場合、本債券発行会社の法律上の清算に関し判決が下された場合、その事業のすべてを譲渡した場合、本債券発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続が行われない場合に本債券発行会社が債権者の利益のために譲渡またはその他の措置を取った場合または本債券発行会社の清算もしくは解散に関する決議が採択された場合。ただし、本債券発行会社のすべての資産が本債券発行会社の事業を引き継ぐ企業に譲渡され、かつ本債券発行会社の債務および負債（本債券を含みます。）がかかる企業によって継承される合併またはその他の再編の場合は除くものとします。

計算代理人：

BNPパリバ・アービトラージSNC

その他の要項／特別要項：

計算代理人は、本債券の当初購入者である管理会社に対し、本債券の流動市場での流動性を確保することを約束し、そのため、本債券の有効期間中に計算代理人が管理会社との間で合意された別紙2記載の条項に従い管理会社から本債券を買取することを合意しています。

本債券の要項に関する詳細については、本債券に関する書類の写しを事務代行会社の事務所において閲覧することができます。

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの投資戦略

ザ・オールウェザー・ストラテジーズII J U S D ファンドは、2004年7月16日に有限責任会社としてバーミューダの法律に基づき設立されたミューチュアル・ファンドである会社ファンドのクラス・ファンドであるマスター・ファンドのフィーダー・ファンドです。会社ファンドは、バーミューダ標準スキームとして分類されています。会社ファンドは、かかるスキームとして、1998年バーミューダ金融庁（投資信託）規則に定められている監督および規制に服します。会社ファンドは、その株式（以下「株式」といいます。）の発行に関し、バーミューダ金融庁（以下「BMA」といいます。）から1972年為替管理法（および同法に基づき定められた規則）に基づく許可を得ています。BMAから得た承認または許可は、会社ファンドのパフォーマンスまたは信用度に関するBMAによる保証を意味するものではありません。さらに、BMAは、かかる承認または許可を与えることにより、会社ファンドのパフォーマンスもしくは債務不履行、または表明された意見もしくは記載の正確性について責任を負うものではありません。

パイオニア・オルタナティブ・インベストメント・マネジメント（バーミューダ）リミテッドは、会社ファンドの管理会社として任命されました。会社ファンドの管理会社は、バーミューダにおいて、有限責任会社として設立された会社であり、イタリアにおいて設立されたパイオニア・グローバル・アセット・マネジメントS.p.A（イタリアにおいて設立されたウニクレディト・イタリアーノS.p.A.の完全子会社です。）の完全子会社です。パイオニア・オルタナティブ・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「会社ファンド投資運用会社」といいます。）は、1999年1月27日にアイルランドで設立された非公開会社であり、同社もパイオニア・グローバル・アセット・マネジメントS.p.A.の完全子会社です。会社ファンド投資運用会社は、アイルランドにおいて、1995年投資仲介者法の第10条に基づき金融当局の認可を受けました。

「パイオニア・オルタナティブ・インベストメンツ」は、会社ファンドの管理会社および会社ファンド投資運用会社を含むパイオニア・グローバル・アセット・マネジメントS.p.A.のグループ会社の商号であり、急成長しているオルタナティブ投資市場における有力グループのひとつです。同グループのマネジメントは、多様なヘッジ・ファンド・スタイルおよびヘッジ・ファンド戦略への投資を求めている投資家のためにワン・ストップ・ソリューションを提供することです。同グループのファンドの「モメンタム・レンジ」は、同グループの20年を超えるファンド・オブ・ファンズの経験に基づくものであり、また、市場との相関関係が低く、ボラティリティの低い戦略からより成長性の高い積極的な戦略に及ぶ幅広い戦略による多様な商品を提供しています。

会社ファンドの付属定款（以下「付属定款」といいます。）は、その取締役（以下「会社の取締役」といいます。）に対し、様々な株式クラス、サブ・クラスおよびシリーズ（以下各々、「クラス」、「サブ・クラス」、および「シリーズ」といいます。）を設定する権限を付与し、また、クラス・ファンド、サブ・クラス・ファンドおよびシリーズ・ファンド（以下各々、「クラス・ファンド」、「サブ・クラス・ファンド」および「シリーズ・ファンド」といいます。）に関する一定の規定を含んでいます。付属定款は、各クラス・ファンドに対し、その資産を他のクラス・ファンドに投資することを許可しています。

フィーダー・ファンドの投資目的は、あらゆる市場環境において、元本の減少を最小限に抑え、低いボラティリティを維持し、また、株式および債券市場との相関関係を限定し、着実にキャピタル・ゲインを達成することです。フィーダー・ファンドは、特定の株式市場の指数を基準にすることなく、絶対リターンを達成することを目指しています。フィーダー・ファンドは、「フィーダー・ファンド」であるため、フィーダー・ファンドの投資目的および投資戦略は、主に、フィーダー・ファンドの資産のすべてまたはほぼすべてをマスター・ファンドへの投資に割り当てることにより達成されます。

会社ファンド投資運用会社は、投資目的を達成する手段として選択された投資戦略を実行するために最も適任であるとみなす専門知識を有するマネジャーまたはトレーディング・アドバイザー（以下「アドバイザー」と総称します。）を選定します。マスター・ファンドがアドバイザーと共に投資は、投資信託（以下「投資先ファンド」といいます。）またはその他のファンド商品への投資、または個別に管理される口座への投資により行われます。アドバイザーまたは投資先ファンドは、会社ファンド投資運用会社の関係者、従業員および関連会社を含む可能性があります。マスター・ファンドも、その資産をファンド投資運用会社の関連会社により運用される他のファンドに割り当てることがあります。マスター・ファンドは、下振れリスクを回避しつつ、特定の市場または指数を基準とすることなく、あらゆる市場環境において着実に絶対リターンを達成することを目指しています。

マスター・ファンドは、イベント分析型戦略に多様な株式ヘッジや、投資トレーディングのスタイルを組み合わせることにより安定したリターンおよびマーケットと相関関係のない投資を達成します。マスター・ファンドの各コア・ホールディングには、安定したリターンを達成してきた実績があり、併せてマスター・ファンドの投資対象は市場との相関を限定し、景気循環を通して継続的リターンを生むことを目指しています。

マスター・ファンドの資産のかなりの部分は、イベント分析型戦略に配分される可能性があります。イベント分析型投資対象には、リターンの透明性および予測可能性という特徴があります。イベント分析型投資またはスペシャル・シチュエーション戦略投資は、予測された取引または事象が成功した場合、投資対象から受取る価額と時価との間に認識された格差のある投資機会であると定義することができます。通常、かかる価額を実現させる要因となる材料または事

象があります。マスター・ファンドの主たるイベント分析型投資対象は、経営不振企業の有価証券（破綻証券）、資産担保貸付、ローン・オリジネーション、および合併アービトラージ取引です。

イベント分析型投資は、伝統的資本市場への低いボラティリティエクスポージャーを提供することを目的とする多様な株式ヘッジと取引戦略とを組み合わせたものです。ポートフォリオ中のかかる部分は、市場リスクを最大限ヘッジし、様々な市場環境の中で安定したリターンを追求することを目的とする戦略に傾いています。マスター・ファンドには、ロング／ショート株式投資、株式市場、債券市場および短期金利市場へのヘッジされた投資を行う資産配分スタイルが含まれます。マスター・ファンドの取引配分は、世界中の株式市場および商品市場から安定したリターンを得ることを目指すものです。

破綻証券

破綻証券への投資には、経営不振企業の担保付債券への投資が含まれます。破綻証券には、米国または海外の破産手続に入った、もしくはその可能性のある企業の債券、および短期的キャッシュ・フローの問題または流動性の問題を抱えている健全な企業の債券が含まれます。マスター・ファンドの破綻証券戦略は、会社の実現可能資産を基準に算出される実質価値に比べ大幅に割引されて評価される担保付きシニア債券に焦点を当てています。破綻証券への投資は市場との相関関係の低い、平均をかなり上回る長期的リスク調整後リターンを生み出す可能性があります。経営不振企業の有価証券に投資することにより、景気後退期においてもその最高のリターンを生み出すような、景気循環に逆行するポートフォリオ・バランスを提供します。

アセット・バック／ローン・オリジネーション

ローン・オリジネーションとは、会社がその運営または将来の事業見通しではなく資産および清算価値に基づき融資を受ける資産担保貸付をいいます。かかる貸付は、通常、会社のすべての資産を担保とし、資産が貸付金額を大幅に上回っている場合に行われます。高い投資収益は、会社が債務不履行に陥り、これにより貸し手が担保権を実行し、貸付金額を上回る価値の担保物を売却することができた場合にもたらされることもあります。

ローン・オリジネーション（即ちキャッシュフローが悪化している会社に貸付を行うことをいいます。）は、破綻証券への投資（即ち経営不振企業に行われた既存の銀行ローンを購入すること。）の派生商品です。この戦略を実行する者は、会社の資産を把握し、かつその清算価値を正確に推定する能力および債務不履行の場合に貸付の過剰担保となっていた資産を現金化する能力を駆使します。通常、この戦略には、市場との相関関係はほとんどありません。

合併アービトラージ取引

合併アービトラージ取引への投資は、主に北米（ただし北米に限定されるわけではありません。）において行われます。リスク裁定取引としても知られているこのアプローチは、提案されていた合併、買収、株式公開買付、レバレッジド・バイアウト、清算およびその他の企業再編が成功し完了した場合に利益を得ることを目的としています。一般に、かかる取引においては、買収対象会社の株式の価値は上昇し、一方買収会社の株式価値は下落します。この戦略は、買収対象会社の株式についてはロング・ポジション、買収会社の株式についてはショート・ポジションをとることにより提案された合併が成功し完了した場合に利益を得ることを目指しています。

提案された取得価格と買収対象会社の実勢市場価格とのスプレッドは、提案された合併が成功しないリスクを表象するものです。買収が成功する以前のディスカウント・レベルは、取引の完了を取巻く不透明要因を反映しているものといえます。このスプレッドは、様々な問題を表象するものですが、両当事者の合意の状態（友好的または非友好的のいずれであるかにかかわらず）、取引の複雑性、規制上の取扱い、その他の株式公開買付または介入の可能性、取引に関する資金調達、および適時に完了する可能性等のすべての要素が考慮されます。従って、ディスカウント・レベルは、「取引リスク」とみなすことができ、不透明性が高ければ高いほど、ディスカウント・レベルも高くなります。

合併アービトラージ取引に関するアドバイザーは、購入した有価証券の市場価格と両社が合併した際に現金化される価額との差額により利益を得ることを目指しています。市場リスクおよび取引リスクは、オプション取引および空売りを用いることより軽減されることが多いといえます。

転換社債（CB）アービトラージ取引

CBアービトラージ取引は、高い経常収入を確保し、株式市場の変動に対するリスクを限定する「マーケット・ニュートラル」投資を行う目的で行われ、通常、割安な転換社債またはワラントを購入し、同時に対象株式を売却することによりデルタ・ヘッジを行うものです。選好される戦略は、国内転換社債、国際転換社債およびディスカウント転換社債の裁定取引の最適なミックスにより行われます。かかる戦略は、静態リターン（ポジションのクーポンのキャッシュフローに日歩金利を加算し、株式配当（もしあれば）と借株コストを差し引いたもの）から現金借入れコストを上回る200－300ベシス・ポイント、さらに取引業務から追加の200－300ベシス・ポイントを得ることを目指しています。

マスター・ファンドは、通常、ボトム・アップ型信用分析と厳しく管理されたヘッジ比率を用いた戦略を好んで採用します。ポートフォリオは、様々な業種、有価証券および取引戦略を組み合わせることにより分散されます。市場リスクは、通常、取引ベースおよび市場ベースの両方でポートフォリオをヘッジすることにより軽減され、他方、為替リスクは、必要に応じ、為替の中立ポジションを確保するために相殺されます。

株式ロング・ショート／エクイティ・スプリット・ストライク・コンバージョン

株式ロング・ショート戦略を採用するアドバイザーは、米国株式市場および国際株式市場においてロングおよびショート・ポジションをとります。元本確保に重点を置き、市場の低迷期においては損失を最小限に抑え、かつ堅調な期間においては、良好な運用成績を収めることのできる能力を示したアドバイザーに資産を割り当てます。採用されたアドバイザーは、柔軟性を高め、かつキャピタル・ロスのリスクを軽減するために、分散されたポートフォリオを保有し、ペア・トレード戦略や株価指数、オプション、社債および現金等価物を含むその他の金融商品を用いることに加え、エクイティ証券のロングおよびショート・ポジションをとることに重点を置きます。

ボトム・アップ型アプローチは、大型株および中小型株の取引を行うアドバイザーに選好されます。

スプリット・ストライク・コンバージョン戦略は、株式または株式バスケット（通常 S & P 100に含まれる株式）を購入し、対象ポジションに相当するアウト・オブ・ザ・マネーのコールオプションを売却するというものです。コールオプションの売却により得たプレミアムを資金としてプットオプションを購入します。これは下降局面においてポートフォリオを保護することになります。

トレーディング戦略

トレーディング戦略には、その展開および監視のためにコンピューターによる統計的アプローチ（価格、売買高、建玉およびその他の様々な市場統計に関する幅広い、自社開発のデータベースに基づきます。）が用いられます。マーケットチャート分析は、タイミング選択の範囲内でのみ使用されます。アドバイザーは、データに関するパターンを探するため、自身のコンピューター・プログラムを開発し、これらのパターンを活用しトレーディング戦略を発展させます。取引の決定は、こうしたコンピューター・システムとアドバイザー自身の裁量、判断および経験の組み合わせに基づき下されます。この方法は、システムティックではありますが自動的または機械的ではありません。取引の決定には、採用される取引方法の評価、その時々可能な修正およびこれらの実行に関するアドバイザーの判断が必要です。

アドバイザーは、世界中の約150の商品市場および証券市場に関する分析を行い、これらの市場において取引を行っていますが、これらすべての市場が継続的にモニターされているわけではありません。アドバイザーは、通常、かかる150の市場の内、平均で約70の市場においてポジションをとっています。

投資プロセス

本債券のリターンは、バスケットのパフォーマンスに連動します。計算代理人は定期的に（通常毎月一回）、事前に決定された指針を参考に、別紙1に記載されている算式によりフィーダー・ファンドに配分される資産を調整します。

バスケットの有効期間中、計算代理人は、バスケット内のフィーダー・ファンドに配分される資産の比率を0%から125%の間に維持するよう努めます。フィーダー・ファンドに配分される資産の比率のかかる調整により、バスケットは、フィーダー・ファンドへの割当資産を増やすことによりさらなるリターンを得る機会に恵まれることになります。

バスケット内のフィーダー・ファンドへの投資額が100%を超えた場合、バスケットは、レバレッジ方針の実行に必要な金額を1か月米ドルLIBOR+年率0.5%を上限とする金利で借り入れる予定です。

本債券の投資バスケット内のフィーダー・ファンドへの配分は、2009年4月以降、0%となっており、以後フィーダー・ファンド（あるいはマスター・ファンド）の運用実績はファンドには反映されません。

（2）【投資対象】

前記「(1) 投資方針」の項をご参照下さい。

（3）【運用体制】

受託会社は、ファンド資産の投資を行います。投資にあたっては、本書に記載される投資制限に従います。

ファンドは、その資産のほぼすべてを本債券発行会社が発行した本債券に投資します。計算代理人は、バスケット価額、バスケット内のフィーダー・ファンドへの価格差、および組入れ比率（別紙1に記載されています。）の計算を行います。ノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ・インク（以下「NFR&TA」といいます。）は、計算代理人が行った計算がポートフォリオ運用原則および／または本債券に関連する書類に記載された方法に従っているかを確認するためにかかる計算のチェックをします。かかるチェックは、NFR&TAがファンド投資運用会社および計算代理人の各々と締結した個別の契約に基づき、ファンド投資運用会社および／または計算代理人が提供する情報のみに基づき行われます。

NFR&TAは、会社ファンドのポートフォリオのための投資が会社ファンド投資運用会社の定めたポートフォリオ運用原則に従っているかを確認するために、かかる投資のモニタリングを行います。かかるモニタリングは、会社ファンド投資運用会社が提供する情報に基づき行われます。

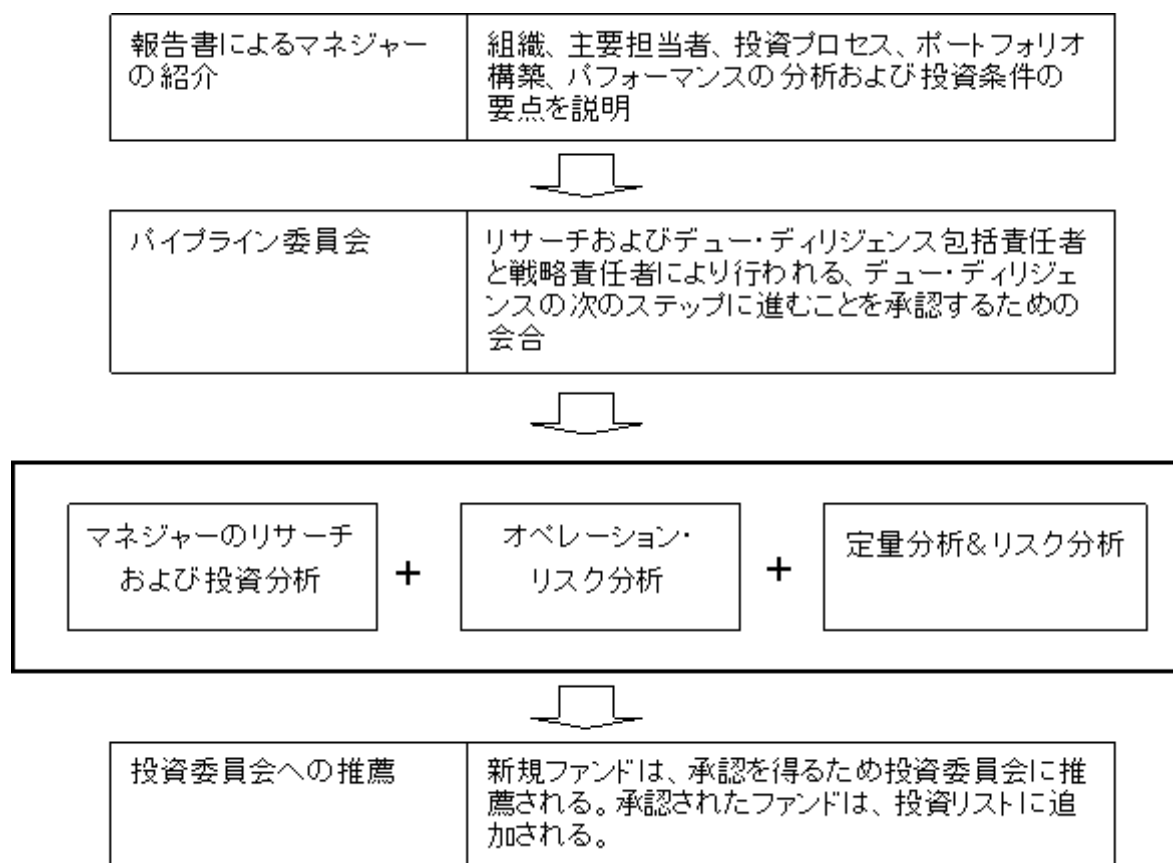
NFR&TAは、2001年にアメリカ合衆国、ニューヨークにおいて、主にオルタナティブ投資を行うノムラ・グループの子会社として設立されました。NFR&TAは、世界中のオルタナティブ投資運用会社およびその商品の評価、選定およびデータ収集を行っており、また、投資助言、モニタリングおよびリスク管理も行っています。

投資プロセス

ファンドが投資を行う本債券の価格は、投資バスケットの価格に連動します。投資バスケット内の積極運用資産部分は、実質的にモメンタム・オールウェザー・ストラテジーIIマスター・ファンドで運用されます。

モメンタム・オールウェザー・ストラテジーIIマスター・ファンドの運用においては、「優れたマネジャーを選別すること」と「それらを適切に組み合わせること」を重視しています。景気や市場の環境分析（トップダウン・アプローチ）から、戦略ごとの配分を決定する一方で、個別マネジャーの運用能力の分析（ボトムアップ・アプローチ）によって投資先マネジャーを厳選します。

以下は、個別マネジャーの分析・選別を行う会社ファンドの投資運用会社（パイオニア・オルタナティブ・インベストメンツ）の投資プロセスです。



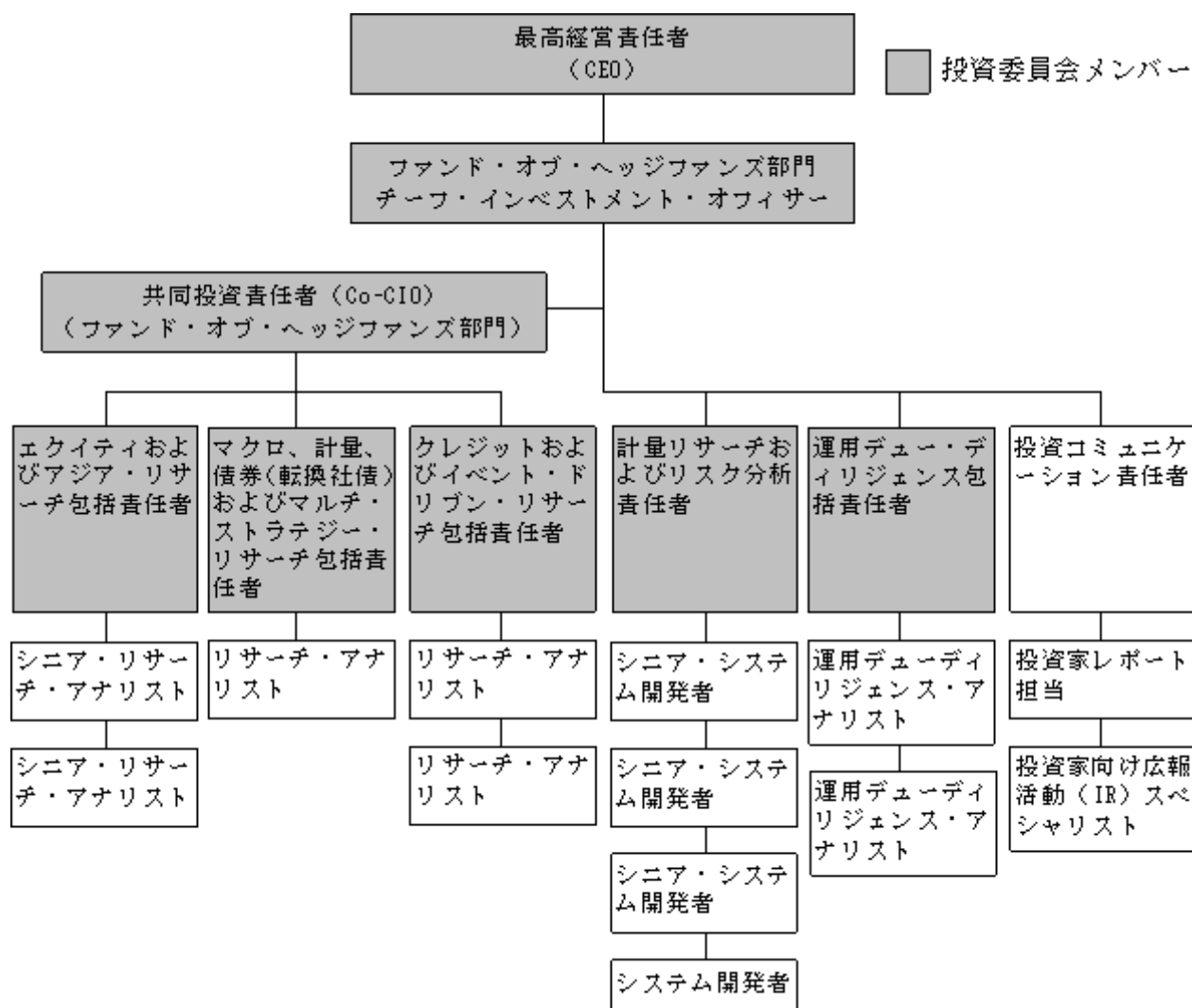
投資委員会は、最高経営責任者（CEO）、ファンド・オブ・ヘッジファンズ部門の責任者、共同投資責任者（Co-CIO）を含む計8名で構成され、マネジャー選別、採用および解約、アセット・アロケーション等を含むすべての投資決定に関する最終責任を有します。

毎月2日間の日程で、現在の市場環境とその市場環境が戦略に及ぼす影響を協議し、アセット・アロケーションを決定する会議が、ダブリンで開かれます。

会議初日に、市場についてのトップ・ダウン・レビューが提示され、各戦略責任者は、投資先マネジャーおよびマネジャーが戦略を実行する際の環境に関するあらゆる事項を提起します。次に、マネジャー・リサーチおよびデュー・ディリジェンス・チームは、オペレーション・リスクおよび定量リスクの査定に基づく推薦を含め、新たなマネジャーを推薦します。

投資チーム全体による活発な討議の後、2日目には投資委員会の8名のメンバーにより、新規マネジャーへの投資を承認するための合意を求める議決が行われます。マネジャーの承認には全員一致であることが必要ですが、マネジャーの解約については委員のうち1名でも再検討を要する等の懸念を表明した場合には、最終的に解約が決定されます。さらに、各ファンド・オブ・ヘッジファンズの組み入れマネジャーは、投資委員会により綿密な見直しと分析が行われ、各マネジャーがそのリスク／リターン目的に適っていることが確認されます。こうした過程で、投資委員会のメンバーは、デュー・ディリジェンス・アナリストとリサーチ・アナリストにより提供されたリサーチを基に議論します。

投資運用のリーサーチおよびデュー・ディリジェンスは、以下の体制で行われます。



出典：パイオニア・オルタナティブ・インベストメンツ、2009年3月31日資料

上記は、2009年3月31日現在のものです。2009年3月末をもって、ファンドが組み入れている、BNPパリバSA発行の本債券の積極運用は停止されました。

(4) 【分配方針】

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、ファンドの投資収益からその保有する受益証券口数に応じて、分配を行うことができます。分配は、分配日においてその氏名が受益者名簿に登録されている者に対して行われます。なお、管理会社は、本債券につき受領した支払利息を分配せず、ファンドの報酬および費用への充当資金として使用する予定です。

(5) 【投資制限】

ファンドは、以下の投資制限に従うとともに、日本証券業協会の定める規則に従います。

- (i) 空売りの制限：空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えてはなりません。
 - (ii) 借入れの制限：借入残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超える借入れを行うことはできません。ただし、合併等の特別の状況または緊急の場合において、一時的にこの10%の制限を超えることがあります。
 - (iii) 株式取得の制限：ファンドは、(イ)いかなる種類の株式、(ロ)出資、(ハ)株式に対する投資もしくは出資を行う契約型投資信託または(ニ)会社型投資信託に投資できません。
 - (iv) 流動性に欠ける投資の制限：ファンドが私募有価証券、非上場有価証券または不動産等の流動性に欠ける資産に投資する場合、当該投資対象の価格の透明性を確保する方法がとられていなければなりません。
 - (v) 利害関係者との取引の制限：管理会社その他受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益証券の保有者（「受益者」）の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引を行うことができません。
- また、ファンドはケイマンの法令を遵守するものとし、管理会社および受託会社は、ファンドのために以下の行為をす

ることができません。

(vi) 管理会社および受託会社が、ファンドのために、自らまたはその役員が取引の相手方となる取引

(vii) 受託会社、管理会社その他ファンド以外の第三者の利益を図る目的で行う取引

(viii) ファンドにより保有される未上場のまたは容易に換金できない投資対象の価額がファンドの純資産の15%を超える投資

上記の主要な投資目的および方針ならびに(iii)記載の制限に従い、ファンドは、株式に投資することがなく、したがって株式投資制限にかかるケイマンの法令の条項がファンドに適用されることはありません。

受託会社および管理会社は、ファンドの受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しない、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。

マスター・ファンドの投資制限および借入れ制限

フィーダー・ファンドは、“フィーダー・ファンド”であるため、マスター・ファンドが遵守する以下の投資制限に従うことになります。

(i) マスター・ファンドの総資産額の20%を超えて1発行体に貸付を行うことはできず、また1発行体の有価証券に投資することはできず、または1カウンターパーティーの信用リスクもしくは支払能力リスクにさらされてはなりません。

(ii) マスター・ファンドは、その投資対象証券の発行体の法律上または経営上の支配を行うことはできません。

(iii) マスター・ファンドは、デリバティブおよびマネー・マーケット証券への投資に関し、一般のリスク分散原則に従います。

(iv) マスター・ファンドの総資産額の20%を超える金額（総額で）を、他のファンドに投資することを主たる投資目的の1つとする他のファンドに投資することはできません。

(v) マスター・ファンドの総資産額の40%（総額で）までを他のファンドに投資することができず、または1投資運用者に割り当てることはできません。ただし、他のファンドまたは投資運用者がリスク分散の原則に従い運用することを条件とします。会社ファンド投資運用会社は、上記(i)の制限が違反されていないことを確認するためにかかる他のファンドの投資対象証券および投資運用者を監視するよう努めます。会社ファンド投資運用会社は、上記(i)項の制限が違反されていることを認識した場合、直ちに是正されるよう措置をとらなければなりません。上記(i)項記載の制限は、経済協力開発機構（以下「OECD」といいます。）加盟国の政府、政府機関もしくは系列機関、または欧州連合加盟国もしくはOECD加盟国が加盟している国際機関により発行もしくは保証された有価証券には適用されません。

これらの投資制限は、投資が行われる時点での各投資に適用されます。ただし(ii)項は、常に適用されます。

会社ファンドの取締役は、付属定款に基づき、金銭の借入れを行う会社ファンドの権限を行使することができます。会社ファンドのこの権限は買戻請求に応じるための資金を賄うために短期ベースで行使される予定です。会社ファンドの総借入額は、通常、その資産の25%を超えません。

3【投資リスク】

① 受益証券の投資に関するリスク要因

受益証券への投資には一定のリスクが伴います。以下は、受益証券への投資に伴うすべてのリスクを網羅することを意図するものではありません。また、ファンドおよび受益者が服する課税の基準および基礎ならびに税負担に関する軽減措置は変更されることがあります。受益証券1口当たり純資産価格は、上昇することも下落することもあります。ファンドが投資目的を達成する保証または損失を回避する保証はありません。

ファンドに関する主なリスクは以下のとおりです。

i 純資産価格の変動リスク

ファンドの投資対象である本債券のリターンは、最終的にはイベント分析戦略、破綻証券、合併アービトラージ取引、C Bアービトラージ取引、トレーディングおよび株式ロング・ショートといったスタイル・カテゴリーを含む（しかしそれらに限定されません。）オルタナティブ投資戦略から構成される分散型のポートフォリオに連動しています。マスター・ファンドにとって不利益な市場変動が起きた場合や、投資に関係する事象がアドバイザーの予想通りとならない場合、損失を被る可能性があります。

また、純資産価額は、金利の変動等の影響による本債券の値動きや本債券発行会社の経営・財務状況の変化等により変動します。かかる価格変動の規模は、証券の満期までの期間が長期であればあるほどより大きくなります。

満期日前に買戻し（途中換金）を行う場合、かかる買戻しから得られる金額は、米ドル建の投資元本を割り込んで損失となる場合があります。

ii 外国為替レートの変動リスク

受益証券1口当たりの純資産価格は米ドル建で計算されるため、投資家の金融資産が米ドル以外の通貨で評価される場合、投資家は、外国為替レートの変動にさらされることになります。受益証券の1口当たりの純資産価格が米ドルで当初投資された元本を上回る場合でも、当該受益証券1口当たりの純資産価格が投資家の通貨建においては下落していることがあります。ファンドは、米ドル建での投資元本の確保をめざすものであり、日本円での投資元本が確保されるものではありません。

iii 早期買戻し（途中換金）のリスク

受益証券1口当たりの米ドル建の投資元本は、当該受益証券が本社債の満期日（ファンドの償還日と同日）まで保有され、償還日に換金される場合にのみ確保されることを目標としています。受益証券1口当たりの純資産価格は、償還日までの10年の間では受益証券1口当たりの米ドル建の投資元本を下回る可能性があり、この償還日以前に買い戻される受益証券は、受益証券1口当たりの米ドル建の投資元本を下回る受益証券1口当たりの純資産価格で換金されることがあります。

iv 受益証券の流動性に関するリスク

受益証券に関して、取引されている市場は存在しません。受益証券は、買戻日を除いて買い戻すことができません。買戻通知（以下に定義します。）の日から対応する買戻日までの期間において、買戻通知をした受益者が保有する受益証券1口当たりの純資産価格下落のリスクは買戻しを請求した受益者が負うこととなります。また、買戻代金の支払は、本債券からの償還金支払の遅滞により遅延する場合があります。受益証券の買戻しは、管理会社がファンドの純資産価額の決定を停止している場合等の一定の状況において、停止されることがあります。

v 本債券発行会社の信用性に関するリスク

ファンドが保有する投資額およびこれに対する利払いの支払請求権には担保が付されていません。本債券発行会社が債務の支払を履行しない場合、投資額がファンドに支払われないおそれがあります。その場合、受益証券の買戻しが不可能になることがあります。

ファンドは、単一の発行体により発行される債券に投資しているため、多数の発行体の発行する債券に分散投資される場合に比べ、高いリスクを伴います。

さらに、ファンドが保有する本債券の価格は、本債券発行会社の関係会社である本債券の計算代理人から入手されることにも留意が必要です。

vi 独立したマネージャー

アドバイザーは、個別に取引を行い、場合によっては、経済効果の面で互いに相殺しあうポジションを保有する場合があります。アドバイザーがこのようなポジションを現実的に保有する場合、ファンド全体としてはいかなる利益も損失も生ぜず、ただ報酬および費用を潜在的に負担することとなります。

vii 運用者1名のアドバイザー

アドバイザーには運用者が1名の場合もあります。かかる場合には、当該運用者が死亡し、または無能力となった場合、ファンドが損失を被ることがあります。

viii ファンド費用

会社ファンドの投資運用会社およびその他のサービスプロバイダーに支払われる報酬は、数次にわたり支払われる

ことがあり、ファンドは、直接投資をする場合に比べて高い費用を負担することがあります。

ix 政治的リスクおよび規制上のリスク

ファンド資産の価値は、政治不安、政策および税制の変更、経済情勢、海外投資および通貨の本国送金に関する制限、ならびに適用される法令の変更等の不確定要因により影響を受けることがあります。例えば、フランス政府が（ファンドにより購入された）ユーロ債（本債券を含みます。）に関し、源泉徴収税の支払いを要求する法律の修正を行った場合、本債券発行会社は、かかる源泉徴収税をうめあわせするために必要な追加金額を支払うよう努めます。ただし、本債券発行会社がうめあわせすることを許可されない場合、または本債券発行会社がうめあわせすることは適切でないと判断した場合、本債券発行会社は、発行済みの本債券を償還することができます。本債券発行会社によるかかる早期償還の場合、本債券の早期償還額は、計算代理人により決定され、満期時における最低償還額が額面金額の100%を下回らない水準の現在価値に相当するものとなります。ファンドは、ファンドの投資家の投資元本を保証するものではありません。

ファンドへの投資につき同様に適用される、本債券に関連する書類およびフィード・ファンドの目論見書（これらの写しは事務代行会社で閲覧することができます。）に記載されている追加リスク要因の概要は以下のとおりです。

投資家は、一定の状況において自らの投資の全額を失うことがあります。

フィード・ファンド、マスター・ファンドおよび会社ファンドへの投資に関するリスク要因

すべての証券投資は元本を失うリスクを伴います。フィード・ファンドがその投資目的を達成するとの保証または表明はなされません。フィード・ファンドへの投資は投機的であり、一定のリスクを伴っています。さらに、フィード・ファンドへの投資は、投資家に対し、マスター・ファンドおよび会社ファンドに関連するリスクを負わせることになります。以下にかかるリスク要因を要約します。

会社ファンド

会社ファンドへの投資は投機的であり、以下のリスクがあります。かかるリスクは、通常、会社ファンドに関連するリスクおよび投資対象に関連するリスクの2種類に分けることができます。

各クラス、サブ・クラスおよびシリーズ・ファンドの資産は、会社ファンドの一般債権者に劣後します。

1. アドバイザーの他の業務

会社ファンドは、一定の資金をアドバイザーの現行運用口座に配分することがあります。運用口座はアドバイザー名義で保有される合同運用口座であり、かかる口座において、当該マネジャーを利用するすべての投資家の資金がプールされます。ファンドへの投資とは異なり、会社ファンドは株式またはその他の形態の権原を受領せずに、単純に、口座の中身における比例持分に對し権利を有します。会社ファンドに代わり会社ファンドの保管会社が保管し得る投資対象は存在せず、会社ファンドの保管会社は運用口座における保管資産の保管業務には関わりません。運用口座への投資により発生する損失は株主が負担することになります。

アドバイザーは追加の顧客口座を管理することがあります。会社ファンドの注文と同様の当該口座に対する注文が同時に行われることがあります。会社ファンドの投資証券の運用成績は、特定の注文がすべての当該口座に對し行われることにより悪影響を受ける可能性があります。

2. 一般的取引リスクおよび投資リスク

すべての投資は元本を失うリスクを伴っています。会社ファンドが企図する各種の投資先ファンド、運用口座、証券およびその他の商品への投資は、相当の経済的リスクを伴います。会社ファンドの投資プログラムは当該投資に内在する損失リスクを一部ヘッジすると予想されますが、その戦略がかかるリスクを防御するまたは会社ファンドの投資目的が達成されると保証することはできません。

投資家が保有する本株式は買い戻された場合にその原価を上回る価値または下回る価値となることがあるため、投資収益および投資の元本の価値は変動します。

3. 運用口座の配分

会社ファンドは、アドバイザーの投資ヴィークルに投資するよりもむしろ、会社ファンドのために運用口座を管理するアドバイザーを雇用することにより、かかるアドバイザーに会社ファンドの資産を配分することがあります。運用口座は会社ファンドに對し理論上無制限の責任を負わせ得るものであり、一部のアドバイザーが取引の際に用いるレバレッジを考えると、会社ファンドは、特定のアドバイザーが管理する運用口座において、会社ファンドが当該アドバイザーに投資を配分した場合より多くの損失を被る可能性があります。会社ファンドは、その資産の指定部分で構成される個別口座を運用するためのアドバイザーを雇用する代わりに、アドバイザーがゼネラル・パートナーまたはマネジャーを務め、かつ会社ファンドが単独リミテッド・パートナーまたは場合により単独株主である別の投資ヴィークルを創設すれば、上記のリスクを回避または軽減することができます。ただし、かかる仕組みの利用は様々な費用を伴う可能性があり、個別投資ヴィークルを利用する義務はありません。

4. 投資の集中

会社ファンドの管理会社は、会社ファンドの投資が何らかの形で集中する場合、最低限の分散投資を行う予定ですが、会社ファンドは、より分散されているポートフォリオに比べ、特別な経済的、政治的、規制上その他の展開により更に大きな影響を受けやすいことがあります。また会社ファンドの総収益は、単一の投資対象の不利な実績により著しく悪影響を受けることがあります。

5. 予想される買戻しの影響

会社ファンドの株主は、会社ファンドの付属定款に従い自己の株式の買戻しを受けることができます。多額の買戻しにより、会社ファンドは、買戻しに充てる必要資金を調達するためおよび持分ベースの減少を適切に反映するポジションを得るため、買戻しが行われない場合よりも急速に投資対象の換金を要する可能性があります。これが、買い戻される会社ファンド株式と発行済株式の両方の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

関係するクラス・ファンドの追補目論見書に明記されるように当該クラス・ファンドの買戻通知日から次の買戻日までの期間の会社ファンドの株式の純資産価格の値下りリスクはその株主が負担します。

6. 会社ファンドの株式の流動性の制限

会社ファンドの株式の売出しのため店頭市場が確立される、または創設されることは想定されていません。会社ファンドの株式は、会社ファンドの取締役会の同意を得ることなく、直接米国人に対しまたは米国人のため譲渡することはできません。

会社ファンドの株式の流通市場は存在しない、またそのような市場が発展するとは見込まれません。そのため、会社ファンドの株主は自らの会社ファンドの株式を買戻しによってのみ処分することができます。

7. 経営権の欠如

会社ファンドの付属定款に別段に規定される場合を除き、会社ファンドの株主は、通常、会社ファンドの経営に参加する権利を有さず、または株主総会において議決権を有しません。会社ファンドの議決権を伴う発行人株式は、会社ファンドの管理会社に対し発行されていません。

8. 多額の報酬および費用

会社ファンドは、費用の支出による会社ファンドの資産の減少を避けるため相当の利益を得なければなりません。加えて、アドバイザー、投資先ファンドおよび会社ファンドの管理会社に支払うべき成功報酬は、適用期間の終了日時点の実現および未実現利益の両方に基づくことがあります。その結果、成功報酬が、実現されない未実現利益に対し支払われる可能性があります。さらに、利益に基づく報酬の支払は、アドバイザー、投資先ファンドまたは会社ファンドの管理会社に対し、当該報酬がない場合よりもより危険な投資またはより投機的な投資を選択する誘因となることがあります。そして、会社ファンドが総じて特定期間に新たな利益を得なかったかまたは損失を負った場合でも、会社ファンドは個々のアドバイザーまたは投資先ファンドの実績に基づき成功報酬を支払う義務を負うことがあります。

9. 多数のアドバイザーまたは投資先ファンド

会社ファンドは多くのアドバイザーまたは投資先ファンドとともに投資を行い、これらの各々は他のものと無関係に取引を行っています。複数の異なるアドバイザーまたは投資先ファンドの利用により、結果的に一部のアドバイザーまたは投資先ファンドがもたらした損失が他のアドバイザーまたは投資先ファンドにより達成された利益を上回らないと保証することはできません。

その上、アドバイザーまたは投資先ファンドは、互いに、その時々市場で同一ポジションを得るため競合することがあります。逆に、会社ファンドが、ある時点で、異なるアドバイザーまたは投資先ファンドの運用する異なる口座において同じ証券または商品について反対ポジションを保有する可能性があります。かかる各ポジションのため会社ファンドは取引費用を負担することになりますが、認識利益または損失を生じないことがあります。そして、多数のアドバイザーまたは投資先ファンドの選択が、単一アドバイザーまたは投資先ファンドの選択に比べてより成功するとの保証はありません。さらに、会社ファンドは、いつでも、その資産をアドバイザーもしくは投資先ファンドの間で再配分し、一または複数のアドバイザーもしくは投資先ファンドを解任するかまたは終了もしくは追加のアドバイザーまたは投資先ファンドを選任することがあります。かかる再配分は、会社ファンド、いずれかのアドバイザーまたは投資先ファンドの運用成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

10. 会社ファンドの投資証券の流動性の制限

会社ファンドは、直接または間接に、投資先ファンドまたは他のオープン・エンド型投資信託の株式に投資することがあります。かかる株式には流動性のある流通市場が存在しないことがあり、また会社ファンドによってはその株式を買い戻す期間を限定することがあります。これらの主体のほとんどが、年間に指定された期間でのみ持分の買戻しを行うことを定めています。その結果、会社ファンドは、指定日以外にかかる持分を清算することができないことになります。

11. 派生商品の主要取引

会社ファンドは、直接または間接に、アドバイザーまたは投資先ファンドを通じ、取引主体としての銀行またはブローカーとの間で、外国為替の直物および先物契約等の派生商品を取引することができます。かかる商品の市

場は、必ずしも、裏付けとなる証券または商品の権利の市場より不安定であるとは思われないものの、当該派生商品は取引所または決済機関により保証されていないため、同商品の主要取引の不履行に対する保護が手薄です。

12. 買付予定の証券

会社ファンドは、直接または間接に、アドバイザーまたは投資先ファンドを通じ、低格付または無格付の証券を購入することがあります。当該証券は、高格付証券を上回る収益を提供することがありますが、概して、より大きな値動きと、証券の発行体の不履行または破産の可能性を含め元本および収益を失うリスクがあります。さらに、当該証券の市場は限定されていることがあります。会社ファンドは、一定の証券を購入するため取引主体としてのディーラーと契約を締結することがあります。当該取引は取引所の規則に従いません。会社ファンドは、直接または間接に、アドバイザーまたは投資先ファンドを通じ、多くの国々の企業および多くの国々それ自体が発行した証券を購入することもあります。かかる投資により、会社ファンドは、為替レートの変動および通貨の再評価による影響を受けることになります。

13. 有価証券の信用取引

証券の購入資金の借入れは、アドバイザーまたは投資先ファンドに対しレバレッジのもたらす利益を提供することがありますが、資本リスクおよび経常費用の増加を生じます。

借入れ資金をもって買い付けた証券の値上り益または借入額に対する支払利息を超える当該証券から得た利益は、借入れを行わない場合よりも急速に会社ファンドの1株当たり純資産価格を上昇させることになります。反対に、買い付けた証券の値下がり、借入れを行わない場合よりも急速に会社ファンドの1株当たり純資産価格を低下させることになります。

14. オプション

会社ファンドは、直接または間接に、アドバイザーまたは投資先ファンドを通じ、現物商品および先物契約のオプションを含む商品オプションならびに株式オプションの取引に従事することがあります。かかる取引は、当該オプションが投機的であり高度にレバレッジされているという点において、商品先物契約または証拠金に基づく証券の取引に関わるものと実質的に同様のリスクを伴います。オプションの裏付けとなる商品、先物契約または証券の特別な市場の変動は正確に予測することはできません。オプションの買い手は、オプションの買付価格の全額を失うリスクを負っています。オプションの売り手は、オプションについて受領したプレミアムと、オプションの行使により売り手が買取りまたは引渡しを要するオプションの裏付けとなる商品、先物契約または証券の価格との差額から発生する損失リスクを負っています。

15. 報酬

運用報酬および成功報酬等の会社ファンドの直接的報酬および費用、アドバイザーまたは投資先ファンドの報酬ならびに当該他のファンドへの投資により生じる手数料および費用の間接的負担により、多層階的報酬（顧問報酬および成功報酬を含みます。）を生じ、また会社ファンドの原投資対象への直接投資に関連するものを上回る費用がかかることがあります。このため、会社ファンドの費用が、他の投資主体に関連する費用に比べ、純資産に対し高い比率を占めることがあります。

16. 他のスキームへの投資

会社ファンドが投資する投資先ファンドの証券は、通常、私募で売り出され、公募のため登録されるより規制の多いミューチュアル・ファンドとは異なり、規制、開示および報告要件が限られています。従って、投資先ファンド、その持高および実績について比較的わずかな公開情報のみが、サブ・ファンドの投資証券の運用および評価を行う際に会社ファンド投資運用会社に対し提供されることになります。投資先ファンドに関するその他の情報について、会社ファンド投資運用会社は投資先ファンドそれ自体、そのアドバイザー、管理事務代行会社および代理人に依拠しなければなりません。投資家は、会社ファンド投資運用会社のアドバイザー監視能力がかかる投資先ファンドおよびその運用業務に関して提供される情報の量、適時性および品質により影響を受けることならびに会社ファンド投資運用会社が投資先ファンドまたはその代理人により提供される情報の多くを独自に検証する手段が極めて限定され得ることを認識するべきです。さらに、会社ファンドは、投資先ファンドまたは他の投資信託において会社ファンドが保有する投資証券の公式評価を利用しますが、会社ファンドの取締役会が定めるその他の状況において当該評価を利用できない場合、会社ファンドは当該投資証券に対する推定評価額を利用します。

17. 為替リスク

会社ファンドは、直接または間接に、アドバイザーまたは投資先ファンドを通じ、様々な法域の発行体の証券に投資することがあり、投資が行われる場合にかかる証券は、関係するクラス・ファンドまたはサブ・クラス・ファンドの基準通貨以外の通貨建てで表示されていることがあります。当該投資証券の価額は、外国通貨と当該基準通貨の間の為替レートの変動により有利または不利な影響を受けることがあります。一部の国（米国、英国またはその他の欧州連合諸国に比べ証券市場の規制が厳格ではない新興諸国等）の企業（および政府）の証券への投資は、米国企業または米国政府の証券への投資に通常関連しない一定の検討事項を伴っています。かかる

事項には、とりわけ、収用、国有化ならびに一般的な社会不安、政治不安および経済不安といったリスクの増大等の政治的および経済的検討事項、当該国の証券市場が小規模で取引高が少ないことによる潜在的な流動性不足および価格の不安定、通貨間の為替レートの変動および通貨換算の関連費用、投資機会を制限する可能性のある一定の政策およびほとんどの場合に米国より有効ではない政府の規制が含まれます。

18. ヘッジ

会社ファンドは、為替の変動をヘッジするためオプション、先物契約またはその他の商品および技法を利用することがありますが、当該ヘッジ取引が有効となるという保証はなく、当該商品および技法は追加のリスクを伴っています。

19. 評価

クラスまたはサブ・クラスの1株当たり純資産価格の決定において、会社ファンドの取締役会は、随時、会社ファンドの投資対象の推定価格に依拠することがあります。推定価格が用いられる場合、当該概算が不正確であると判明しても評価額は通常訂正されないことに留意するべきです。買付申込または買戻しが全面的または部分的に当該時の推定に基づく価格で実行される場合、かかる推定額が極めて高い場合には、新規株主の投資が既存株主に利益をもたらすこととなります。同様に、かかる推定額が非常に低い場合、既存株主はその会社ファンド株式の価値の低下を被ることとなります。

HSBCセキュリティーズ・サービスズ（ルクセンブルグ）エス・エーは会社ファンドの副管理事務代行会社、副登録事務代行会社および副保管会社を務めるため任命されましたが、会社ファンドはルクセンブルグにおいて登録されていません。会社ファンドはルクセンブルグ法に準拠しません、またその業務はルクセンブルグにおいて管理されません。

マスター・ファンドおよびフィーダー・ファンド

以下の追加リスク要因はフィーダー・ファンドへの投資に関連しており、マスター・ファンドへの投資にも同様に適用されます。

1. フィーダー・ファンドの基準通貨以外の通貨建てのフィーダー・ファンドの各投資対象は、特定通貨の価値が1つまたは複数の他の通貨に関連して変動するというリスクを負っています。この結果、投資対象が実際にその通貨建ての価値が上昇した場合でも、投資損失を被る可能性があります。通貨の価値に影響を及ぼす可能性のある要因には、貿易収支、短期金利のレベル、異なる通貨建ての類似資産の選択的価値の差異、長期的投資機会、元本の値上り益および政治的展開等があります。会社ファンド投資運用会社は、通貨、為替先物契約、為替先渡契約、スワップ、前記のオプションまたはこれらの組合せ（取引所で取引されるかまたは店頭市場であるかを問わない。）に投資することにより上記のリスクのヘッジを試みることができますが、当該戦略が有効であると保証することはできません。店頭商品は取引所または決済機関により保証されていないため、商品に対する支払不履行により、フィーダー・ファンドは未実現利益を失うことになるか、または当該時の時価で買付または転売（適用ある場合）の約定額を支払わなければならないこととなります。
2. 付属定款に基づき、会社ファンドの取締役会は、会社ファンドの資金借入れ権限を行使することができます。取締役会は、会社ファンドについて本権限を短期に買戻しに充てる資金を提供する目的で利用する意向です。会社ファンドの通常の方針ではないものの、会社ファンドはまた、随時、原投資証券に対するエクスポージャーを増やすため借入れを行う権限を行使することがあります。会社ファンドの借入総額は、通常、会社ファンドの資産の25%を超えない予定です。
3. フィーダー・ファンドがその投資目的を達成すると保証することはできません。投資対象の短期的または長期的見通しについての会社ファンドの管理会社の推定が正確であるとの保証はないため、フィーダー・ファンドへの投資は投機的であるとみなすべきです。
4. フィーダー・ファンド株式は買戻された場合に原価を上回る価値または下回る価値となることがあるため、投資収益および投資の元本の価値は変動します。
5. フィーダー・ファンドの株式の流通市場はなく、譲渡可能性について制限されるため、フィーダー・ファンド株式の流動性は限定されています。
6. 付属定款の規定により、異なるサブ・クラスおよびクラスの所持人の間において、あるサブ・クラスまたはクラスの株式に帰属する元本の純値上り益および値下り損は当該サブ・クラスまたはクラスにのみ配分されます。同様に、当該サブ・クラスまたはクラスにのみ帰属する費用は当該サブ・クラスまたはクラスに対してのみ配分されます。しかしながら、会社ファンドの債権者は、通常、その請求を特定のサブ・クラスまたはクラスから充足する義務を負いません。むしろ、かかる債権者は、その請求を会社ファンドの資産全体から充足するよう求めることがあります。このため、特定のサブ・クラスまたはクラスに関する債権者の請求が当該サブ・クラスまたはクラスに帰属する純資産を上回る場合、他のサブ・クラスまたはクラスに帰属するものを含む会社ファンドの残余資産が当該請求に従うこととなります。

7. フィーダー・ファンドがマスター・ファンドにおいて保有する投資対象の価値のすべての計算は、投資先ファンドまたはその他の投資対象に対するマスター・ファンドの投資に関する推定に基づき、かかる推定は、次に、マスター・ファンドが投資先ファンド、その各々の管理事務代行会社、アドバイザーまたはその他の代理人から受領する推定価格に基づくことがあります。直近で提供される推定額が用いられますが、かかる推定の時期が常にフィーダー・ファンドの評価日の時期と一致するとは限らず、そのため当該推定が関係する評価日においてもは有効ではないことがある点に投資家は留意するべきです。会社ファンドは、投資先ファンドまたはそれらのサービス提供者から受けとる評価または推定の精度を評価することはできません。推定額が利用される場合フィーダー・ファンドの1株当たり純資産価格（ならびにこれに基づく申込価格および買戻価格）は、当該推定額が不正確であると判明した場合でも訂正されないことに留意するべきです。フィーダー・ファンド株式の買付申込または買戻しが当該時の推定に基づく価格で実行される場合、かかる推定額が極めて高い場合、新規株主の投資は既存投資家または買戻しを行う投資家に利益をもたらすことになります。同様に、かかる推定額が非常に低い場合、既存投資家または買戻しを行う投資家は自らの株式の価値の低下を被ることになります。
8. 株主は、付属定款に従い自己の本株式の買戻しを受けることができます。多額の買戻しにより、会社ファンドは、買戻しに充てる必要資金を調達するためおよび持分ベースの減少を適切に反映するポジションを得るため、買戻しが行われない場合よりも急速に投資証券の換金を要する可能性があります。これが、買い戻される本株式と発行済本株式の両方の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、一定の状況において、会社ファンドは、買戻しに充てる資金を調達するため借入れを要することがあり、当該借入れの費用は残りの株主が負担します。フィーダー・ファンドの買戻し通知日から次の買戻しまでの期間のフィーダー・ファンド株式の純資産価格の値下りリスクは株主が負担します。
9. フィーダー・ファンドは投資会社に類似するとみなされることがありますが、フィーダー・ファンドは、私募投資信託に提供される例外に依拠して1940年米国投資会社法（改正済）（「法」）に基づく投資会社として登録する意向はありません。従って、法の条項（特に、投資会社は利害関係のない取締役を擁すること、保管される証券は常に他者の証券とは個々に区別されることまたは当該投資会社の財産として当該証券を明確に識別するためマークをつけることを要求する条項およびアドバイザーと投資会社の関係を規制する条項）は適用されません。
10. フィーダー・ファンドが投資するクラス・ファンドは商品先物契約および／または商品オプション契約を取引することがありますが、会社ファンドの管理会社は、米国商品先物取引委員会（「CFTC」）規則4.13(a)(4)に基づく商品プール運用者（「CPO」）としてのCFTCへの登録を免除されています。そのため、登録CPOとは異なり、会社ファンドの管理会社は、株主となる見込みの者に対しCFTC準拠の開示文書を提供する必要はない、または登録CPOsに適用されるCFTC規則の要件を充足する証明付年次報告書を提供する必要はありません。
- CFTC免除規則により、とりわけ、フィーダー・ファンドの各株主は、CFTC規則に基づく非米国人であること、一定の投資精通基準を満たすことまたはその他の点において規則に特定される適格投資家であることを求められません。同規則はまた、フィーダー・ファンドにおける持分が1933年証券法に基づく登録を免除されることならびに米国において公募を行わずに募集および売出しを行うことを求めています。フィーダー・ファンドの目論見書、追補目論見書または米国人向け補足開示書類のいずれも、CFTCにより精査または承認されていません。

② リスク管理

ファンドは、その資産のほぼすべてを本債券発行会社が発行した本債券に投資します。計算代理人は、バスケット価額、バスケット内の価格差およびフィーダー・ファンドの配分比率（別紙1に記載されています。）の計算を行います。ノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ・インク（以下「NFR&TA」といいます。）は、計算代理人が行った計算がポートフォリオ運用原則および／または本債券に関連する書類に記載された方法に従っているかを確認するためにかかる計算のチェックを行います。かかるチェックは、NFR&TAがファンド投資運用会社および計算代理人の各々と締結した個別の契約に基づき、ファンド投資運用会社および／または計算代理人が提供する情報のみに基づき行われます。

NFR&TAは、会社ファンドのポートフォリオのための投資が会社ファンド投資運用会社の定めたポートフォリオ運用原則に従っているかを確認するために、かかる投資のモニタリングを行います。かかるモニタリングは、会社ファンド投資運用会社が提供する情報に基づき行われます。

NFR&TAは、2001年にアメリカ合衆国、ニューヨークにおいて、主にオルタナティブ投資を行うノムラ・グループの子会社として設立されました。NFR&TAは、世界中のオルタナティブ投資運用会社およびその商品の評価、選定およびデータ収集を行っており、また、投資助言、モニタリングおよびリスク管理も行っています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されません。

② 日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されません。

（３）【管理報酬等】

管理会社は、管理会社としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の最終評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の0.01%（年率）に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含みます。）を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から受領します。

受託会社は、受託会社としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の最終評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の0.01%（年率）に相当する報酬を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から受領します。

保管会社は、保管会社としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の最終評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の0.09%（年率）に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含みます。）を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から受領します。なお、保管会社は、いつでも保管人または副保管人を指名することができます。ただし、保管会社は受託会社に対して保管契約上の義務を履行するものとし、その報酬および費用がファンドの資産から支払われます。

事務代行会社は、事務代行会社としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の最終評価日において発行済みである受益証券口数を乗じた額の0.09%（年率）に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含みます。）を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から受領します。

代行協会員は、代行協会員としての業務に関し、受益証券１口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の最終評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の0.5%（年率）以下に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含みます。）を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から受領します。なお、2009年４月１日以降、代行協会員報酬は０%に変更されています。

受託会社、管理会社、保管会社、事務代行会社および代行協会員の報酬は、ファンドの資産から、2015年12月31日（同日を含みます。）まで支払われるものとし（ただし、ファンドが信託証書の条項に従い早期に終了する場合を除きます。）。上記のファンドに請求される報酬および費用は、本債券の利息から支払われるものとし（ただし、）。上記のファンドに請求される報酬および費用は、本債券の利息から支払われるものとし（ただし、）。

2011年12月31日に終了した会計年度中の各報酬は、以下のとおりです。

管理報酬	3,489米ドル
受託報酬	3,489米ドル
保管報酬	31,404米ドル
事務代行報酬	33,193米ドル
代行協会員報酬	0米ドル

（４）【その他の手数料等】

すべての固定費用（監査報酬、弁護士報酬、登録料および日本の法律上の報告書のための手数料を含みますが、これらに限りません。）は、払込日に受領された申込手取金総額の中から引当てられる準備金から支払われます。かかる準備金は、最初の評価日に計算される純資産価額に計上されました。

2011年12月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、0米ドルでした。

上記の費用に加え、本債券のストラクチャーに伴う経費があり、それらが本債券の価額に反映されていることに留意する必要があります。

本債券に計上される資産および／または勘定から支払われる手数料

本債券のレベルでは、計算時において、バスケットの価額から額面金額の年率1%の名目手数料が差し引かれます。 W_{m-1} が10%を下回った場合、かかる手数料は、適用されなくなります。本債券およびバスケットに関する詳細は、別紙1および本債券の最終要項に記載されます。

会社ファンド、マスター・ファンドおよびフィーダー・ファンドに計上される資産および／または勘定から支払われる報酬および費用**1. 会社ファンドの登録事務および管理事務代行会社の報酬**

2004年8月20日付の管理事務および登録事務代行契約に基づき、マネジメント・インターナショナル（バーミューダ）リミテッド（以下「会社ファンドの事務代行会社」といいます。）は、会社ファンドから行った業務に対する通常の報酬（会社の純資産の年率0.125%（現行）に相当します。）に基づく報酬の支払いを受け、またその業務の遂行において生じた実費の払戻しを受ける権利を有します。

2. 会社ファンドの保管会社の報酬

2004年8月20日付の保管契約に基づき、ザ・バンク・オブ・バーミューダ・リミテッド（以下「会社ファンドの保管会社」といいます。）は、会社ファンドから行った業務に対する通常の報酬（会社の純資産の年率0.1%（現行）に相当します。）に基づく報酬の支払いを受け、またその業務の遂行において生じた実費の払戻しを受ける権利を有します。

3. 運用報酬およびパフォーマンス報酬

会社ファンドは、会社ファンドの管理会社からマスター・ファンドの月次純資産価額の年率1.5%に相当する運用報酬を請求されます。運用会社報酬は、会社ファンドの管理会社に対し毎月後払いで支払われます。マスター・ファンドは、会社ファンドの管理会社から各月末にマスター・ファンドの株式1株当たりの純資産価格（パフォーマンス報酬の控除前、かつその他のすべての費用および負債の控除または計上後）の増加分（前月までのいずれかの月の月末現在で最も高かった純資産価格と比べた増加分）（もしあれば）の10%に相当するパフォーマンス報酬を請求されます。

4. その他の営業費用

各クラス、サブ・クラス、およびシリーズ・ファンドは、その運営および事業に関するその他すべての費用、および他のクラス、サブ・クラス、およびシリーズ・ファンドと共に、ファンド会社の費用の比例割当分（ファンド会社の前評価日現在の当該クラス、サブ・クラス、およびシリーズ・ファンドの純資産価額に比例します。）を負担します。かかる費用には以下が含まれますがこれらに限定されません。

（i）法律顧問および監査人の報酬

（ii）会社ファンドの取締役の報酬および費用

（iii）会社ファンドのバーミューダの登記上の事務所の維持費

（iv）会社ファンドの株主（以下「株主」といいます。）に対する報告書および通知の印刷費および配布費用、および

（v）当該クラス、サブ・クラス、およびシリーズ・ファンドに関する会社が発行する目論見書、補遺目論見書、およびその他の販売用資料の印刷費および配布費用

会社ファンドの設立費用および会社のすべてのクラス・ファンドの設立および株式の発行に関連し生じるすべての準備費用は、すべてのクラス・ファンドの間で、各々の純資産価額に比例して割り当てられ60か月で償却されます。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいています。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきです。

（Ａ）日本

ファンドは日本の税法上公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります。

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、分離課税となり、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されません。

	2012年 12月31日まで	2013年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15%	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %	5 %
合計	20%	20.315%	20%

- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。

	2012年 12月31日まで	2013年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15%	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %	5 %
合計	20%	20.315%	20%

- (4) 法人の益金不算入の適用は認められません。
- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。
- (6) 償還益については、表示通貨ベースの償還価額が取得価額を上回る額は利子所得とされ、分配金と同じ扱いとなります。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いに変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（Ｂ）ケイマン諸島

ファンドは、ケイマン諸島の総督から、信託法第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価格上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を取得しています。

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書提出日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

５【運用状況】**（１）【投資状況】**

資産別および地域別の投資状況

（2012年４月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	フランス	26,016,190	98.63
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		360,550	1.37
合計 (純資産総額)		26,376,740 (2,142百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】**

（2012年４月末日現在）

銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	額面金額 (米ドル)	簿価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
BNP PARIBAS 0.7% 31/12/15	フランス	債券	0.7	2015年12月31日	28,300,000	27,054,800	26,016,190	98.63

上記の他、投資有価証券はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません（2012年４月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（2012年４月末日現在）。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記会計年度末ならびに2012年４月末日および同日前１年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第１会計年度末 (2006年12月31日)	128,707,821	10,449,788	103.38	8,393
第２会計年度末 (2007年12月31日)	90,140,014	7,318,468	111.98	9,092
第３会計年度末 (2008年12月31日)	43,305,809	3,515,999	83.60	6,787
第４会計年度末 (2009年12月31日)	36,126,817	2,933,136	77.53	6,295
第５会計年度末 (2010年12月31日)	35,898,601	2,914,607	88.64	7,197
第６会計年度末 (2011年12月31日)	26,025,945	2,113,046	89.44	7,262
2011年５月末日	31,502,560	2,557,693	90.52	7,349
６月末日	30,291,251	2,459,347	90.69	7,363
７月末日	29,573,247	2,401,052	91.28	7,411
８月末日	29,764,435	2,416,574	93.60	7,599
９月末日	28,864,890	2,343,540	91.93	7,464
10月末日	28,300,621	2,297,727	90.13	7,318
11月末日	27,770,814	2,254,712	89.87	7,297
12月末日	26,025,945	2,113,046	89.44	7,262
2012年１月末日	26,529,955	2,153,967	91.80	7,453
２月末日	26,246,224	2,130,931	92.74	7,530
３月末日	26,545,519	2,155,231	93.80	7,616
４月末日	26,376,740	2,141,528	93.20	7,567

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）
第1会計年度 (2005年12月27日－2006年12月31日)	3.38%
第2会計年度 (2007年1月1日－2007年12月31日)	8.32%
第3会計年度 (2008年1月1日－2008年12月31日)	－25.34%
第4会計年度 (2009年1月1日－2009年12月31日)	－7.26%
第5会計年度 (2010年1月1日－2010年12月31日)	14.33%
第6会計年度 (2011年1月1日－2011年12月31日)	0.90%

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当たり純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格

*第1会計年度の場合は、

a＝2006年12月末日の1口当たり純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当初発行価格（100米ドル）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2005年12月27日 －2006年12月31日)	1,270,000 (1,270,000)	25,000 (25,000)	1,245,000 (1,245,000)
第2会計年度 (2007年1月1日 －2007年12月31日)	0 (0)	440,000 (440,000)	805,000 (805,000)
第3会計年度 (2008年1月1日 －2008年12月31日)	0 (0)	287,000 (287,000)	518,000 (518,000)
第4会計年度 (2009年1月1日 －2009年12月31日)	0 (0)	52,000 (52,000)	466,000 (466,000)
第5会計年度 (2010年1月1日 －2010年12月31日)	0 (0)	61,000 (61,000)	405,000 (405,000)
第6会計年度 (2011年1月1日 －2011年12月31日)	0 (0)	114,000 (114,000)	291,000 (291,000)

（注）（ ）内の数字は、本邦内における販売口数、買戻し口数および発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドは現在、受益証券購入の申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

買戻請求

受益者は、英文目論見書に添付されたまたは受託会社が管理会社と協議の上で随時承認するその他の書式による受益証券の買戻しを要求する通知（以下「買戻通知」といいます。）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買い戻すよう請求することができます。各買戻通知は、1,000口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数で行われます。

受益証券は、通常、各評価日（以下「買戻日」といいます。）に買い戻すことができます。買戻通知は、原則として、関連する買戻日が含まれる月の日本における最初の営業日から当該月の19暦日（当該月の19暦日が日本における営業日でない場合は日本における翌営業日）までに事務代行会社に到達しなければなりません。受益証券1口当たりの買戻価格（以下「買戻価格」といいます。）は、関連する買戻日におけるファンドの純資産総額を、当該買戻日における発行済受益証券口数で除して計算されます。

上記にかかわらず、管理会社および受託会社は、当該買戻しがその他の受益者または適切に運用されているファンドの資産を害すると判断した場合、買戻請求の全部または一部の受諾を拒否することができます。かかる拒否（もしあれば）は、書面にて同意される追加手続をもって当該受益者に対して直ちに通知されます。

下記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（i）純資産価額の計算、受益証券1口当たりの純資産価格の計算および／または受益証券買戻しの停止」において記載される期間中は、いかなる受益証券も買い戻されません。

買戻しに関する送金は、本債券に関する買戻代金に相当する金銭が当該受益証券の買戻しの資金に充当するために受領されることを前提として、米ドル建て電信送金され、計算日または管理会社が決定するその他の日から5ファンド営業日以内に送金される予定です。管理会社は、純資産価額の計算停止期間中、買戻代金の支払を延期することができます。

計算日とは、該当する評価日が属する月の翌月の10暦日（当該月の10暦日がルクセンブルグにおける営業日でない場合はルクセンブルグにおける翌営業日）をいいます。

強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、またはかかる保有によりファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を管理会社が受託会社と協議の上で決定した場合、または管理会社が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社は、当該受益証券の保有者に対し、10日以内に当該受益証券を売却し、かつかかる売却の証拠を管理会社に提供するように指示することができます。上記が満たされない場合、受託会社は、ファンドの勘定による買戻しおよび当該受益証券の消却を行うことができます。強制的に買い戻された各受益証券の買戻価格は、当該強制買戻日またはその直前の評価日に決定される受益証券1口当たりの純資産価格に等しいものとします。

（ロ）日本における買戻し手続等

受益証券は、通常、買戻日に買い戻すことができます。買戻通知は、原則として、関連する買戻日が含まれる月の日本における最初の営業日から当該月の19暦日（当該月の19暦日が日本における営業日でない場合は日本における翌営業日）までに、日本における販売会社を通じて事務代行会社に到達しなければなりません。午後3時までには買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは1,000口単位とします。受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日におけるファンドの純資産総額を、当該買戻日における発行済受益証券口数で除して計算されます。日本における販売会社に対する買戻代金の支払いは、米ドル建てで行われます。買戻代金は、その後、外国証券取引口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社によって、円貨または米ドルで支払われます。支払いが円貨の場合、米ドルと円貨との換算は日本における販売会社が注文の成立を確認した日（約定日）における東京外国為替市場の相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによります。評価日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

日本における買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して日本の販売会社の4営業日目から行われます。通常、約定日は、計算日の日本における翌営業日となります。

計算日とは、該当する評価日が属する月の翌月の10暦日（当該月の10暦日がルクセンブルグにおける営業日でない場合はルクセンブルグにおける翌営業日）をいいます。

上記「（イ）海外における買戻し手続等」買戻請求に記載されるとおり、受益証券の買戻しが停止されることがあります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(i) 純資産価額の計算

受益証券1口当たりの純資産価格は、その総資産から総負債を差し引いた額であるファンドの純資産価額を、発行済受益証券総数で除して計算されます。事務代行会社は、各計算日に各評価日現在の受益証券1口当たりの純資産価格を計算します。純資産価額の決定は、事務代行会社により、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って行われます。

ファンドの評価日毎の受益証券1口当たりの純資産価格は、日本における販売会社から入手することができます。

「評価日」とは、各月の最終暦日、または受託会社および管理会社が他に随時決定するその他の日です。

「計算日」とは、該当する評価日が属する月の翌月の10暦日（当該月の10暦日がルクセンブルグにおける営業日でない場合はルクセンブルグにおける翌営業日）をいいます。

「営業日」とは、ルクセンブルグおよび東京の銀行が営業を行っている日（毎年12月24日は除きます。）または受託会社が管理会社との協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

計算代理人は、自己の単独かつ完全な裁量において、計算代理人が判断する正常な市況に基づき、各暦月の最終暦日および／または計算代理人が評価日として特定するその他の日（各々を以下「本債券評価日」といいます。）付の本債券の評価額（以下「評価額」といいます。）を月次で提供し（以下「月次評価」といいます。）、かつ関連する公表日（以下に定義します。）の営業終了時間（東京時間）までにこれを事務代行会社に連絡することに努めるものとします。

各本債券評価日に関連する「公表日」とは、当該本債券評価日から3パリ営業日（以下に定義します。）目の翌東京営業日（以下に定義します。）をいいます。

「東京営業日」とは、東京の商業銀行が通常の営業を行っている日（土曜日、日曜日および祝日を除きます。）をいいます。

「パリ営業日」とは、パリの商業銀行が通常の営業を行っている日（土曜日、日曜日および祝日を除きます。）をいいます。

評価額は、計算代理人によって計算されるものとします。また、評価額は、以下の特性を有する適切な発行プログラムに基づき債券発行会社またはその関連会社が発行する米ドル建想定債券のm月の関連するフィーダー・ファンドの評価日付の価格（パーセンテージで表示されます。）であり、計算代理人が、その単独の裁量により、m月のフィーダー・ファンドの最終評価日付のゼロ・クーポン・カーブおよび本債券発行会社の資金調達コストに基づき算出します。

(1) 満期日は、関連する本債券の満期日と同日とします。

(2) 満期の償還金額は、その額面金額の100%とします。

(3) 2006年3月31日以降（同日を含みます。）2015年12月31日（同日を含みます。）までの各年度の3月、6月、9月および12月の末日に、年率0.70%のクーポンが支払われるものとします。

上記の月次評価の公表に加え、計算代理人は、上記と類似の方法に基づき、各月の10暦日付の本債券の推定価格（以下、「月中評価」といいます。）を本債券保有者に対し公表することに努めます。

月中評価は、当該10暦日から3パリ営業日目の翌東京営業日に本債券保有者に対し公表が予定されています。疑義を避けるために付言すると、月中評価は一つの参考であり、リクイディティ・プロバイダー（別紙2に定義します。）が本債券保有者から本債券を購入する価格ではありません。

BNPパリバが提供した商品に関する価格情報は、指標となるもので機密情報であり、情報提供の目的のみに供されるものです。当該情報はBNPパリバの自社の内部モデルおよび計算方法にしたがって誠実に準備され、また関連があると判断されるときは、入手可能なその他の価格情報に基づくかまたはそれを使用した情報です。異なる計算方法および／または価格情報もしくは前提に基づいて準備された情報は、異なる結果をもたらすことがあります。提供された情報は、多くの要因からの影響を受けている可能性があります。これらの要因が考慮されないこともあります。このため、提供された情報は、ほかの情報源またはほかの市場参加者から入手した情報とは大幅に異なることがあります。

価格情報の公正性、正確性、完全性または正当性については、明示的または黙示的を問わず、いかなる表明または保証も行いません。評価額は、特定の金融市場の情勢の悪化、政治的要因、特定の産業における開発または動向および利率の変更（ただしこれらの要因に限定されるものではありません。）次第で、低く算出されることがあります。

本債券の価額は、バスケット価額に連動します。本債券の計算代理人は、フィーダー・ファンドの事務代行会社により決定された月のフィーダー・ファンドの1株当たり純資産価格（以下「フィーダー・ファンドNAV」といいます。）の通知を受領した各月のバスケット価額を別紙1に記載された算式に従い計算します。フィーダー・ファンドNAVは、一般に認められた会計原則およびフィーダー・ファンドの目論見書の条項に従い、発生主義会計に基づき、米ドル建てで、決定されます。

月毎のバスケット価額の計算に加え、本債券の計算代理人は、その裁量により、本債券の確保すべき元本金額（即ち額

面金額当たり10,000米ドル）を維持するために、会社ファンドの事務代行会社から入手する最新の推定フィーダー・ファンドNAVを基準に、別紙1記載の算式に調整を加え、追加のバスケット価額を計算します。

受託会社は、バスケット価額の月次確認を該当する評価日後30日以内に、またはその後、合理的に可能な限り早急に受取ります。

投資家は、フィーダー・ファンドNAVは、付属定款に従い決定されること、また、ファンド会社のマスター・ファンドの投資の実勢価額に基づくものであることに注意すべきです。フィーダー・ファンドの評価日のタイミングを前提に、マスター・ファンドに関する入手可能な最終評価は、常に、投資先ファンドおよびその他の投資対象へのマスター・ファンドの投資の推定価格を基準に行われます。かかる推定は、投資先ファンドもしくは投資先ファンドのための各々の事務代行会社、アドバイザーまたはその他の代理人により行われます。入手可能な最新の推定価格が使用されますが、投資家は、かかる推定のタイミングは必ずしもフィーダー・ファンドの評価日と一致するわけではないため、当該評価日にかかる推定が有効でなくなっている場合があることに注意すべきです。会社ファンドは、投資先ファンドまたはその業務提供者から受領する評価または推定の精度を判断することはできません。推定価格が使用される場合、かかる推定が不正確であることが判明した場合もフィーダー・ファンドまたはマスター・ファンドは評価額を修正しないことに注意すべきです。フィーダー・ファンドの株式の購入または買戻しが推定価格を基準とした価格で行われる場合で、かかる推定価格が高過ぎる場合は、新規株主の投資は、既存の投資家または買戻しを行う投資家に利益をもたらし、同様に、かかる推定価格が低過ぎる場合は、既存の投資家または買戻しを行う投資家は株式価値の下落により損失を被ることになります。

会社ファンド、会社ファンドの管理会社、会社ファンド投資運用会社および会社ファンドの副登録事務代行会社および副保管会社は、投資先ファンドまたはその他の情報源から得た推定に基づいた評価額が不正確であることが判明した場合においても、フィーダー・ファンドまたはその投資家が被った一切の損失について、責任を負いません。

ファンドの短期投資および現金は、以下のとおり評価されます：(a)満期までの残存期間が60日以内の短期投資については、(i)市場価格、(ii)満期の61日前の日における市場価格と額面価格との差額を償却して、または(iii)市場価格が入手できない場合には償却済原価で評価されます；(b)現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価されます；ならびに(c)米ドル以外の通貨で表示される評価額については、入手可能な直近の当該通貨の売買仲値により米ドルに換算されます。

管理会社によるトラスト・ファンドの価額または純資産価額のすべての決定は、管理会社の授権された役員または代表者により認証され、また、かかる認証は、すべての受益者に対し最終的かつ決定的なものであり、また、明らかな誤りがない限り、管理会社または事務代行会社への損害賠償請求権はありません。管理会社および事務代行会社は、第三者が提供した評価額に依拠することができ、明らかな誤りがない限り、管理会社または事務代行会社への損害賠償請求権はありません。受託会社は、管理会社または事務代行会社によるトラストの資産の評価または純資産価額の計算（またはこれらの誤り）に関し、いかなる場合も責任を負わないものとします。

受益証券1口当たりの純資産価格の計算および／または受益証券買戻しの停止

管理会社は、受託会社と協議した上で、ファンドの大部分（受託会社の裁量により決定されます。）が清算されるかもしくはファンドが終了させられるいずれかの事由が発生した場合、ケイマン諸島の所轄官庁の命令による場合、または以下のすべてもしくは一部の期間中、純資産価額の算定および／または受益証券の買戻しならびに／または買戻しのために受益証券を提出した受益者に対する買戻代金の支払を停止することができます。

- (a) その時点においてファンドの投資対象もしくは取引の大部分が行われているかまたは基準としている主要な市場または証券取引所が、通常の休業日以外で閉鎖されている期間、または取引が大幅に制限もしくは停止されている期間。
- (b) 受託会社によるかまたはその代理人がファンドの投資対象の売却が実行不能となるような緊急事態が継続する期間。
- (c) ファンドの投資対象の価格または市場もしくは証券取引所における時価の決定に通常使用される通信手段の故障中。
- (d) ファンドの投資対象の換金または支払に関わる金銭の送金を合理的に行うことが出来ない期間。
- (e) 本債券発行会社が本債券の評価を停止する期間。

すべての受益者は、上記の停止から7日以内にその旨を書面で通知されると共に、停止が解除され次第、速やかに通知を受けるものとします。

会社ファンドの純資産価格の計算

各シリーズ、サブ・クラス・ファンドおよびクラス・ファンドの株式1株当たりの純資産価格は、各シリーズ、サブ・クラス・ファンドおよびクラス・ファンドの各評価日（または会社ファンドの取締役が随時決定する場合）に、各シリーズ、サブ・クラス・ファンドまたはクラス・ファンドの純資産価額を各シリーズ、サブ・クラス・ファンドまたは

クラス・ファンドの当該時の発行済み株式数で除することにより、その登録事務代行会社（登録事務代行会社は、副登録事務代行会社に委託しました。）により決定され、すべて以下記載の通り決定されます。各シリーズ、サブ・クラス・ファンドおよびクラス・ファンドの純資産価額を計算する目的上、以下が適用されます。

- (1) 手元現金、預金、短期証券（米国国債を除きます。）、一覧払約束手形、売掛金、前払費用および発表されたかまたは発生したものの受領されていない現金配当および利息は、その全額とみなされます。ただし、会社ファンドの取締役がかかる全額の価値がないとみなした場合は除くものとし、かかる場合は、会社ファンドの取締役が妥当であるとみなす価額とします。
- (2) 米国国債は、(i) 時価、または(ii) 原価のいずれか低い方の価格に経過利息を加算した価格とします。
- (3) 子会社の株式の純資産価額は、株式の純資産価額の算出の際に適用した原則と同一の原則に従い算出されます。
- (4) 会社ファンドがいずれかの通貨を売却または購入するために、先渡契約を締結した場合、会社ファンドが引渡さなければならない通貨は、かかる契約に基づき会社ファンドに対し支払われる価格で会社ファンドの資産に含まれるものとし、また、当該評価日において会社ファンドの負債には、当該評価日に会社ファンドに助言された購入原価、契約履行日において当該通貨の契約数量が含まれます。
- (5) オープン・フューチャーズ・ポジションの価額は、当該先物が取引されている主な先物取引所における決済価格を基準とし、当該決済価格から当該日に決済価格で当該先物を清算する際に生じる手数料を控除し、計算される価額とします。いずれかの先物が日次制限または当該先物が取引されている市場のその他の規則、またはその他の理由により当該日に決済価格を基準に評価され得ない場合は、当該先物の価額は、会社ファンドの取締役が適任とみなす専門家の助言を受けた上で評価する価額とします。
- (6) 有価証券の場合、すべての計算は、かかる有価証券の主たる市場における入手可能な最低売り呼び値とかかる有価証券の主たる市場における入手可能な最高買い呼び値の中間値を基準として行われます。かかるすべての評価は、会社ファンドの取締役が当該評価日の営業終了時に、かかる主たる市場において入手できる最新の価格であるときとみなす価格を基準に計算されます。
- (7) 他の投資信託への投資は、かかる法的主体によりまたはこれに代わって提供された最終価格で評価されるか、またはかかる価格を入手することができない場合、会社ファンドは、かかる法的主体によりもしくはこれに代わって提供される推定価格に依拠することができます。ただし、
 - (i) 会社ファンドの取締役は、その裁量により、主たる市場以外の市場における実勢価格の方が、あらゆる状況下において、かかる投資対象の価格のより適正な基準であるとみなした場合は、かかる価格を採用することができます、また、
 - (ii) 会社ファンドの取締役は、その裁量により、他の評価方法を採用した方がより適正な価額を反映するとみなした場合は、かかる評価方法の採用を許可することができます。
- (8) いずれかの投資対象の気配値または入手可能な価格が単一価格である場合は、何時でも、かかる価格は、入手可能な最低売り呼び値と入手可能な最高買い呼び値の中間値とみなされます。
- (9) 上記の気配値が入手できなかった場合、かかる投資対象の価額は、会社ファンドの取締役が決定する方法で随時決定されます。
- (10) 設立費用は、60ヶ月または会社ファンドの取締役が随時決定するそれより短い期間で償却され、原価から償却された金額を引いた額が資産に含まれます。
- (11) 該当する基準通貨以外の通貨建ての価額（有価証券または現金のいずれの価額であるかにかかわらず）は、会社ファンドの取締役がその絶対裁量により状況に応じて、妥当とみなすプレミアムまたはディスカウント、および交換費用等を考慮し、適切とみなすレートで基準通貨に換算されます。
- (12) 上記の規定にかかわらず、会社ファンドの取締役は、適任であるとみなす専門家の助言を受け、いずれかの資産の評価において、他の評価方法を採用した方がより適正な価額を反映するとみなした場合はかかる他の方法の採用を許可することができます。
- (13) いずれかのファンドを構成する資産を評価するため、会社ファンドの取締役は、専門家としての適切な資格または該当する市場における経験に基づき資産を評価する能力があるとみなす者の意見に依拠することができます。

会社ファンドの取締役は、上記の取締役の日常業務を登録事務代行会社（登録事務代行会社は、さらに、副登録事務代行会社に委託しました。）に委託したことに注意すべきです。会社ファンドおよびシリーズの純資産価額、ならびに各シリーズ、サブ・クラスまたはクラスの株式1株当たりの純資産価格を算出する際、事務代行会社または副事務代行会社は、両社のいずれかが決定する自動プライシング・サービスに依拠することができ、また、会社ファンドまたはファンド・マネジャーの指示により、特定のプライシング・サービス、ブローカー、マーケット・メーカー、またはその他の仲介機関が提供する情報を使用することができます。かかる場合、事務代行会社または副事務代行会社は、事務代行会社または副事務代行会社に不正行為、詐欺、過失、または故意の懈怠がないことを条件として、かかるプライシング・サービス、ブローカー、マーケット・メーカー、またはその他の仲介機関が提供した情報が不正確であったことに起因するクラス、サブ・クラスまたはシリーズの純資産価額またはクラス、サブ・クラスまたはシリーズの株式1株当たりの純資産価格

の算出に関する誤りにより会社ファンドまたは株主が被った一切の損失について責任を負いません。

会社ファンドの純資産価格の決定の一時停止

会社ファンドの取締役は、いずれかのクラスの株式1株当たりの純資産価格の決定を以下のすべてまたは一部の期間において、停止することができます。

- (1) クラス・ファンドの投資対象の大部分が上場しているか、またはその取引が行われている証券取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖されている（通常の週末および休日の閉鎖を除きます。）か、またはかかる証券取引所、先物取引所または店頭市場において取引が制限されている期間
- (2) その結果、会社ファンドがその保有するクラス・ファンドを構成する投資対象を合理的に売却することができなくなるか、またはかかる処分が株主に重大な不利益を与えることになると会社の取締役が考える状況が存在する期間
- (3) 投資対象の価格を確認するために通常用いられている手段が機能停止しているか、またはその他の何らかの理由により、クラス・ファンドの投資対象または他の資産の価格を合理的もしくは適正に確認することができない期間
- (4) 会社ファンドまたはクラス・ファンドが株式の買戻金の支払いのために必要な資金を送金することができない期間もしくは投資対象の現金化または取得もしくは株式の買戻金の支払いのための資金を通常の為替レートで送金することができないと会社の取締役が考える期間
- (5) 会社ファンドの取締役が会社の清算またはクラス・ファンドの終了を推奨した場合

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託した日本の投資者の受益証券またはその確認書は、日本における販売会社の名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの償還日は、2015年12月31日です。なお、ファンドは、後記「（5）その他（イ）ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により終了します。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年12月31日です。

(5) 【その他】

(イ) ファンドの解散

ファンドは、以下の事項のいずれかが最初に発生した場合、終了します。

- (i) 信託証書の規定に従いファンドを継続することまたはファンドをその他の法域に移動することのいずれかが、違法となる、または受託会社または管理会社が現実的でなく、不適切もしくは受益者の利益に反すると判断する場合
 - (ii) 受益者が受益者の決議でかかる決定をした場合
 - (iii) 設立日から150年の期間が終了する場合
 - (iv) 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、管理会社がかかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社の代わりとして受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
 - (v) 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合または管理会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、受託会社がかかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、管理会社の代わりとして管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
 - (vi) 2015年12月31日に到来する償還日。ただし、受託会社および管理会社が、償還日の10日前までに受益者に対して書面による通知を行うことにより、償還日以降にトラストの存続期間を延長することを決定する場合を除きます。
 - (vii) 本債券発行会社によって発行されたまたは発行される予定のすべての本債券の完全な償還がなされた場合
- 上記に基づきファンドが終了する場合、受託会社は直ちにかかる終了の通知を、すべての受益者に対して行うものとします。

(ロ) 信託証書の変更

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、管理会社と受託会社の間で締結される信託証書により、設定されました。

信託証書は、一定の場合における当事者の補償および責任からの免除の規定を有します。受益者および投資者となろうとする者は、信託証書の条項について助言を受けることが望まれます。本書と信託証書の間で相反がある場合には、信託証書の規定が優先されます。

当該時において有効な信託証書の写しは、事務管理代行会社の事務所において、通常の営業時間中無料で閲覧することができます。

受益者に対する10日前までの書面による通知（受益者決議により放棄されることができます。）を行い、受益者の最善の利益となると考えられる方法および範囲において、受託会社および管理会社は、信託証書の補遺により、信託証書の規定に修正、改訂、変更または追加することが出来ます。受託会社および管理会社が書面により、修正、改訂、変更または追加（以下「修正等」といいます。）により既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社または管理会社が受益者に対する責任を免れることにはならないと判断する旨証明する場合、修正等には受益者集会の決議を必要としません。修正等は、受益者に対して、その保有する受益証券についていかなる追加出資も行わず、またいかなる責任も引き受ける義務を課すものではありません。

（ハ）関係法人との契約の更改等に関する手続

事務代行会社契約

事務代行会社契約および同契約に基づく事務代行会社の任命は、管理会社または事務代行会社のいずれかにより他方当事者に対し60日前（または他方当事者が同意するそれより短い通知期間）までに書面で通知され終了されるまでは、ファンドに関し有効に存続します。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、また、同法に従い解釈されます。

保管契約

保管契約および同契約に基づく保管会社の任命は、受託会社または保管会社のいずれかにより他方当事者に対し60日前（または他方当事者が同意するそれより短い通知期間）までに書面で通知され終了されるまでは、ファンドに関し有効に存続します。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、また、同法に従い解釈されます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、無期限で締結されています。同契約は、(i)管理会社又は代行協会員が清算された場合（相手方が事前に書面により承認した要項に基づく、再生または合併を目的とする任意清算の場合を除きます。）もしくはその債務を支払うことができない場合、その資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または同様の効果を有する事由が発生した場合、(ii)管理会社又は代行協会員が本契約に基づく自己の義務につき重大な違反を犯した場合で、かつ、（当該違反が是正可能であれば）相手方からの是正を要求する通知の受領後30日以内に、当該違反を是正しなかった場合、日本における後任代行協会員の任命を条件に（かかる任命が日本において要求されている場合に限り）、相手方が書面で通知することにより終了されます。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、無期限で締結されています。同契約は、(i)管理会社又は販売会社が清算された場合（相手方が事前に書面により承認した要項に基づく、再生または合併を目的とする任意清算の場合を除きます。）もしくはその債務を支払うことができない場合、その資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または同様の効果を有する事由が発生した場合、(ii)管理会社又は販売会社が本契約に基づく自己の義務につき重大な違反を犯した場合で、かつ、（当該違反が是正可能であれば）相手方からの是正を要求する通知の受領後30日以内に、当該違反を是正しなかった場合、相手方が書面で通知することにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。従って、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（i）分配金請求権

受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて受託会社に請求する権利を有します。

（ii）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

（iii）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（iv）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意、背信行為、詐欺または過失による義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

（v）議決権

受託会社は、信託証書の規定により義務付けられている場合、管理会社の書面による要請がある場合、または合計で発行済ファンド証券の10%以上の受益者から要請があった場合、受益者集会を招集しなければなりません。受益者は、21日以上前に集会の通知を受領します。

投票による議決の場合には、本人、代理人または代表者により出席する受益者は、その保有する受益証券毎に一議決権を有します。受益者集会において正式に決議に付された決議事項は、投票により決せられます。

受益者の議決権は限定的です。信託証書には、第36条に基づく新規受託会社の選任、第37条に基づく管理会社の更迭、第38条に基づく他の法域への信託の移転の承認または第41条に基づく信託証書改訂の承認等、一定の限定された場合に受益者の議決が必要とされるに限ることが規定されています。かかる場合、受益者の決議は、発行済受益証券口数の過半数を占める議決または書面による承認によって可決されます。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（i）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

（ii）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 一木 剛太郎

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資家が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2012年4月27日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝81.19円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【2011年12月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ノムラ AW ヘッジファンド（償還時米ドル建元本確保型）

純資産計算書

2011年12月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産			
純資産価額で評価した投資有価証券 （取得価額：27,819,600米ドル）	2、3	25,686,570	2,085,493
銀行預金		925,795	75,165
未収収益		50,925	4,135
資産合計		26,663,290	2,164,793
負債			
未払費用	9	637,345	51,746
負債合計		637,345	51,746
純資産		26,025,945	2,113,046
発行済受益証券数			
		291,000口	
1口当たり純資産価格		89.44米ドル	7,262円

添付の注記は当財務書類の一部である。
独立監査人の報告書を参照のこと。

②【損益計算書】

運用計算書

2011年12月31日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
債券利息	3	217,176	17,633
収益合計		217,176	17,633
費用			
事務代行報酬	5	33,193	2,695
保管報酬	6	31,404	2,550
受託報酬および管理報酬	7	6,978	567
費用合計		71,575	5,811
純投資収益		145,601	11,821
投資証券に係る実現純損失		(786,551)	(63,860)
外貨に係る実現純損失		(316)	(26)
当期実現純損失		(786,867)	(63,886)
投資証券に係る未実現純損益の変動		969,270	78,695
当期末実現純利益		969,270	78,695
運用の結果による純資産の純増加		328,004	26,631

添付の注記は当財務書類の一部である。
独立監査人の報告書を参照のこと。

純資産変動計算書
2011年12月31日に終了した年度
（米ドルで表示）

	注記	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産		35,898,601	2,914,607
純投資収益		145,601	11,821
当期実現純損失		(786,867)	(63,886)
当期末実現純利益		969,270	78,695
運用の結果による純資産の純増加		328,004	26,631
受益証券の買戻支払金	12	(10,200,660)	(828,192)
		(10,200,660)	(828,192)
期末現在純資産		26,025,945	2,113,046

添付の注記は当財務書類の一部である。
独立監査人の報告書を参照のこと。

発行済受益証券数の変動表

2011年12月31日に終了した年度

（無監査）

	(口)
期首現在発行済受益証券数	405,000
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(114,000)
期末現在発行済受益証券数	291,000

統計情報

2011年12月31日現在

（無監査）

（米ドルで表示）

	2011年	2010年	2009年
期末現在純資産	26,025,945	35,898,601	36,126,817
期末現在 1 口当たり純資産価格	89.44	88.64	77.53

独立監査人の報告書を参照のこと。

ノムラ AW ヘッジファンド（償還時米ドル建元本確保型）

財務書類に対する注記

2011年12月31日現在

注1－ファンド

ノムラ AW ヘッジファンド（償還時米ドル建元本確保型）（「ファンド」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）により締結された2005年10月25日付信託証書（2005年11月14日付、2009年4月14日付および2010年10月26日付補遺信託証書により修正済）によって設定された。ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づく投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されており、この登録により、目論見書および年次で監査済会計書類をCIMAに提出する義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

ファンドは、受託会社と管理会社の合意により延長することがない限り、2015年12月31日（「償還日」）に終了することを想定して企画されている。

ファンドの投資目的は、2015年12月31日（本債券の満期日かつファンドの償還日）まで投資を継続することを条件として、投資家に対して米ドル建元本の最低100%の確保を提供しつつ、リスクとボラティリティーを妥当な水準に抑えた着実な信託財産の成長を達成することである。

受託会社は、BNPパリバSA（「本債券発行会社」）が500億ユーロ債券発行プログラムに基づき発行した米ドル建固定金利ミディウム・ターム・ノート（「本債券」）にその資産のほぼすべてを投資することにより、この投資目的の達成を図る。

受益者は、ファンドがルクセンブルグの投資信託ではなく、従ってルクセンブルグの法律に服せず、いかなるルクセンブルグの監督官庁による監督にも服していないことに留意されたい。

注2－重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資証券の評価

ファンドの投資先は、本債券である。本債券は、本債券の計算代理人が受託会社に報告する公式純資産額に基づいて受託会社により評価される。本債券の公式純資産額は、（注3で説明される）バスケット価額に連動する。公式純資産額は、本債券に関する契約上の取決めの要項に基づき、評価日に入手可能な経済情報を用いて、計算代理人によって計算される。

本債券の計算代理人は、本債券発行会社の関連会社である。

銀行預金

銀行預金は、経過利息を付した額面価額で評価される。

投資証券取引および投資収益

投資証券取引は、取引日（購入または売却の注文が実行される日）に会計処理される。投資証券取引に係る実現損益は、売却される投資証券の平均取得価額に基づいて算定される。

受取利息は、発生主義により認識される。支払いが滞納されたり支払いが不確かであるとファンドが確信する場合には、ファンドは、収益を計上しない。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建て資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建て収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建て投資証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資証券に係る実現および未実現損益に計上される。

2011年12月31日現在の為替レート：1米ドル=77.539989 日本円

注3－本債券への投資

本債券は、（i）パーミューダにおいて設立され、パイオニア・オルタナティブ・インベストメント・マネジメント（パーミューダ）リミテッド（「会社ファンドの管理会社」）により運営されるファンド・オブ・ヘッジ・ファンズであるモメンタム・オールウェザー・ストラテジーズ・リミテッドのクラス・ファンドであるモメンタム・オールウェザー・ストラテジーズIIマスター・ファンドのフィーダー・ファンドであるザ・オールウェザー・ストラテジーズII J USD ファンド

（「フィーダー・ファンド」）の株式、(ii) 想定借入れファシリティ、(iii) 想定保有現金、または (iv) 想定ゼロ・クーポン債から構成されるバスケット（「バスケット」）に連動する。

かかる各構成要素に適用される組み入れ比率は固定されず、一定の配分規定に従い決定される。バスケット内のフィーダー・ファンドに対する配分は、本債券の存続期間中、0%から125%の間で推移する。

通常、フィーダー・ファンドに対する配分は、フィーダー・ファンドの評価額の増加に伴い増加し、その逆も同様となる。フィーダー・ファンドに対する配分はまた、金利の影響も受けることになり、また一旦配分された想定ゼロ・クーポン債の部分も金利の影響を受ける。

2011年12月31日現在、ファンドに対する配分は、ゼロすなわちバスケットの0%である。

固定クーポン

本債券は、2006年3月31日（当日を含む。）から満期日（当日を含む。）までの期間における毎年3月、6月、9月および12月に、四半期毎に後払いで年率0.70%の利息を支払う。

2011年12月31日に終了した年度中の本債券の利息は、217,176米ドルである。

注4－代行協会員報酬

代行協会員は、代行協会員としての業務に関し、受益証券1口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の最終評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.5%以下に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含む。）を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から支払われる。

2009年4月1日以降、代行協会員報酬は年率0.00%に引き下げられている。

注5－事務代行報酬

事務代行会社は、事務代行会社としての業務に関し、受益証券1口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の最終評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.09%に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含む。）を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から支払われる。

注6－保管報酬

保管会社は、保管会社としての業務に関し、受益証券1口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の最終評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.09%に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含む。）を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から受領する。保管会社は、いつでも保管人または副保管人を指名することができ、その報酬および費用はファンドの資産から支払われる。

注7－受託報酬および管理報酬

受託会社および管理会社は、受託会社および管理会社としての業務に関し、受益証券1口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の最終評価日における発行済受益証券口数を乗じた額のそれぞれ年率0.01%に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含む。）を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から支払われる。

注8－専門家報酬、弁護士報酬、海外登録費用および副保管報酬

ファンドの予想存続期間中の専門家報酬、弁護士報酬、海外登録費用および副保管報酬を含む904,602米ドルの諸費用は、最初の評価日においてファンドの純資産額から引当計上されており、ファンドの存続中に発生する毎に支払われる。当該金額のうち、2011年12月31日時点では621,516米ドル、2010年12月31日時点では694,902米ドルが未払いであった。

2011年12月31日現在の621,516米ドルのうち、将来の期間に関連する専門家報酬、弁護士報酬、海外登録費用および副保管報酬の未払金総額は、604,211米ドルである。

注9－未払費用

	(米ドル)
事務代行報酬	7,123
保管報酬	7,123
副保管報酬	102,329
受託報酬および管理報酬	1,583
弁護士報酬	109,709
海外登録費用	263,961
専門家報酬	145,517

未払費用

637,345

注10－分配

管理会社は、ファンドの投資収益から、受益者に対しその保有する受益証券口数に応じて、受託会社と協議の上決定する分配を行うことができる。分配は、分配基準日においてその氏名が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

管理会社は、本債券につき受領した利息を分配せず、ファンドの報酬および費用への充当資金として使用する予定である。

2011年12月31日に終了した年度に、受益者に対して分配は行われなかった。

注11－税金

ケイマン諸島の現在の法律において、ファンドが支払う所得税、相続税、譲渡税、売却税もしくはその他の税金、またはファンドによる分配金に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価額の支払いに対して適用される源泉税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉税を課せられることがある。

注12－発行および買戻しの条件受益証券の発行

受益証券は、2005年12月12日から2005年12月27日までの期間（「払込期日」）に募集された。受益証券の発行価格は受益証券1口当たり100米ドルで、これにはファンドの資産から販売会社へ支払われた受益証券1口当たりの募集価格の3.5%の販売報酬が含まれる。

受益証券の継続発行

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的裁量において別段の決定をしない限り、払込期日以降、受益証券の発行は行われない。

買戻し

受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。各買戻通知は、1,000口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数で行われる。

受益証券は、通常、各評価日（「買戻日」）に買戻することができる。買戻通知は、原則として、関連する買戻日が含まれる月の日本における最初の営業日から当該月の19暦日（当該月の19暦日が日本における営業日でない場合は日本における翌営業日）までに事務代行会社に到達しなければならない。受益証券1口当たりの買戻価格（「買戻価格」）は、関連する買戻日におけるファンドの純資産総額を、当該買戻日における発行済受益証券口数で除して計算される。

注13－終了事由

2009年1月2日以降フィーダー・ファンドの買戻代金の相当部分の支払いが遅延する旨のフィーダー・ファンドの決定に関連してフィーダー・ファンドに重要な変更が生じたため、本債券の（2005年12月30日付の本債券の要綱に定義されている）終了事由が発生した。それに続いて、フィーダー・ファンドの全額が売却され、2009年3月末以降本債券のバスケット内のフィーダー・ファンドの配分比率は0%となった。

注14－リスク集中

2011年12月31日現在、ファンドの純資産の98.70%が、本債券に投資されている。

独立監査人の報告書を参照のこと。

③【投資有価証券明細表等】

投資有価証券明細表

2011年12月31日現在

（米ドルで表示）

額面価額	銘柄	取得価額	純資産価額	純資産に占める割合（%）
フランス				
債券				
29,100,000	BNPパリバ 0.7% 31／12／2015	27,819,600	25,686,570	98.70
		27,819,600	25,686,570	98.70
	フランス合計	27,819,600	25,686,570	98.70
	投資有価証券合計	27,819,600	25,686,570	98.70

添付の注記は当財務書類の一部である。

独立監査人の報告書を参照のこと。

Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected)

Statement of Net Assets
as at December 31, 2011
(expressed in US Dollars)

	Notes	
ASSETS		
Investment at net asset value (at cost: USD 27,819,600)	2, 3	25,686,570
Cash at bank		925,795
Accrued income		50,925
Total Assets		26,663,290
LIABILITIES		
Accrued expenses	9	637,345
Total Liabilities		637,345
NET ASSETS		26,025,945
Number of Units Outstanding		291,000
Net Asset Value per Unit		89.44

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Refer to Independent Auditors' Report on pages 4 to 5.

Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected)

Statement of Operations
for the year ended December 31, 2011
(expressed in US Dollars)

	Notes	
INCOME		
Interest on note	3	217,176
Total Income		217,176
EXPENSES		
Administrator fees	5	33,193
Custodian fees	6	31,404
Trustee and Management Company fees	7	6,978
Total Expenses		71,575
NET INVESTMENT INCOME		145,601
Net realised loss on investments		(786,551)
Net realised loss on foreign currencies		(316)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(786,867)
Change in net unrealised result on investments		969,270
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		969,270
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		328,004

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.
Refer to Independent Auditors' Report on pages 4 to 5.*

Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected)

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended December 31, 2011
(expressed in US Dollars)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		35,898,601
NET INVESTMENT INCOME		145,601
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(786,867)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		969,270
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		328,004
Payments for repurchase of units	12	(10,200,660)
		(10,200,660)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		26,025,945

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.
Refer to Independent Auditors' Report on pages 4 to 5.

Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected)

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended December 31, 2011
(Unaudited)

Number of units outstanding at the beginning of the year	405,000
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(114,000)
Number of units outstanding at the end of the year	291,000

Statistical Information
as at December 31, 2011
(Unaudited)
(expressed in US Dollars)

	2011	2010	2009
Net Assets at the end of the year	26,025,945	35,898,601	36,126,817
Net Asset Value per unit at the end of the year	89.44	88.64	77.53

Refer to Independent Auditors' Report on pages 4 to 5.

Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected)

Notes to the Financial Statements as at December 31, 2011

Note 1 - The Trust

Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected) (the “Trust”) was established by a Trust Deed dated October 25, 2005 entered into by Global Funds Trust Company (the “Trustee”) and Global Funds Management S.A. (the “Management Company”) as amended by a Supplemental Deed dated November 14, 2005, April 14, 2009 and October 26, 2010. The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

The Trust has been designed with the expectation that it will be terminated on December 31, 2015 (the “Mandatory Redemption Date”) unless extended by mutual agreement between the Trustee and the Management Company.

The investment objective of the Trust is to achieve consistent capital appreciation with reasonable levels of risk and volatility and providing investors with protection of at least 100 percent of their capital investment in U.S. Dollars (“USD”) provided such investors remain invested in the Trust until December 31, 2015 (the maturity date of the Note, which is the same date as the Mandatory Redemption Date).

The Trustee intends to achieve this objective by investing substantially all its assets in a fixed rate medium term note (the “Note”) denominated in USD issued by BNP Paribas S.A. (the “Issuer”) under its Euro 50,000,000,000 Programme for the Issuance of Debt Instruments.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and include the following significant accounting policies:

VALUATION OF INVESTMENT

The investment of the Trust is the Note. The Note is valued by the Trustee based on the official net asset value reported to the Trustee by the calculation agent of the Note. The official net asset value of the Note is linked to the basket value (as explained in Note 3). The official net asset value is calculated by the calculation agent based on the terms and conditions of the contractual agreement relating to the Note and using economic information available at the valuation date.

The calculation agent of the Note is a related party to the Issuer.

CASH AT BANK

Cash at bank is valued at its face value with interest accrued.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date (the date the order to buy and sell is executed). Realised gains or losses on investment transactions are determined on the basis of the average cost of investments sold.

Interest income is recognised on an accrual basis. The Trust does not accrue income when payment is delinquent or when the Trust believes payment is questionable.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Trust maintains its accounting records in US Dollars (“USD”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at December 31, 2011:

1 USD = 77.539989 JPY

Note 3 - Investment in the Note

The Note is linked to a basket (the “Basket”) comprising (i) shares of The AllWeather Strategies II J USD Fund (the “Fund”), a feeder fund of the Momentum AllWeather Strategies II Master Fund, a class fund of Momentum AllWeather Strategies Limited, a fund of hedge funds managed by Pioneer Alternative Investment Management (Bermuda) Limited and incorporated in Bermuda (the “Fund Manager”); (ii) a notional borrowing facility, (iii) notional holdings of cash or (iv) a notional zero coupon bond.

The weighting applied to each of these components will not be fixed but be determined in accordance with certain allocation provisions. The allocation to the Fund within the Basket will vary between 0% and 125% during the life of the Note.

Generally, the allocation to the Fund will increase as the value of the Fund increases, and vice versa. The allocation to the Fund is also affected by interest rates and the portion of the notional zero coupon bond once allocated will be subject to the interest rates.

As at December 31, 2011, the allocation to the Fund is nil or 0% of the Basket.

Fixed Coupon

The Note pays interest of 0.70% per annum payable quarterly in arrears on each March, June, September and December of each year from and including March 31, 2006 up to and including the maturity date.

Interest on the Note during the year ended December 31, 2011 amounts to USD 217,176.

Note 4 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is paid, out of the assets of the Trust, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to up to 0.5% per annum of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the last Valuation Day of the relevant quarter (before any repurchase of Units) including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust.

Effective from April 1, 2009, Agent Company fees have been reduced to 0.00 % per annum.

Note 5 - Administrator fees

For its services, the Administrator is paid, out of the assets of the Trust, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.09% per annum of the Offer Price per Unit multiplied by the

number of Units in issue on the last Valuation Day of the relevant quarter (before any repurchase of Units) including direct out of pocket expenses incurred on behalf of the Trust.

Note 6 - Custodian fees

For its services, the Custodian is paid, out of the assets of the Trust, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.09% per annum of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the last Valuation Day of the relevant quarter (before any repurchase of Units) including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust.

Note 7 - Trustee and Management Company fees

For their services, the Trustee and Management Company are paid, out of the assets of the Trust, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.01% per annum each of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the last Valuation Day of the relevant quarter (before any repurchase of Units) including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust.

Note 8 - Professional fees, legal fees, overseas registration fees and sub-custodian fees

Charges amounting to USD 904,602 including professional fees, legal fees, overseas registration fees and sub-custodian fees for the estimated life of the Trust were provisioned out of the NAV of the Trust on the first valuation day and will be paid as incurred throughout the life of the Trust. Of this amount, USD 621,516 was outstanding at December 31, 2011 and USD 694,902 at December 31, 2010.

Of the USD 621,516 as at December 31, 2011 the total outstanding accruals for professional fees, legal fees, overseas registration fees and sub-custodian fees which represent expenses relating to future periods amount to USD 604,211.

Note 9 - Accrued expenses

	USD
Administrator fees	7,123
Custodian fees	7,123
Sub-custodian fees	102,329
Trustee and Management Company fees	1,583
Legal fees	109,709
Overseas registration fees	263,961
Professional fees	145,517
Accrued expenses	637,345

Note 10 - Distributions

The Management Company may, after consultation with the Trustee, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Trust and in proportion to the number of Units held by each Unitholder. Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Distribution Date.

It is intended that interest payments received on the Notes will not be distributed but will be used to fund the fees and expenses of the Trust.

For the year ended December 31, 2011, the Trust did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchase

Issue of Units

Units were offered during the period from December 12, 2005 up to and including December 27, 2005 (the “Closing Date”) . The issue price of Units was USD 100 per Unit, inclusive of a sales charge of 3.5% of the offer price per Unit which was paid to the Distributor out of the assets of the Trust.

Subsequent Issue of Units

No issue of Units shall take place after the Closing Date unless the Management Company, in consultation with the Trustee, in its absolute discretion otherwise determines.

Repurchase

A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units (the “Repurchase Notice”) requesting that the Management Company repurchase the Units specified therein. Each Repurchase Notice shall be in multiples of 1,000 Units or such other amount as the Management Company may in its discretion determine.

Units may normally be repurchased on each Valuation Day (the “Repurchase Day”) . The Repurchase Notice should in principle reach the Administrator on and from the first business day in Japan of the month in which the relevant Repurchase Day falls and by or before the nineteenth calendar day of such month (or if such nineteenth calendar day is not a business day in Japan, the immediately following business day in Japan). The repurchase price per Unit (the “Repurchase Price”) shall be calculated by dividing the Net Asset Value of the Trust on the relevant Repurchase Day by the number of Units in issue on such Repurchase Day.

Note 13 - Termination event

A termination event (as defined in the Final Terms of the Notes dated December 30, 2005) in respect of the Note was triggered by a material modification to the condition of the Fund relating to the decision of the Fund to delay a significant portion of redemption proceeds payable to redeeming investors of the Fund from January 2, 2009. Following this, all shares of the Fund were redeemed and the Note was subsequently being allocated and exposed to the Basket which comprised 0 shares of the Fund from the end of March 2009.

Note 14 - Risk concentration

As at December 31, 2011, 98.70% of the net assets of the Trust is invested in the Note.

Refer to Independent Auditors' Report on pages 4 to 5.

Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected)

Statement of Investments
as at December 31, 2011
(expressed in US Dollars)

Nominal Value	Description	Cost	Net Asset Value	In % of Net Assets
FRANCE				
FIXED BOND				
29,100,000	BNP PARIBAS 0.7% 31/12/15	27,819,600	25,686,570	98.70
		27,819,600	25,686,570	98.70
	Total FRANCE	27,819,600	25,686,570	98.70
Total Investments		27,819,600	25,686,570	98.70

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.
Refer to Independent Auditors' Report on pages 4 to 5.

（２）【2010年12月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ノムラ AW ヘッジファンド（償還時米ドル建元本確保型）

純資産計算書

2010年12月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産			
純資産価額で評価した投資有価証券 （取得価額：38,718,000米ドル）	2、3	35,615,700	2,891,639
銀行預金		990,619	80,428
未収収益		10,675	867
資産合計		36,616,994	2,972,934
負債			
未払費用	4	718,393	58,326
負債合計		718,393	58,326
純資産総額		35,898,601	2,914,607
発行済受益証券数		405,000口	
1口当たり純資産価格		88.64米ドル	7,197円

添付の注記は当財務書類の一部である。
独立監査人の報告書を参照のこと。

②【損益計算書】

運用計算書

2010年12月31日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
債券利息	3	326,200	26,484
その他の収益		568	46
収益合計		326,768	26,530
費用			
事務代行報酬	6	41,939	3,405
保管報酬	7	41,939	3,405
受託報酬および管理報酬	8	9,320	757
弁護士報酬	9	100,000	8,119
費用合計		193,198	15,686
純投資収益		133,570	10,845
投資証券に係る実現純損失		(369,050)	(29,963)
外貨に係る実現純利益		83	7
当期実現純損失		(368,967)	(29,956)
投資証券に係る未実現純損益の変動		5,509,380	447,307
当期末実現純利益		5,509,380	447,307
運用の結果による純資産の純増加		5,273,983	428,195

添付の注記は当財務書類の一部である。
独立監査人の報告書を参照のこと。

ノムラ AW ヘッジファンド（償還時米ドル建元本確保型）

財務書類に対する注記

2010年12月31日現在

注１－ファンド

ノムラ AW ヘッジファンド（償還時米ドル建元本確保型）（「ファンド」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）により締結された2005年10月25日付信託証書（2005年11月14日付、2009年4月14日付および2010年10月26日付補遺信託証書により修正済）によって設定された。ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づく投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されており、この登録により、目論見書および年次で監査済会計書類をCIMAに提出する義務が生じる。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社であり、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ルクセンブルグの会社である。

ファンドは、受託会社と管理会社の合意により延長することがない限り、2015年12月31日（「償還日」）に終了することを想定して企画されている。

ファンドの投資目的は、2015年12月31日（本債券の満期日かつファンドの償還日）まで投資を継続することを条件として、投資家に対して米ドル建元本の最低100%の確保を提供しつつ、リスクとボラティリティを妥当な水準に抑えた着実な信託財産の成長を達成することである。

受託会社は、BNPパリバSA（「本債券発行会社」）が500億ユーロ債券発行プログラムに基づき発行した米ドル建固定金利ミディアム・ターム・ノート（「本債券」）にその資産のほぼすべてを投資することにより、この投資目的の達成を図る。

受益者は、ファンドがルクセンブルグの投資信託ではなく、従ってルクセンブルグの法律に服さず、いかなるルクセンブルグの監督官庁による監督にも服していないことに留意されたい。

注２－重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。ファンドが従っている重要な会計方針の要約は、以下のとおりである。

投資証券の評価

ファンドの投資先は、本債券である。本債券は、本債券の計算代理人が受託会社に報告する公式純資産額に基づいて受託会社により評価される。本債券の公式純資産額は、（注３で説明される）バスケット価額に連動する。公式純資産額は、本債券に関する契約上の取決めの要項に基づき、評価日に入手可能な経済情報を用いて、計算代理人によって計算される。

本債券の計算代理人は、本債券発行会社の関連会社である。

銀行預金

銀行預金は、経過利息を付した額面価額で評価される。

投資証券取引および投資収益

投資証券取引は、取引日（購入または売却の注文が実行される日）に会計処理される。投資証券取引に係る実現損益は、売却される投資証券の平均取得価額に基づいて算定される。

受取利息は、発生主義により認識される。支払いが滞納されたり支払いが不確かであるとファンドが確信する場合には、ファンドは、収益を計上しない。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建て資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建て収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

注３－本債券への投資

本債券は、(i) パーミューダにおいて設立され、パイオニア・オルタナティブ・インベストメント・マネジメント（パーミューダ）リミテッド（「会社ファンドの管理会社」）により運営されるファンド・オブ・ヘッジ・ファンズであるモメンタム・オールウェザー・ストラテジーズ・リミテッドのクラス・ファンドであるモメンタム・オールウェザー・ストラテジーズIIマスター・ファンドのフィーダー・ファンドであるザ・オールウェザー・ストラテジーズII JUSD ファンド（「フィーダー・ファンド」）の株式、(ii) 想定借入れファシリティ、(iii) 想定保有現金、または(iv) 想定ゼロ・クーポン債から構成されるバスケット（「バスケット」）に連動する。

かかる各構成要素に適用される組み入れ比率は固定されず、一定の配分規定に従い決定される。バスケット内のフィーダー・

ファンドに対する配分は、本債券の存続期間中、0%から125%の間で推移する。

通常、フィーダー・ファンドに対する配分は、フィーダー・ファンドの評価額の増加に伴い増加し、その逆も同様となる。

フィーダー・ファンドに対する配分はまた、金利の影響も受けることになり、また一旦配分された想定ゼロ・クーポン債の部分も金利の影響を受ける。

2010年12月31日現在、ファンドに対する配分は、ゼロすなわちバスケットの0%である。

固定クーポン

本債券は、2006年3月31日（当日を含む。）から満期日（当日を含む。）までの期間における毎年3月、6月、9月および12月に、四半期毎に後払いで年率0.70%の利息を支払う。

2010年12月31日に終了した年度中の本債券の利息は、326,200米ドルである。

注4－未払費用

	(米ドル)
事務代行報酬	10,571
保管報酬	10,571
副保管報酬	103,735
受託報酬および管理報酬	2,349
弁護士報酬	124,627
海外登録費用	303,389
専門家報酬	163,151
未払費用	718,393

注5－代行協会員報酬

代行協会員は、代行協会員としての業務に関し、受益証券1口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.5%以下に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含む。）を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から支払われる。

2009年4月1日以降、代行協会員報酬は年率0.00%に引き下げられている。

注6－事務代行報酬

事務代行会社は、事務代行会社としての業務に関し、受益証券1口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の最終評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.09%に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含む。）を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から支払われる。

注7－保管報酬

保管会社は、保管会社としての業務に関し、受益証券1口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の最終評価日における発行済受益証券口数を乗じた額の年率0.09%に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含む。）を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から受領する。保管会社は、いつでも保管人または副保管人を指名することができ、その報酬および費用はファンドの資産から支払われる。

注8－受託報酬および管理報酬

受託会社および管理会社は、受託会社および管理会社としての業務に関し、受益証券1口当たりの発行価格に、（受益証券の買戻し前における）該当する四半期の最終評価日における発行済受益証券口数を乗じた額のそれぞれ年率0.01%に相当する報酬（ファンドのために費消した直接立替費用を含む。）を、米ドル建て、会計年度ベースで四半期毎の後払いにより、ファンドの資産から支払われる。

注9－専門家報酬、弁護士報酬、海外登録費用および副保管報酬

ファンドの予想存続期間中の専門家報酬、弁護士報酬、海外登録費用および副保管報酬を含む904,602米ドルの諸費用は、最初の評価日においてファンドの純資産額から引当計上されており、ファンドの存続中に発生する毎に支払われる。2009年12月31日時点では、当該金額のうち698,015米ドルが未払いであった。2010年12月31日に終了した年度中に、ファンドは、将来の期間に関連する弁護士報酬として100,000米ドルの追加金額を引当計上した。当年度中に計上された追加引当金を含めて、2010年12月31日現在の専門家報酬、弁護士報酬、海外登録費用および副保管報酬に関する未払金総額は、694,902米ドルである。

2010年12月31日現在の694,902米ドルのうち、将来の期間に関連する専門家報酬、弁護士報酬、海外登録費用および副保管報酬の未払金総額は、659,917米ドルである。

注10－税金

ケイマン諸島の現在の法律において、ファンドが支払う所得税、相続税、譲渡税、売却税もしくはその他の税金、またはファンドによる分配金に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価額の支払いに対して適用される源泉税はない。ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉税を課せられることがある。

注11－発行および買戻しの条件**受益証券の発行**

受益証券は、2005年12月12日から2005年12月27日までの期間（「払込期日」）に募集された。受益証券の発行価格は受益証券1口当たり100米ドルで、これにはファンドの資産から販売会社へ支払われた受益証券1口当たりの募集価格の3.5%の販売報酬が含まれる。

受益証券の継続発行

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的裁量において別段の決定をしない限り、払込期日以降、受益証券の発行は行われない。

買戻し

受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。各買戻通知は、1,000口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数で行われる。

受益証券は、通常、各評価日（「買戻日」）に買戻することができる。買戻通知は、原則として、関連する買戻日が含まれる月の日本における最初の営業日から当該月の19暦日（当該月の19暦日が日本における営業日でない場合は日本における翌営業日）までに事務代行会社に到達しなければならない。受益証券1口当たりの買戻価格（「買戻価格」）は、関連する買戻日におけるファンドの純資産総額を、当該買戻日における発行済受益証券口数で除して計算される。

受益証券の買戻しは、2009年4月1日から2010年10月31日まで一時停止された。注14を参照のこと。

注12－分配

管理会社は、ファンドの投資収益から、受益者に対しその保有する受益証券口数に応じて、受託会社と協議の上決定する分配を行うことができる。分配は、分配基準日においてその氏名が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

管理会社は、本債券につき受領した利息を分配せず、ファンドの報酬および費用への充当資金として使用する予定である。

2010年12月31日に終了した年度中に、受益者に対して分配は行われなかった。

注13－終了事由

2009年1月2日以降フィーダー・ファンドの買戻代金の相当部分の支払いが遅延する旨のフィーダー・ファンドの決定に関連してフィーダー・ファンドに重要な変更が生じたため、本債券の（2005年12月30日付の本債券の要綱に定義されている）終了事由が発生した。それに続いて、フィーダー・ファンドの全額が売却され、2009年3月末以降本債券のバスケット内のフィーダー・ファンドの配分比率は0%となった。

注14－受益証券買戻しの一時停止の終了

管理会社は、本債券の計算代理人であるBNPパリバ・アービトラージSNCから、金融市場に影響を及ぼす状況により、2009年4月以降の（2005年12月30日付の本債券の要綱に定義されている）フィーダー・ファンドの取引日から本債券の買戻代金の一部の支払いが大幅に遅れている旨の通知を受領した。

信託証書の第15条には、以下のすべてまたは一部の期間において、受託会社と協議の上、管理会社によって、ファンドの純資産価額および／またはファンドの受益証券の買戻しならびに／または受益者への買戻代金の支払いが、一時停止されることがあると規定されている。

- (a) その時点においてファンドの投資対象もしくは取引の大部分が行われているかまたは基準としている主要な市場または証券取引所が、通常の休業日以外で閉鎖されている期間、または取引が大幅に制限もしくは停止されている期間。
- (b) 受託会社によるかまたはその代理人がファンドの投資対象の処分が実行不能となるような緊急事態が継続する期間。
- (c) ファンドの投資対象の価格または市場もしくは証券取引所における時価の決定に通常使用される通信手段の故障中。
- (d) ファンドの投資対象の換金または支払いに関わる金銭の送金を合理的に行うことができない期間。
- (e) 本債券発行会社が本債券の評価を停止する期間。

上記(b)および(d)に従って、管理会社は、受託会社と協議した後、上述のように本債券の買戻代金の一部の大幅な支払遅延を理由として、受益証券の買戻しを一時停止することに決定した。管理会社は、公式価格として純資産価額の計算を継続する。

本債券の計算代理人は、2010年11月1日から本債券の月次の買戻しを行うために、要綱の付属書2に記載された流通市場での流動性に関する規定を修正した。これに従い、管理会社および受託会社は、受益証券買戻しの一時停止を終了し、2010年11月の

評価日以降各評価日に受益証券の買戻しを行うことを決定した。

注15ーリスク集中

2010年12月31日現在、ファンドの純資産の99.21%が、本債券に投資されている。

独立監査人の報告書を参照のこと。

Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected)

Statement of Net Assets
as of December 31, 2010
 (expressed in US Dollars)

	Notes	
ASSETS		
Investment at net asset value (at cost : USD 38,718,000)	2, 3	35,615,700
Cash at bank		990,619
Accrued income		10,675
Total Assets		36,616,994
LIABILITIES		
Accrued expenses	4	718,393
Total Liabilities		718,393
TOTAL NET ASSETS		35,898,601
Number of Units Outstanding		405,000
Net Asset Value per Unit		88.64

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.
 Refer to Independent Auditors' Report on pages 4 to 5.

Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected)

Statement of Operations
for the year ended December 31, 2010
 (expressed in US Dollars)

	Notes	
INCOME		
Interest on note	3	326,200
Other income		568
Total Income		326,768
EXPENSES		
Administrator fees	6	41,939
Custodian fees	7	41,939
Trustee and Management Company fees	8	9,320
Legal fees	9	100,000
Total Expenses		193,198
NET INVESTMENT INCOME		133,570
Net realised loss on investments		(369,050)
Net realised profit on foreign currencies		83
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(368,967)
Change in net unrealised result on investments		5,509,380
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		5,509,380
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		5,273,983

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.
 Refer to Independent Auditors' Report on pages 4 to 5.

Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected)

Notes to the Financial Statements as at December 31, 2010

Note 1 - The Trust

Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected) (the “Trust”) was established by a trust deed dated October 25, 2005 as amended by a Supplemental Deed dated November 14, 2005, April 14, 2009 and October 26, 2010 entered into by Global Funds Trust Company (the “Trustee”) and Global Funds Management S.A. (the “Management Company”). The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

Global Funds Trust Company is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and Global Funds Management S.A. is a Luxembourg company.

The Trust has been designed with the expectation that it will be terminated on December 31, 2015 (the “Mandatory Redemption Date”) unless extended by mutual agreement between the Trustee and the Management Company.

The investment objective of the Trust is to achieve consistent capital appreciation with reasonable levels of risk and volatility and providing investors with protection of at least 100 percent of their capital investment in U.S. Dollars (“USD”) provided such investors remain invested in the Trust until December 31, 2015 (the maturity date of the Note, which is the same date as the Mandatory Redemption Date).

The Trustee intends to achieve this objective by investing substantially all its assets in a fixed rate medium term note (the “Note”) denominated in USD issued by BNP Paribas S.A. (the “Issuer”) under its Euro 50,000,000,000 Programme for the Issuance of Debt Instruments.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg. The following is a summary of significant accounting policies followed by the Trust.

VALUATION OF INVESTMENT

The investment of the Trust is the Note. The Note is valued by the Trustee based on the official net asset value reported to the Trustee by the calculation agent of the Note. The official net asset value of the Note is linked to the basket value (as explained in Note 3). The official net asset value is calculated by the calculation agent based on the terms and conditions of the contractual agreement relating to the Note and using economic information available at the valuation date.

The calculation agent of the Note is a related party to the Issuer.

CASH AT BANK

Cash at bank is valued at its face value with interest accrued.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date (the date the order to buy and sell is executed). Realised gains or losses on investment transactions are determined on the basis of the average cost of investments sold.

Interest income is recognised on an accrual basis. The Trust does not accrue income when payment is delinquent or when the Trust believes payment is questionable.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Trust maintains its accounting records in USD and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Note 3 - Investment in the Note

The Note is linked to a basket (the "Basket") comprising (i) shares of The AllWeather Strategies II J USD Fund (the "Fund"), a feeder fund of the Momentum AllWeather Strategies II Master Fund, a class fund of Momentum AllWeather Strategies Limited, a fund of hedge funds managed by Pioneer Alternative Investment Management (Bermuda) Limited and incorporated in Bermuda (the "Fund Manager"); (ii) a notional borrowing facility, (iii) notional holdings of cash or (iv) a notional zero coupon bond.

The weighting applied to each of these components will not be fixed but be determined in accordance with certain allocation provisions. The allocation to the Fund within the Basket will vary between 0% and 125% during the life of the Note.

Generally, the allocation to the Fund will increase as the value of the Fund increases, and vice versa. The allocation to the Fund is also affected by interest rates and the portion of the notional zero coupon bond once allocated will be subject to the interest rates.

As at December 31, 2010, the allocation to the Fund is nil or 0% of the Basket.

Fixed Coupon

The Note pays interest of 0.70% per annum payable quarterly in arrears on each March, June, September and December of each year from and including March 31, 2006 up to and including the maturity date.

Interest on the Note during the year ended December 31, 2010 amounts to USD 326,200.

Note 4 - Accrued expenses

	USD
Administrator fees	10,571
Custodian fees	10,571
Sub-custodian fees	103,735
Trustee and Management Company fees	2,349
Legal fees	124,627
Overseas registration fees	303,389
Professional fees	163,151
Accrued expenses	<u>718,393</u>

Note 5 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is paid, out of the assets of the Trust, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to up to 0.5% per annum of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the Valuation Day of the relevant quarter (before any repurchase of Units) including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust.

Effective from April 1, 2009, Agent Company fees have been reduced to 0.00 % per annum.

Note 6 - Administrator fees

For its services, the Administrator is paid, out of the assets of the Trust, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.09% per annum of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the last Valuation Day of the relevant quarter (before any repurchase of Units) including direct out of pocket expenses incurred on behalf of the Trust.

Note 7 - Custodian fees

For its services, the Custodian is paid, out of the assets of the Trust, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.09% per annum of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the last Valuation Day of the relevant quarter (before any repurchase of Units) including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust.

Note 8 - Trustee and Management Company fees

For their services, the Trustee and Management Company are paid, out of the assets of the Trust, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.01% per annum each of the Offer Price per Unit multiplied by the number of Units in issue on the last Valuation Day of the relevant quarter (before any repurchase of Units) including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust.

Note 9 - Professional fees, legal fees, overseas registration fees and sub-custodian fees

Charges amounting to USD 904,602 including professional fees, legal fees, overseas registration fees and sub-custodian fees for the estimated life of the Trust were provisioned out of the NAV of the Trust on the first valuation day and will be paid as incurred throughout the life of the Trust. Of this amount, USD 698,015 was outstanding at December 31, 2009. During the year ended December 31, 2010, the Trust provisioned an additional amount of USD 100,000 for legal fees relating to future periods. The total outstanding accruals for professional fees, legal fees, overseas registration fees and sub-custodian fees as at December 31, 2010, including the additional provision made during the year, amount to USD 694,902.

Of the USD 694,902 as at December 31, 2010 the total outstanding accruals for professional fees, legal fees, overseas registration fees and sub-custodian fees which represent expenses relating to future periods amount to USD 659,917.

Note 10 - Taxes

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of units. The Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 11 - Terms of subscriptions and repurchase

Issue of Units

Units were offered during the period from December 12, 2005 up to and including December 27, 2005 (the "Closing Date"). The issue price of Units was USD 100 per Unit, inclusive of a sales charge of 3.5% of the offer price per Unit which was paid to the Distributor out of the assets of the Trust.

Subsequent Issue of Units

No issue of Units shall take place after the Closing Date unless the Management Company, in consultation with the Trustee, in its absolute discretion otherwise determines.

Repurchase

A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units (the "Repurchase Notice") requesting that the Management Company repurchase the Units specified therein. Each Repurchase Notice shall be in multiples of 1,000 Units or such other amount as the Management Company may in its discretion determine.

Units may normally be repurchased on each Valuation Day (the "Repurchase Day"). The Repurchase Notice should in principle reach the Administrator on and from the first business day in Japan of the month in which the relevant Repurchase Day falls and by or before the nineteenth calendar day of such month (or if such nineteenth calendar day is not a business day in Japan, the immediately following business day in Japan). The repurchase price per Unit (the "Repurchase Price") shall be calculated by dividing the Net Asset Value of the Trust on the relevant Repurchase Day by the number of Units in issue on such Repurchase Day.

Repurchase of Units was suspended from April 1, 2009 to October 31, 2010. Refer to Note 14.

Note 12 - Distributions

The Management Company may, after consultation with the Trustee, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Trust and in proportion to the number of Units held by each Unitholder. Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Distribution Date.

It is intended that interest payments received on the Notes will not be distributed but will be used to fund the fees and expenses of the Trust.

During the year ended December 31, 2010, no distribution was made to unitholders.

Note 13 - Termination event

A termination event (as defined in the Final Terms of the Notes dated December 30, 2005) in respect of the Note was triggered by a material modification to the condition of the Fund relating to the decision of the Fund to delay a significant portion of redemption proceeds payable to redeeming investors of the Fund from January 2, 2009. Following this, all shares of the Fund were redeemed and the Note was subsequently being allocated and exposed to the Basket which comprised 0 shares of the Fund from the end of March 2009.

Note 14 - Removal of suspension of repurchase of Units

The Management Company received a notice from BNP Paribas Arbitrage SNC, in its capacity as calculation agent of the Note, advising that due to the situation affecting the financial markets, a portion of the redemption proceeds of the Note had been substantially delayed with effective date from the Fund Dealing Date (as defined in the Final Terms of the Notes dated December 30, 2005) falling in April 2009.

Clause 15 of the Trust Deed states that the determination of the Net Asset Value of the Trust and/or the Trust's repurchase of Units and/or the payment of repurchase proceeds to unitholders who have submitted Units for repurchase may be suspended by the Management Company, in consultation with the Trustee, for the whole or any part of a period during which:

- (a) any market or stock exchange, which is the principal market or stock exchange on which a material part of the investments of the Trust or transactions for the time being are quoted or referenced, is closed, otherwise than for ordinary holidays, or during which dealings are substantially restricted or suspended;
- (b) there exists any state of affairs which constitutes an emergency as a result of which disposal of investments of the Trust by or on behalf of the Trustee would be impracticable;
- (c) there is a breakdown in the means of communication normally employed in determining the price of any of the investments of the Trust or the current prices on any market or stock exchange;
- (d) the remittance of moneys which will or may be involved in the realisation of, or in the payment of, any of the investments of the Trust is not reasonably possible; or
- (e) the Issuer suspends valuation of the Note.

Pursuant to (b) and (d) above, the Management Company, after consultation with the Trustee, determined to suspend the repurchase of Units, the reason being the substantial delay of a portion of the redemption proceeds of the Note as discussed on the previous page. The Management Company continues to calculate the Net Asset Value as an official value.

The calculation agent of the Note amended the secondary liquidity provisions as set out in Annex 2 of the Final Terms to provide for monthly buyback of the Notes effective from November 1, 2010. Following this, the Management Company and the Trustee have determined that the suspension of the repurchase of Units be terminated and that the repurchase of Units be resumed on each Valuation Day, with effect from the Valuation Day in November 2010.

Note 15 - Risk concentration

As at December 31, 2010, 99.21% of the net assets of the Trust is invested in the Note.

Refer to Independent Auditors' Report on pages 4 to 5.

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(2012年４月末日現在)

	米ドル	千円（Ⅳ、Ⅴを除く）
Ⅰ 資産総額	27,002,339	2,192,320
Ⅱ 負債総額	625,600	50,792
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	26,376,740	2,141,528
Ⅳ 発行済口数	283,000口	
Ⅴ １口当たり純資産価格（Ⅲ／Ⅳ）	93.20	7,567円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により義務付けられている場合、管理会社の書面による要請がある場合、または合計で発行済ファンド証券の10%以上の受益者から要請があった場合、受益者集会を招集しなければなりません。

すべての受益者集会についての出席、定足数および多数決に関する条件および受益者の議決権は、信託証書に記載されているとおりです。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者（米国人および制限付例外がありますがケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,022万円）で、2012年4月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約268万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出することができます。取締役会はまた、取締役であることを要しない秘書役1名を選出し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会において取締役不在の場合は、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要なと見做される場合にはジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐または他の役員数名を随時任命することができます。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理権を証明することのできる書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役はまた、投票権を証明することのできる書簡もしくはファックスまたはその他の手段により、書面で投票することができます。取締役は、当該取締役の身元確認および会議の審議が継続的に参加者に再送され会議への有効な参加を認めることができる電話会議、テレビ会議またはその他の通信手段により、取締役会に出席することができます。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合のみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議を含む一ないし複数の書類から構成され、かかる書類はすべての取締役により署名されます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。

取締役は、正当に開催された取締役会で行動することができます。取締役会は、管理会社の政策、経営の方針・運営、営業業務を決定する権限を有しています。しかしながら、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束してはなりません。

管理会社は、2名の取締役の共同の署名または取締役会によりかかる権限が委任された他の者の自署により拘束されません。

(3) 役員および従業員の状況

(平成24年4月末日現在)

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
増田真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、デピュティ・ジェネラル・マネジャー
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・プルッセン法律事務所、パートナー
青山雄祐	取締役	野村ホールディングス株式会社、ファイナンス業務部、エグゼクティブ・ディレクター
アーンスト・アンド・ヤング ・ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの須藤光一氏が、ジェネラル・マネジャーとして任命されています。上記の他、管理会社の従業員はいません。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の目的は、投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくともルクセンブルグ籍投資信託を1つ運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、2010年12月17日法の第16章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ファンドの管理会社としての業務を行います。管理会社の権利および職務は、信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグで設立された、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの一般的な管理運営業務について責任を負います。管理会社は、ファンドのために受益証券の発行を行う独占的権利を有します。管理会社はまた、登録簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売買戻の実行、分配の実施（もしあれば）ならびに受益証券1口当たりの純資産価格の計算を行います。これらの業務の一部は、事務代行会社に委託されています。

管理会社は、管理会社の故意による懈怠、詐欺または過失のみに責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づく管理会社の行為の結果被るまたは生じる損失について責任を負いません。

受益者は、その請求、訴訟行為、要求または権利主張が管理会社の故意による懈怠、詐欺または怠慢に起因する場合を除き、管理会社に起因する請求、訴訟行為、要求または権利主張については、ファンドの資産に対してのみ請求することができます。ファンドの資産がすべてなくなった後に残存するかかる申立て、訴訟、請求または要求は、かかる申立て、訴訟、請求、または要求が（場合に応じて）受託会社または管理会社の故意の不履行、詐欺または過失の結果として生じない限り、放棄され、消滅したものとみなされます。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および義務の適切な遂行において）ファンドに関連する全部または一部の訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対し、ファンドの資産に対して補償および返還を請求することができます。但し、かかる補償請求は、管理会社の故意による懈怠、詐欺、怠慢または自己の義務に対する認識ある過失による行為または不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、過去または現在の受益者から補償を受ける権利を有しません。信託証書において受託会社または管理会社に明示的に付与される補償は、法律により与えられる補償に追加されるものであり、これを損なわないものとします。

信託証書の条件に従い、かつ適用法令に定められるとおり、管理会社の有する信託を管理する権限および受益証券の発行および買戻しを行う権限ならびに信託証書によって管理会社に付与された権利、特権、権限、義務および裁量権は、個人、団体、会社または法人に委任することができます。管理会社は、あらゆる受任者または副受任者の行為を監督しなければなりません。管理会社の故意による懈怠、詐欺、怠慢または自己の義務に対する認識ある過失による行為によるものでない限り、適用ある法令に規定される事項については、受任者または副受任者の過誤または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社は、受託会社に対する60日前までの書面による通知により辞任し、管理者としての責務を免責されることができます。かかる辞任と免責は、後任の管理会社が選任されている場合にのみ有効です。受益者はいつでも受益者集会により、管理会社を更迭することができ、後任の管理会社を指名することができます。

管理会社は、ファンドの管理業務を事務代行会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに委託しています。

管理会社は、平成24年4月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。なお、すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。また、純資産額は、別段の記載がない限り、平成24年4月末日現在の数値です。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,446,106,056.71米ドル
		2	467,655,423.21ユーロ
		1	3,294,126,742.23豪ドル
		1	133,299,827.93カナダドル
		1	891,574,002.81ニュージーランド・ドル
		1	94,944,136.45英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	17	1,739,908,456.55米ドル
		8	73,408,235.03ユーロ
		3	21,881,060.38英ポンド
		5	413,405,759.87ニュージーランド・ドル
		14	245,813,196,112円
		4	49,203,999.93カナダドル
		8	1,064,970,566.05豪ドル
ケイマン諸島	その他のファンド	27	84,413,737,647円
		6	1,100,091,856.78豪ドル
		19	1,239,278,555.60米ドル
		1	26,841,292.05ユーロ
		3	386,702,582.72ニュージーランド・ドル
		1	294,682,159.15南アフリカ・ランド

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2012年4月27日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝107.24円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2012年３月31日現在

（ユーロで表示）

	2012年３月31日		2011年３月31日	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産				
固定資産				
金融固定資産				
－固定資産として保有の証券（注３）	797,977	85,575	776,794	83,303
流動資産				
債権				
－１年以内期限到来未収債権	336,353	36,070	290,340	31,136
－その他の未収金	—	—	1,952	209
銀行預金、郵便小切手口座、小切手および 手許現金（注12）	4,230,229	453,650	2,234,993	239,681
	<u>4,566,582</u>	<u>489,720</u>	<u>2,527,285</u>	<u>271,026</u>
資産合計	<u>5,364,559</u>	<u>575,295</u>	<u>3,304,079</u>	<u>354,329</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金（注４）	375,000	40,215	375,000	40,215
法定準備金（注５）	37,500	4,022	37,500	4,022
その他の準備金（注５）	1,560,000	167,294	1,635,000	175,337
繰越損益（注５）	1,166,542	125,100	—	—
当期利益（注５）	1,329,327	142,557	1,091,542	117,057
	<u>4,468,369</u>	<u>479,188</u>	<u>3,139,042</u>	<u>336,631</u>
引当金				
納税引当金（注６）	895,085	95,989	144,337	15,479
その他の引当金（注11）	1,105	119	—	—
	<u>896,190</u>	<u>96,107</u>	<u>144,337</u>	<u>15,479</u>
非劣後債				
１年以内支払期限到来その他の債務（注７）	—	—	20,700	2,220
負債合計	<u>5,364,559</u>	<u>575,295</u>	<u>3,304,079</u>	<u>354,329</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2012年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	2012年3月31日終了年度		2011年3月31日終了年度	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用				
その他の対外費用	107,329	11,510	113,342	12,155
その他の営業費用	—	—	108,442	11,629
未払利息その他の財務費用				
－関連企業に係る（注8）	116,639	12,508	27,584	2,958
所得税（注6）	180,833	19,393	188,431	20,207
当期利益	1,329,327	142,557	1,091,542	117,057
費用合計	1,734,128	185,968	1,529,341	164,007
収益				
純売上高（注1）	1,626,075	174,380	1,428,028	153,142
その他の未収利息および財務収益				
－関連企業からの受領（注12）	6,855	735	1,577	169
その他の営業収益（注3）	68,861	7,385	43,136	4,626
金融固定資産からの収益（注9）	32,337	3,468	56,600	6,070
収益合計	1,734,128	185,968	1,529,341	164,007

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2012年3月31日に終了した年度

注１－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部である最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC 1 A 4 NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラン1において入手可能である。

注２－重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

貸借対照表、損益計算書および比較数値の表示は、商事会社の登録ならびに企業の会計および年次決算書に関する2002年12月19日法を修正した2010年12月10日法で規定されたレイアウトに従って作成されるよう修正されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ別個に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高は、管理運用するファンドから受領する管理報酬を表す。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される証券

固定資産として保有される証券は、取引日の取得価額で記帳される。年度末現在で固定資産として保有される証券は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される証券の売却実現損益は、平均原価法で算定される。

未収債権

未収債権は、額面価額で記帳される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合、当該評価調整は継続されない。

引当金

引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

その他の債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

先渡為替契約

先渡契約は、特定の金融商品を将来の特定の日に購入または売却する契約上の合意である。先渡契約は、店頭市場で取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約に適用される現行為替レートを参照して計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注３－固定資産として保有される証券

2012年３月31日に終了した年度中、固定資産として保有される証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されている。固定資産として保有される証券の増減は、以下のように要約される。

投資信託の受益証券への投資 (ユーロ)	
取得価額	
期首現在	951,728
期中取得額	25,657
期中処分額	(54,549)
期末現在	922,836
評価調整	
期首現在累積評価調整	(174,934)
期中評価調整の戻入れ ⁽¹⁾	50,075
期末現在累積評価調整	(124,859)
期末純評価額	797,977
期末市場価格	935,916

⁽¹⁾ 当該金額は、損益計算書の「その他の営業収益」に計上されている。

投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%を超える受益証券を保有していない。

注４－資本金

2012年３月31日および2011年３月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注５－準備金および繰越損益

期中の増減は、以下のとおりである（ユーロ建て）。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2011年３月31日現在残高	37,500	1,635,000	—
前期の利益	—	—	1,091,542
資産税準備金の取毀し純額	—	(75,000)	75,000
2012年３月31日現在残高	37,500	1,560,000	1,166,542

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、当社は、当該年度の法人所得税を上限とした、資産税の減税を受ける権利を有する。

上記を享受するために、当社は、その年の資産税額の５倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から５年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、税控除は配当が行われた年度に廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

2012年３月31日現在、配当不能準備金は、2006年から2011年までの年度の資産税の５倍を表す金額である1,560,000ユーロである。

2012年３月31日に終了した年度中、2005年の資産税準備金（160,000ユーロ）が全額取り毀され、2011年のための資産税準備金85,000ユーロが設定された。

注６－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出ていない会計期間に関して当社が見積もった納税額（当社が税務当局に支払った前払金を控除した額）に相当する。

注７－その他の債務

2011年３月31日現在、その他の債務は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬で構成されていた。

注８－未払利息およびその他の財務費用

	2012年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2011年３月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純損失	119,696	22,268
派生商品および為替契約に係る未実現損失の変動純額	(3,057)	5,316
	116,639	27,584

注９－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2012年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2011年３月31日 終了年度 (ユーロ)
受取配当金	32,337	56,600
	32,337	56,600

注10－スタッフ

当社には、2012年および2011年の事業年度中に従業員はいなかった。

注11－その他の引当金

2012年3月31日現在、その他の引当金は、先渡為替契約に係る未実現損失で構成されており、詳細は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	評価額 (ユーロ)
ユーロ	522,075	米ドル	697,516	2012年6月28日	(125)
ユーロ	79,271	日本円	8,782,099	2012年6月28日	(980)
					(1,105)

2011年3月31日現在、先渡為替契約に係る未実現利益は1,952ユーロであり、「その他の未収金」の科目に計上された。

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2012年3月31日に終了した事業年度に6,855ユーロ（2011年：1,577ユーロ）の利息が生じた。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

注13－運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2012年3月31日現在約15,186百万ユーロ（2011年：14,294百万ユーロ）である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2012
(expressed in Euro)

	<i>March 31, 2012</i>	<i>March 31, 2011</i>
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial fixed assets		
- Securities held as fixed assets (note 3)	797,977	776,794
CURRENT ASSETS		
Debtors		
- Trade debtors becoming due and payable within one year	336,353	290,340
- Other receivables	---	1,952
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand (note 12)	4,230,229	2,234,993
	4,566,582	2,527,285
TOTAL ASSETS	5,364,559	3,304,079
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed capital (note 4)	375,000	375,000
Legal reserve (note 5)	37,500	37,500
Other reserves (note 5)	1,560,000	1,635,000
Results brought forward (note 5)	1,166,542	---
Profit for the financial year (note 5)	1,329,327	1,091,542
	4,468,369	3,139,042
PROVISIONS		
Provision for taxation (note 6)	895,085	144,337
Other provisions (note 11)	1,105	---
	896,190	144,337
NON-SUBORDINATED DEBT		
Other creditors becoming due and payable within one year (note 7)	---	20,700
TOTAL LIABILITIES	5,364,559	3,304,079

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2012
(expressed in Euro)

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2012</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2011</i>
CHARGES		
Other external charges	107,329	113,342
Other operating charges	---	108,442
Interest payable and other financial charges		
- concerning affiliated undertakings (note 8)	116,639	27,584
Income tax (note 6)	180,833	188,431
Profit for the financial year	1,329,327	1,091,542
TOTAL CHARGES	1,734,128	1,529,341
INCOME		
Net turnover (note 1)	1,626,075	1,428,028
Other interest receivable and other financial income		
- derived from affiliated undertakings (note 12)	6,855	1,577
Other operating income (note 3)	68,861	43,136
Income from financial fixed assets (note 9)	32,337	56,600
TOTAL INCOME	1,734,128	1,529,341

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2012**

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the "Company") was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg law and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as "Net turnover".

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The presentation of the Balance sheet, of the Profit and loss account and of the comparative figures has been modified to be drawn up in accordance with the layout prescribed by the law of 10 December 2010 modifying the law of 19 December 2002 related to the register of commerce and companies and the accounting and annual accounts of undertakings.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro ("EUR") and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rate or at their value determined at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of securities held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Other creditors

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 - Securities held as fixed assets

During the year ended March 31, 2012, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds. Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>Investment in units/shares of investment funds EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	951,728
acquisitions during the year	25,657
disposals during the year	(54,549)
at the end of the year	<u>922,836</u>

Value adjustments

cumulated value adjustments at the beginning of the year	(174,934)
reversal of value adjustments for the year ⁽¹⁾	50,075
cumulated value adjustments at the end of the year	(124,859)
Net value at the end of the year	797,977
Market value at the end of the year	935,916

⁽¹⁾ This amount is recorded in the caption “Other operating income” in the Profit and loss account.

Investment in units/shares of investment funds

The Company does not have any holdings in units/shares representing more than 20% of participating interest in the investment funds.

Note 4 - Subscribed capital

As at March 31, 2012 and 2011, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 - Reserves and results brought forward

The movements for the year are as follows (in EUR):

	Legal reserve EUR	Other reserves EUR	Results brought forward EUR
Balance as at March 31, 2011	37,500	1,635,000	---
Previous year's profit	---	---	1,091,542
Net release of net worth tax reserve	---	(75,000)	75,000
Balance as at March 31, 2012	37,500	1,560,000	1,166,542

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2012, the non-distributable reserve amounts to EUR 1,560,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2006 to 2011.

During the year ended March 31, 2012, the 2005 net worth tax reserve amounting to EUR 160,000 was fully released while a net worth tax reserve of EUR 85,000 was constituted for 2011.

Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several Mutual Investment Funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for

taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 7 - Other creditors

As at March 31, 2011, other creditors mainly consisted of audit and domiciliation fees payable.

Note 8 - Interest payable and other financial charges

	<i>Year Ended March 31, 2012 (EUR)</i>	<i>Year Ended March 31, 2011 (EUR)</i>
Net realised loss on derivative instruments and foreign currencies contracts	119,698	22,268
Net change in unrealised loss on derivative instruments and foreign currencies contracts	(3,057)	5,316
	<u>116,639</u>	<u>27,584</u>

Note 9 - Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year Ended March 31, 2012 (EUR)</i>	<i>Year Ended March 31, 2011 (EUR)</i>
Dividend received	32,337	56,600
	<u>32,337</u>	<u>56,600</u>

Note 10 - Staff

The Company did not have any employees during the financial years ended March 31, 2012 and 2011.

Note 11 - Other provisions

As at March 31, 2012, other provisions consist in unrealised losses on forward foreign exchange contracts, as detailed bellow:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	522,075	USD	697,516	June 28, 2012	(125)
EUR	79,271	JPY	8,782,099	June 28, 2012	(980)
					(1,105)

As at March 31, 2011, unrealised gains on forward foreign exchange contracts amounted to EUR 1,952 and were presented in the caption “Other receivables”.

Note 12 - Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded interest of EUR 6,855 for the year ended March 31, 2012 (2011: EUR 1,577). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Note 13 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 15,186 million as at March 31, 2012 (2011: EUR 14,294 million).

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に関わる場合があります。これらの業務には、他のファンドの運用業務および管理業務、受託銀行または業務提供者を務めること、証券の売買、投資運用業務および投資顧問業務、仲介業務、ならびに他のファンドもしくは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、ファンドに提供する業務に類似する業務を第三者に提供することができ、かかる業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、受託会社および管理会社は、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとし、

受託会社は、ファンドの勘定で、関係当事者またはかかる者が助言もしくは運用する投資信託または勘定から証券を取得し、またはこれらに対し証券を処分することができます。

関係当事者（受託会社および管理会社を除きます。）は、自らが適切と判断する場合受益証券を保有し、かつ、これを取扱うことができます。関係当事者は、ファンドが類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象の購入、保有および取引することができます。関係当事者は、受益者との間で、またはその証券がファンドによるかもしくはファンドの勘定で保有されている主体との間で契約を行うかしくは金融取引またはその他の取引を行うことができ、または当該契約もしくは取引に利害関係を有することができます。さらに、関係当事者は、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行した投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ることができます。

5【その他】

(1) 取締役会の変更

取締役は、年次株主総会において株主により選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までとし、後任者が選任され就任するまではその地位に留まりますが、株主総会の決議により、いつでも、理由の有無を問わず、解任されまたは更迭されます。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次回の株主総会までの欠員を補充するための取締役を多数決により選任することができます。

(2) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要です。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、2010年12月17日法の第16章の規定に従った投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続します。2010年12月17日法に基づき、管理会社が6か月以上活動を停止した場合は、C S S Fは管理会社に付与された権限を取消することができます。

(4) 出資の状況

該当事項はありません。

(5) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

② 資本金の額

2012年4月末日現在、500,000ユーロ（約5,362万円）（払込済株主資本）

③ 事業の内容

受託会社は、1998年、ケイマン諸島で設立された免除会社です。その払込済株主資本は、500,000ユーロです。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社およびミューチュアル・ファンド・アドミニストレーターとして行為する認可をケイマン諸島の総督から得ています。

(2) 保管会社・事務代行会社

① 名称

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

② 資本金の額

2012年4月末日現在、2,800万ユーロ（約30億272万円）

③ 事業の内容

1990年、ルクセンブルグの法律に基づき、株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

(3) 販売会社、代行協会員

① 名称

野村證券株式会社

② 資本金の額

2012年4月末日現在、100億円

③ 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2012年4月末日現在、日本国内に179の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用会社発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーは、ファンドの受託会社として業務を提供します。受託会社の権利および職務は、信託証書に記載されています。受託会社および管理会社は、信託証書の要項および条件に従いファンドの資産および管理について全般的な権限および責任を有しています。

受託会社がファンドに関連して有価証券投資業務を行う場合には、受託会社は、ファンドの資産に関して受託者として本債券に投資を行うことまたはその他の投資決定を行うことが受託者としての職務の遂行に必要な場合または付随する場合を除き、これを行いません。このため、受託会社は、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2011年改正済）第5(2)条および別表第4第6(g)項に基づく適用除外者であり、同法に基づく登録を要しません。

受託会社は、ファンド資産の保管業務をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに委託しています。

信託証書に基づき、受託会社は、（信託証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な行使または遂行において）ファンドの受託会社として、受託会社に対してなされた訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、受託会社の故意の不履行、詐欺または過失による作為または不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に関する場合を除き、（信託証書に記載されるところに従い）ファンドの資産に対して償還請求を行う権利を有します。

受託会社は、信託法の規定に従い行為することができ、特に、受託会社の権限、職務および裁量権のいずれについても、他の者に委託することができます。受託会社による故意の不履行、詐欺または重大な過失がない場合、受託会社は、信託証書に基づき誠実になされたまたはなされなかった事項を理由に責任を負わないものとします。受託会社は、ファンドの他の業務提供者との間でファンドに代わり契約を締結する権限を有し、当該契約には、受託会社がその絶対的裁量に基づき適切と考える補償規定を含みます。

受託会社、受託会社の取締役、役員、従業員、代理人または受託会社の委託を受けた者は、信託証書に基づく権限および職務の行使または遂行に関して自己が被った訴訟行為、費用、請求、損失、経費、要求またはその他の債務についてファンドから補償を受ける権利を有します。

信託証書の条件に従い、かつ適用法令に定められるとおり、受託会社の有する信託財産を取り扱う権限、投資資産を運用する権限、ファンド勘定による資金の借入れまたは信用供与の申込みを行う権限、および投資対象により付与されたすべての議決権を行使する権限、ならびに信託証書によって受託会社に付与された権利、特権、権限、義務、信託および裁量権は、個人、団体、会社または法人に委任することができます。

受託会社は、ファンドに関する保管の権限および職務のすべてを保管会社に委託しています。受託会社は、受任者または副受任者の側の過誤または不履行に起因する損失につき責任を負いません。

受託会社は、すべての受益者に対する60日以上前の書面による通知により辞任しまたは解任されることがあります。当該辞任および解任は、後任の受託者の任命後にのみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行い、または、清算手続に入った後、当該通知日または清算開始から30日以内に後任の受託者を決定し任命することができない場合、受託会社は、後任の受託者を任命するため、直ちに全受益者の会議を招集します。

受益者は、受益者集会の決議によって、いつでも、受託会社を解任し、後任の受託者を指名することができます。

(2) 保管会社・事務代行会社

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、保管契約に従い、ファンド資産の保管会社として行為します。保管契約の期限は無期限ですが、いずれの当事者も、60日前までの書面による通知をもって終了することができます。

保管契約は、保管会社が、その随時受領する投資対象のすべてを、その帳簿上ファンドのために分離された口座において記録および保管すべきこと、すべての投資対象が保管会社の金庫に、またはかかる投資対象の安全な保管のため適切と考えられるその他の方法によって保管会社またはその指図人により保管されるよう手配すべきこと、ファンド勘定により随時受領する現金のすべてを、ファンドのために分離された口座において保管すべきこと、受領した現金のすべてを安全に保管する責任を負うべきこと、ならびにファンドの勘定でなされる承認された投資対象の購入および他の一定の支払のために受託会社または管理会社が要請する場合、ファンドの口座から現金の支払を行うべきことを規定しています。

受託会社は、保管契約に従い、ファンドに関連する業務を遂行中に保管会社が課され、受けた、または主張された、いかなる種類または性質のあらゆる債務、義務、損失、損害、罰金、訴訟、判決、告訴、経費、費用または立替費用についても、保管会社に対しファンドの資産から補償することに同意します。（ただし、保管会社またはその従業員もしくは代理人による故意の不履行、詐欺行為、または重大な過失に起因するものを除きます。）

保管会社は、保管契約に従い、その義務の遂行において自らの故意の不履行、詐欺行為、または重大な過失がない場合、いずれの作為または不作為についても責任を負いません。

事務代行会社契約に従い、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ファンドの事務代行会社として行為します。同契約は無期限ですが、いずれの当事者も、60日前までの書面による通知をもって終了することができます。事務代行会社は、ファンドの会計、純資産の計算、受益証券の発行、登録、名義書換、買戻業務を提供し、また、事務代行会社契約に記載される要項および条件に基づき、通常は会計士、登録代行会社および名義書換事務代行会社が行うその他の一般的な事務代行業務を行います。事務代行会社は、その裁量により、管理会社の指示に反しない限りにおいて、かつ信託証書に定める管理会社に関する制限および規制に従い、事務代行会社契約に基づくその義務の遂行を第三者に委任することができます。かかる第三者の報酬は事務代行会社の勘定により支払われます。

管理会社は、事務代行会社契約に従い、ファンドに関連する業務を遂行中に事務代行会社が課され、受けた、または主張された、いかなる種類または性質の債務、義務、損失、損害、罰金、訴訟、判決、告訴、経費、費用または立替費用についても、ファンドから補償することに同意します。（ただし、事務代行会社またはその従業員もしくは代理人の故意の不履行、詐欺行為、重大な過失に起因するものを除きます。）

事務代行会社は、事務代行会社契約に従い、その義務の遂行において自らの故意の不履行、詐欺行為または重大な過失がない場合、いずれの作為または不作為についても責任を負いません。

(3) 販売会社・代行協会員

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、日本における募集のため、日本の投資者が行った払込日の買付注文を満たす上で必要であるとして販売会社が管理会社に通知する受益証券につき、販売会社に対する販売および交付を行うか、または販売および交付の手配をします。販売会社は、販売取扱会社を通じて、または販売会社が随時決定するその他の方法

で、販売会社に対してかかる交付がなされた受益証券を日本において販売することができます。

代行協会員契約に基づき、日本における代行協会員は、日本証券業協会が昭和48年12月4日に採択した規則第3章第21条に規定されるとおり、下記の業務を遂行します。

- (a) 適用ある日本の法令および／または日本証券業協会の上記規則の規定に基づき随時作成を要求される受益証券に関する日本語の目論見書を日本証券業協会に提出すること。
- (b) 受益証券1口当たりの純資産価格を日本において毎月公表すること。
- (c) 適用ある日本の法令および／または日本証券業協会の上記規則の規定に基づき随時作成を要求されるファンドに関する財務書類およびその他の書類を日本証券業協会に提出すること。
- (d) 受益証券が、日本証券業協会の規則に規定される外国投資信託受益証券の選別基準に適合しなくなった場合、日本証券業協会に報告し、管理会社に通知すること。
- (e) 代行協会員が上記業務のいずれかを遂行する際に付随するまたは必要な行為を、管理会社に代わり遂行すること。

3【資本関係】

管理会社の全株式は、野村ホールディングスの子会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

A. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2011年9月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は9,431であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社マネージャーをも監督しており金融庁法（2011年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託

業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネジャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2011年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 — 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2011年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の相当程度の部分を採用しており、この問題に関する判例法の相当程度を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続ことができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2011年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

- (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
- (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないと約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
 - (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
 - (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと

- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2011年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2011年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要なとするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
 - (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
 - (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
 - (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2010年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行または発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくははその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2011年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(1)項、第6.2(g).7項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

(i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - (iv) 本規則、会社法（2011年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにす

ること

- (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
 - (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - (ii) 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (iv) 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）

- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xxi) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

[次へ](#)

B. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

(2011年7月1日付)

定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法
S I F法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE Cが継承）
E U	欧州連合（特に、E Cにより構成）
F C P	契約型投資信託
K I I D	通達2009／65／E C第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	E U加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるE U加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でE U加盟国に相当するとみなされる国
メモリアル	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
パートIファンド	（特に通達2009／65／E Cをルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I 管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S所在加盟国	通達2009／65／E C（以下に定義される。）第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
U C I T Sホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、U C I T S所在加盟国以外の加盟国
U C I T S管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

I. ルクセンブルグの投資信託の形態

1. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1983年8月25日法は、通達85／611／E E C（以下「U C I T S I 通達」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（以下「2002年法」という。）は、U C I T S I 通達を改正する通達2001／107／E Cおよび通達2001／108／E C（以下「U C I T S III 通達」という。）をルクセンブルグ法に導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）（以下「S I F法」という。）は、2007年、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。これらの投資信託は、当該ビークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。専門投資信託（以下「S I F」という。）は、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってU C I の一種として区分されている。S I Fは、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、とりわけC S S Fのプロモーターによる認可を必要としない点で監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、S I F法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達である通達2009／65／E C（以下「通達2009／65／E C」という。）をルクセンブルグ法に導入した。

2. 2010年法の効力発生

- すべてのUCITSおよびUCITS管理会社は、遅くとも2011年7月1日に2010年法の適用対象となっている。特定のUCITSは、2012年7月1日までにその簡易目論見書を新たな主要投資家情報文書（以下「KIID」という。）に変更しなければならない。
- 2011年1月1日以降、これまで2002年パートIIに従っていたUCIは、2010年法パートIIの適用対象となる。ただし、2012年7月1日に効力が発生する権限の委託に関する一定の規定を除く。
- 2011年1月1日以降、既存のUCI管理会社は、2010年法の適用対象となった。ただし、2012年7月1日に効力が発生する権限の委託に関する一定の規定を除く。
- 2010年法の財務に関するすべての規定は、2011年1月1日に効力が発生した。

II. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSおよびUCI

1. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIの概要

1.1. 一般規定とその範囲

1.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パートI UCITS（以下「パートI」という。）
- パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）
- パートIII 外国のUCI
- パートIV 管理会社
- パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2010年法は、パートIが適用されるUCITSとパートIIが適用されるUCIを区分して取り扱っている。

1.1.2. EUのいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートIに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、通達2009/65/ECが当該国において立法化されている限度において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

1.1.3. 2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

1.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

1.1.5. 法的形態

2010年法パートIまたはパートIIに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人 (investment companies)
 - 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
 - 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

1.2.1. 契約型投資信託 (FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素から成り立っている。

FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、

投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより、管理会社との間に確立されるF C Pに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、F C Pの約款（以下を参照のこと。）に基づく。F C Pへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、F C Pの受益証券（以下「受益証券」という。）に対する権利を有する。

F C Pの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益者の要請に基づき、パート I ファンドの受益証券は、F C Pによりいつでも買い戻されることができ、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。

パート II ファンドについて、C S S F規則は、2010年法第91条に従い、F C Pの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。I M L通達91/75は、パート II ファンドがその受益証券（または投資口）の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

パート I ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート II ファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート I ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのF C Pについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

1.2.1.1. 保管受託銀行

C S S Fにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がF C Pの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、F C Pの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パート I ファンドのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート I ファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他の加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、

1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社所在加盟国が、2010年法パート I に従いF C Pの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。

保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

1.2.1.2. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート I ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の1.4.2.の(15)に定められた条件に従う。

パート II ファンドについて、管理会社による委託は、以下の1.4.1.の(1)に定められた条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

1.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

2010年法に従い、S I C A Vの形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法に定められる最も重要な要件は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート I の対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻され

る。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。

- ー 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- ー 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- ー 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- ー 規約は、発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定する（パートIファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パートI以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- ー 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。

1.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

買戻会社を有しない投資法人も設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

1.2.2.3. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ー ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ー ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ー ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

ファンドが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、パートIファンドの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

1.2.2.4. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記1.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、原則として、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

1.2.2.5. 会社型パートIファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、通達2009/65/E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- ー 認可の申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- ー S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- ー さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にて

CSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下の1.4.2.の(15)および(16)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所をたどることが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

1.3. 2010年法によるルクセンブルグのUCITSおよびUCIの投資制限

A) パートIファンド／UCITS

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パートIファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号、
 - a) およびb) に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - － かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - － かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
 - － かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - － （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および／または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - － UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - － OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければ

ならない。

- － O T Cデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、U C I T Sの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

C S S Fは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付C S S F通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、C S S Fに提供すべき最低限の情報についても概説している。

- (5) U C I T Sは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
 - － 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、E Uもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - － 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - － E U法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともE U法が規定するのと同じ程度厳格であるとC S S Fが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - － C S S Fが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/E E Cに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) U C I T Sは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているU C I T Sは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) U C I T Sは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社（各運用U C I T Sに関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T Sはまた、O T Cデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。U C I T Sは、C S S Fが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S Fに定期的に報告しなければならない。
- (b) U C I T Sは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をC S S Fが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
- (c) U C I T Sは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
 U C I T Sは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。U C I T Sが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。
 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。
- (10) (a) U C I T Sは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
 U C I T Sは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T Sの取引の相手方に対するO T Cデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。
- (b) U C I T Sがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、U C I T Sが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのO T Cデリバティブ取引には適用されない。
 上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、U C I T Sは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投

資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたます場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび／または

他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび／またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび／または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIまたは通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書1.3.A)の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行う行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該

10%までを、またはF C Pの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。

U C I T Sが、1) および2) に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのU C I T Sの資産の15%を超過してはならない。

(18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびU C I T Sの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S Rガイドラインを実施する、2007年3月19日付E U通達2007/16/E Cを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、C S S Fは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339（以下「通達08/339」という。）を出した。

通達08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により取って代えられる。）の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、U C I T Sがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にC S S Fにより出された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、C S S Fは、特定の証券貸借取引においてU C I T Sが利用することのできる技法と商品の詳細について示したC S S F通達08/356を出した。

通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。当該通達08/356は、U C I T Sのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってU C I T Sのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

通達2009/65/E Cを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくU C I T S(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、U C I T S（またはそのサブ・ファンド）の国境を越える合併または国内の合併に関連して新しい規則を定めている。これらの規定は、U C I T Sのみに適用され、その他の種類のU C Iには適用されない。2010年法に従い、C S S Fは、2010年法の特定の規定を明確化したC S S F規則10-05を採用している。

B. U C I T Sフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のU C I T S（以下「マスター」という。）に投資するU C I T Sであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- － 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- － 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- － 事業を行う上で必須の動産または不動産

B) パートIIファンド／U C I

パートIファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）かかる規則は未だ出されていない。

I M L通達91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b) およびc) の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

1.4. 管理会社

パートIIファンドのみを運用するすべての管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パートIファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される（以下を参照のこと。）。

1.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

管理会社は、UCIの運用以外の活動に従事してはならない（ただし、付随的な性質の自らの資産の運用のみは行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に従うUCIでなければならないと解される。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関わる権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

2011年1月1日より前に設立され、それにより2010年法第16章に従うことになった管理会社は、2012年1月1日まで、上記の前提条件を遵守しなければならない。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

（注）現在にかかる規則は存在しない。

- b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に従う管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服する場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

— 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

— 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

(i) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

(ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

(iii) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

— これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (5)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITS
に関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により
決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な
評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な
監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もし
くは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可
を付与しない。
CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (7) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければな
らない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に
根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSF
に通知を行う義務を負うこととなる。
- (9) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可
を取り消すことができる。
(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993
年法に適合しなくなった場合。
(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (10) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人
かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定
の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと
判断する場合、認可を付与しない。
- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一
または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。
ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件
- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特
定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に
対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (13) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行に
あたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム
（特に、当該管理会社の従業員個人の取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則
を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日
時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書お
よび現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧
客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

- － 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - － (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行うしなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (17) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。
- 管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。
- 設立の権利および業務提供の自由
- (18) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (19) 通達2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (20) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSSF通達03/108により強化された。かかる通達の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。同通達では、管理会社が事業を開始するためには事前にCSSFの認可を必要とすることを確認している。また、以下は同通達の主要な点をまとめたものである。

- － 業務プログラムはCSSFに提出されなければならない。
- － 人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならない。ただし、CSSFにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。
- － 管理会社の業務を遂行する2名の者について、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならない。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
- － 通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかによりに依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。
- － 通達では、管理会社がその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- － 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されているが、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、かかる投資運用権限をかかる企業に対し委託することができる。
- － 通達は、附属書類として、四半期毎に作成の上CSSFに提出するべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係するものである。

さらに、2010年法の効力発生後、CSSFは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味の範囲の管理会社（いわゆる「自己管理型投資法人」）に指定されていない投資法人に適用される新たな規定に関するCSSF通達11/508を発行した。同通達の目的は、2010年法の効力発生後にUCITS管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することである。主な変更点は以下の領域を含んでいる。

- － 設立要件
- － 利益相反
- － 行為規範
- － リスク管理

同通達に定められる新たな要件は、2011年7月1日より、UCITS管理会社および自己管理型投資法人に適用される。

2. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIに関する追加的な法律上および規制上の規定

2.1. 設立および運営に関する法律および法令

2.1.1. 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、FCPの管理会社、および（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）SICAVの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、SICAVにも一定の範囲で適用される。

2.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第26条）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロ相当額である。

2.1.1.2. 規約の必要的記載事項（1915年法第27条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立者の身元
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 本店の所在地
- (iv) 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 発行時に払込済の額

(vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載

(viii) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定

(ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

(x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

(xi) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載

(xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

(xiii) 会社の存続期間

(xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第29条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

(i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること

(ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.1.2. 関連するその他の規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10-049
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009/65/E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/43/E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則No.10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則No.10-5
- 他のE U加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T Sおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のE U加盟国のU C I T Sが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F通達11/509

2.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されたまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

(ii) 認可を受けたU C I は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

(iii) ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C I の解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（I M L）に取って代わられた。I M Lは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会（C S S F）に移管された。

C S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート I ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2011年1月1日より前に設立されたUCITSおよび2011年1月1日から2011年7月1日の間に設立されたUCITSで、2002年法に従うことを選択したものは、2012年7月1日までに、2002年法第109条以下に基づき作成された簡易目論見書を、2010年法第159条に言及される主要投資家情報に変更しなければならない。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書^(注)ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

(注) 簡易目論見書を主要投資家情報文書に変更していないUCITSについては、本項における主要投資家情報文書への言及は、簡易目論見書への言及と解釈する必要がある。

2.1.4. 2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

2010年法に従うUCITSは、前項に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが通達2009/65/ECに従う管理会社により運用され、通達2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iii) 外国で使用する目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFの事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の記載内容

目論見書（および簡易目論見書（依然として該当する場合））は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかんにかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙ⅠのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

（v）誤解を招く表示の禁止

2010年法第153条は、完全な目論見書（および簡易目論見書（依然として該当する場合））の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

（vi）財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICA Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

（vii）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

（viii）違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年8月10日法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.2. 清算

2.2.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICA Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

2.2.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- 管理会社が破産宣告を受けた場合
- 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算

を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

2.2.1.2. SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

2.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.2.2. 清算の方法

2.2.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

2.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.2.2.1.に記載された方法で預託される。

2.3. 税制

2.3.1. ファンドの税制

2.3.1.1. 資本税 (droit d'apport)

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2010年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。

2.3.1.2. 年次税 (taxe d'abonnement)

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証券と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集会的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ

ー 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCI、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。(i) 2010年法第175条に規定されている企業退職年金のための機関または同様の投資ビークル、(ただし、該当する年金基金が従業員のため同一グループの一部である場合に限られる。) および(ii) 従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資する当該グループの会社。

2010年法第175条により以下のUCIも年次税を免除される。

ー 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに

ー 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント

(i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および

(ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

2.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

III. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「SIF法」という。）を採択した。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

SIF法の下で設定されたビークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、SIF法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

1. 範囲

SIF制度は、(i) その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび(ii) その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

SIF法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ビークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2. 投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、SIF法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。CSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3. 構造的側面

3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.1.1. 法律上の形態

S I F法は、特に、契約型投資信託（以下「F C P」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「S I C A V」という。）について言及しているが、S I Fが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I Fの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記Ⅱ. 1.2.1項を参照のこと。

F C Pへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（S I C A VまたはS I C A F）

特性の要約については、上記Ⅱ. 1.2.2項を参照のこと。

S I F法に基づき、S I C A Vは、2010年法に従うS I C A Vの場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A Vの形態で設立されるS I Fは、S I F法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、持分により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち一形態を採用することができる。

S I F法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、S I F法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.1.2. 複数クラスの仕組み

S I F法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.1.3. 資本構造

S I F法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に従うU C Iについては6か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額は、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口／受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うU C Iに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、S I F法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、S I F法の下で、S I Fは、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは、一部払込済み投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済み投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4. 規制上の側面

4.1. 慎重な制度

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実にも照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役／マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

S I F法の規定により、S I Fは、規制当局の承認を得る前に設立することができる。ただし、設立された月の翌月にC S S Fに認可申請書が、提出されることを条件とする。これにより、C S S Fの承認を得る前にS I Fを設立し、運用を開始することができる。

4.2. 保管受託銀行

U C Iと同様に、S I Fは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する金融機関またはE Uの他の加盟国に登録事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

S I F法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

4.3. 承認された法定監査人

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、S I F法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

5. S I Fの税制の特徴

S I Fについては、0.01%（これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。S I F法は、2010年法と同様の方法により、他のルクセンブルグU C Iに投資された資産で年次税が課される部分、一定のインスティテュショナル・キャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドについて、年次税を免除している。

S I Fが受領する収益およびS I Fによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2011年6月30日	有価証券報告書（第5期）
2011年9月30日	半期報告書（第6期中）

第5【その他】

該当事項はありません。

別紙 1

バスケット

バスケット価額：バスケット価額は、計算代理人によって以下の算式により算出されます。いずれかの月のバスケット価額（BSKm）は、前月のバスケット価額（BSK_{m-1}）を基準に該当するフィーダー・ファンドの評価日（以下に定義されます。）付で帰納的に算出されます。当初バスケット価額は、95.5～96.5%です。

W_{m-1}が100%超の場合は、以下の算式Aを用います。

$$BSK_m = BSK_{m-1} \times \left[W_{m-1} \times \frac{Fund_m}{Fund_{m-1}} + (1 - W_{m-1}) \times \left(1 + \frac{LevCost \times ActDay_m}{360} \right) \right] - \frac{Coupon}{12} - \frac{Fee}{12}$$

W_{m-1}が40%超100%以下の場合は、以下の算式Bを用います。

$$BSK_m = BSK_{m-1} \times \left[W_{m-1} \times \frac{Fund_m}{Fund_{m-1}} + (1 - W_{m-1}) \times \left(1 + \frac{1mLibor_{m-1} \times ActDay_m}{360} \right) \right] - \frac{Coupon}{12} - \frac{Fee}{12}$$

W_{m-1}が10%以上40%以下の場合は、以下の算式Cを用います。

$$BSK_m = BSK_{m-1} \times \left[W_{m-1} \times \frac{Fund_m}{Fund_{m-1}} + (1 - W_{m-1}) \times \frac{ZC_m}{ZC_{m-1}} \right] - \frac{Coupon}{12} - \frac{Fee}{12}$$

W_{m-1}が10%未満の場合は、以下の算式Dを用います。

$$BSK_m = BSK_{m-1} \times \left(100\% \times \frac{ZC_m}{ZC_{m-1}} \right) - \frac{Coupon}{12}$$

W_{m-1}のパーセンテージにより、BSKmは、上記の算式のいずれかによって算出されます。ただし、一度W_{m-1}が10%未満となった場合、算式Dのみが使用されるものとし、その後のWの値にかかわらず、算式D以外の算式は使用されないものとします。BSK₀は、発行日付のバスケット価額であり、95.5～96.5%に設定されます。

ただし、

BSKmは、m月のバスケット価額です。

W_{m-1}は、BSK_{m-1}から前月（m-1）に関し決定された価格差（以下に定義されます。）を基準とする前月（m-1）のバスケット内のフィーダー・ファンドの組み入れ比率（またはフィーダー・ファンドへの配分）であり、BSK_{m-1}は、前月（m-1）のフィーダー・ファンドの最終評価日のNAV（以下に定義されます。）を基準として決定されます。当初の値（W₀）は、実勢金利を参照して2005年12月20日に決定されます。

Fund_mは、フィーダー・ファンドの事務代行会社が提供するm月のフィーダー・ファンドの最終評価日付のフィーダー・ファンドの公式純資産価額です。

1mLIBOR_{m-1}は、計算代理人が決定する前月（m-1）の1ヶ月米ドルLIBORです。

1ヶ月米ドルLIBORは、計算代理人が決定する該当するフィーダー・ファンドの評価日の2営業日（ロンドン）前の午前11時（ロンドン時間）にロイターのページ、LIBOR01に掲載される1ヶ月米ドルLibor Fixingです。ただし、かかるレートが公表されない場合、計算代理人はその絶対裁量により適切とみなすレートを設定します。

Couponは、年率0.70%です。

Feeは、年率1.0%です。

LevCostは、1mLIBOR_{m-1}+0.50%に相当するレバレッジ費用です。

ActDay_mは、m月の日数です。

ZC₀は、ZC_mの定義に従い別途算出された発行日のゼロ・クーポン債の価格です。

ZC_mは、以下の特性を有する適切な発行プログラムに基づき本債券発行会社またはその関連会社が発行する額面金額1米ドル、米ドル建の想定ゼロ・クーポン債の該当するフィーダー・ファンドの評価日付の価格（額面金額のパーセンテージで表示されます。）であり、計算代理人がその裁量により、m月のフィーダー・ファンドの最終評価日付のゼロ・クーポン・カーブ（以下に定義されます。）および本債券発行会社の資金調達コストに基づき算出します。

- 満期日は、本債券の満期日の5営業日前となります。

- 満期の償還金額は、その額面金額の100%です。

ゼロ・クーポン・カーブは、以下を基準として、計算代理人により算出されます。

- a) ロイターのページ、LIBOR01上で午前11時（ロンドン時間）に公表される満期が11ヶ月以内の米ドル建て預金の金利。ただし、当該ページ上でレートが公表されなかった場合、計算代理人はその裁量により適切と判断する他の情報源から入手したレートに決定します。
- b) ロイターのページ、ISDAFIX1上で午前11時（ニューヨーク時間）に公表される満期が1年以上の米ドルLibor ベーシス・スワップ・レート・フィクシング。ただし、当該ページ上でレートが公表されなかった場合、計算代理人はその裁量により適切と判断する他の情報源から入手したレートに決定します。

月毎のバスケット価額の算出に加え、計算代理人は、その裁量により、本債券の確保元本金額（以下に定義されます。）を維持するために、フィーダー・ファンドの事務代行会社から入手する最新の週次推定NAVを基準に、追加のバスケット価額（各々、「推定バスケット価額」といいます。）を算出することができます。かかる計算は、上記の算式中の「m」を「t」（かかる計算が行われる時間を表します。）に置き換えることにより行われます。また、「t-1」は、直前のバスケット価額が計算された時間、または直前のバスケット価額が計算された日以降の日に推定バスケット価額が既に計算されている場合は、かかる直前の推定バスケット価額が計算された時間とします。

推定バスケット価額が計算された後、追加的な価格差の計算および組み入れ比率Wの調整も上記の通り、「m」を「t」に置き換えることにより、各々の定義に従い行われるものとします。

価格差：バスケット価額を計算する際、計算代理人は、以下の算式により、価格差（以下「価格差」または「Dm」といいます。）を決定します。

$$D_m = \frac{BSK_m - (FC_m - Shift_m)}{BSK_m}$$

ただし、FCmは、以下の特性を有する適切な発行プログラムに基づき本債券発行会社またはその関連会社が発行する米ドル建想定債券のm月の該当するフィーダー・ファンドの評価日付の価格（パーセンテージで表示されます。）であり、計算代理人は、その裁量により、m月のフィーダー・ファンドの最終評価日付のゼロ・クーポン・カーブおよび本債券発行会社の資金調達コストに基づき算出します。

- ・満期日は、本債券の満期日と同日となります。
- ・満期の償還金額は、その額面金額の100%です。
- ・2006年3月31日以降（同日を含みます。）2015年12月31日（同日を含みます。）までの各年度の3月、6月、9月および12月の末日に、年率0.70%のクーポンが支払われます。

Shiftmは、定額法によるm月に関する該当するフィーダー・ファンドの評価日を表する時点における評価額であり、発行日に-7%で開始され、60ヶ月後には0%に増加します。

W：組み入れ比率Wは、バスケット内のフィーダー・ファンドの組み入れ比率またはフィーダー・ファンドへの配分（パーセンテージで表示されます。）を表するものです。計算代理人は、特定の価格差について、配分比率変動表（以下を参照して下さい。）により、m月における妥当な配分比率Wを決定します。ただし、

- (i) 配分比率変動表に従い決定されるWの増加は、Dmマイナス1%について同等の増加が決定される場合にのみ行われます。また、
- (ii) 計算代理人は、誠意をもって、かつ商業上合理的な方法で行為し、その独自のリスク・モデルにより、本債券の発行直前に会社ファンド投資運用会社が提供したフィーダー・ファンドのポートフォリオに関するデータに重大な変更があり、かつかかる重大な変更により、会社ファンド投資運用会社が提供した当初データを用い以前に分析されたリスク・レベルよりも大幅に上昇することになる場合、配分比率変動表に表示されたWよりも低い水準に決定することができるものとします。計算代理人は、別契約に基づき、リスク・モニター（以下に定義されます。）に対し、計算代理人独自のリスク・モデルおよび会社ファンド投資運用会社により提供された月次データを用いた月次計算結果を提供するものとします。

計算代理人の決定により、配分比率Wの修正が必要となった場合、調整は、フィーダー・ファンドの目論見書に記載されている買戻し条項または申込み条項に従い、その直後のフィーダー・ファンドの取引日について行われるものとします。ただし、計算代理人は、ヘッジ・プロバイダーが既にフィーダー・ファンドに出したすべての買付および／または買戻し注文で、当該時に実行されていなかったすべての注文を勘定に入れるものとします。

配分比率変動表

Dmが以下の比率超の場合	Wm
0%	0
4%	10%
8%	20%

12%	30%
16%	40%
19%	50%
22%	60%
24%	65%
26%	70%
28%	75%
30%	80%
31.50%	85%
33%	90%
35%	95%
37%	100%
39%	105%
40.50%	110%
43.50%	117.5%
46%	125%

配分比率変動表および上記の規定にかかわらず、当初配分比率であるW₀は、95%程度に設定され、配分比率変動表は、それ以降のm月の組み入れ比率の決定の際にのみ、使用されるものとします。

疑義の回避のため：

一度、m月の配分比率Wが10%以上40%以下に決定されると、1ヶ月米ドルL i b o rへのすべての想定投資は、上記の算式Cに記載されている通り、満期日が本債券の満期日の5営業日前であるゼロ・クーポン債に想定再投資されるものとします。

一度、m月の配分比率Wが10%未満に決定されると、フィーダー・ファンドへのすべての想定投資は、上記の算式Dに記載されている通り、満期日が本債券の満期日の5営業日前であるゼロ・クーポン債に想定再投資されるものとし、当該算式のみがその後のバスケット価額を算出する際、用いられます。

上記の趣旨により、以下の追加の定義が適用されます。

「営業日」：ニューヨーク、東京、ルクセンブルグ、およびバーミューダにおいて銀行および外国為替市場が営業している日をいいます。

「フィーダー・ファンドの事務代行会社」：マネジメント・インターナショナル（バーミューダ）リミテッド、または会社ファンドの取締役役に任命されるその継承者をいいます。

「フィーダー・ファンドの評価日」：フィーダー・ファンドの目論見書に定義されている評価日をいいます。

「フィーダー・ファンドの取引日」：月の最初の日または当該日が営業日でない場合は、翌営業日および／または（フィーダー・ファンドの目論見書の条項によるフィーダー・ファンドの純資産価額の決定の停止に従い、）会社ファンドの取締役役が決定するその他の日で、株式の買戻し注文または買付注文がフィーダー・ファンドの目論見書に従い処理される日をいいます。

「ヘッジ・プロバイダー」：本債券に関する本債券発行会社の債務を随時ヘッジする当事者をいいます。ヘッジ・プロバイダーは、中でも、本債券発行会社、関連会社、または本債券、フィーダー・ファンド株式もしくは株式契約書を有するか、またはフィーダー・ファンド株式の購入もしくは引渡し、またはフィーダー・ファンド株式のパフォーマンスに連動する金額の支払いに関する契約を締結する第三者を含みます。

「フィーダー・ファンドの最終評価日」：2015年9月中のフィーダー・ファンドの最終評価日をいうものとし、2015年9月30日になる予定です。

「純資産価格」またはフィーダー・ファンドの「NAV」一般に認められた会計原則およびフィーダー・ファンドの目論見書の条項に従い、発生主義会計により米ドル建て事務代行会社により決定されるいずれかの日のフィーダー・ファンド株式1株当たりの純資産価格をいいます。

「フィーダー・ファンドの目論見書」：2005年9月6日付の会社ファンドの目論見書および2005年11月3日前後付のフィーダー・ファンドに関する補遺目論見書（随時、補足される可能性があります。）をいうものとし、これらの写しは、事務代行会社

の事務所で閲覧可能です。

「確保元本金額」：額面金額当たり10,000米ドルとします。

「リスク・モニター」：ノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ・インクをいいます。

「フィーダー・ファンド株式」：フィーダー・ファンドの普通株式をいいます。

「終了事由」：誠意をもって、かつ商業上合理的な方法で行為している計算代理人が単独で、発行日以降、以下記載のいずれかの事由が発生したと判断した場合は、当該事由は終了事由となります。本債券のヘッジ目的で本債券発行会社により行われるフィーダー・ファンドへの投資は、終了事由の発生後、可能な限り速やかに清算されるものとします。本債券は、満期日に、少なくとも額面金額、プラス残存金額（もしあれば）で償還されるものとします。当初の本債券保有者は、別紙2記載の流通市場における四半期毎の償還方法を引続き利用することができます。

1. フィーダー・ファンドの目論見書に記載されているフィーダー・ファンドの条件またはその性質もしくは戦略の重大な変更（フィーダー・ファンドの目論見書の重大な変更を含みますがこれに限られるものではありません。）があった場合。
2. 会社ファンド・マネジャーまたはフィーダー・ファンドの事務代行会社がフィーダー・ファンドの目論見書記載の重要な条項を遵守しなかった場合、もしくはフィーダー・ファンドの投資方針、投資目的または投資制限を逸脱した場合。
3. 会社ファンド・マネジャーまたはフィーダー・ファンドの事務代行会社が計算代理人に対し、合理的な期間内に、フィーダー・ファンドの想定機関株主が合理的に要求することのできる情報（フィーダー・ファンドのポートフォリオの月次データ（フィーダー・ファンドに含まれる各投資先ファンドの名称および組み入れ比率を含みますがこれらに限られません。）、およびフィーダー・ファンドの監査済み年次報告書および半期報告書を含みますがこれらに限られません。）を提供しなかった場合。
4. フィーダー・ファンドの事務代行会社が、該当するフィーダー・ファンドの評価日から30営業日以内に、フィーダー・ファンドの株式1株当たりの月次公式純資産価格を計算または公表することを怠った場合。ただし、フィーダー・ファンドの目論見書の「純資産価格の決定の一時停止」の項の規定に従い、フィーダー・ファンドの株式1株当たりの純資産価格の決定が停止される場合は除くものとします。
5. 会社ファンド・マネジャーが、該当するフィーダー・ファンドの評価日から10営業日以内に、フィーダー・ファンドの株式1株当たりの週次推定純資産価格が計算または公表されるよう手配することを怠った場合。ただし、フィーダー・ファンドの目論見書の「純資産価格の決定の一時停止」の項の規定に従い、フィーダー・ファンドの株式1株当たりの純資産価格の決定が停止される場合は除くものとします。
6. フィーダー・ファンドの清算または終了の場合、あるいはマスター・ファンドまたは会社ファンド、またはマスター・ファンドもしくは会社ファンドのいずれかのクラスもしくはサブ・クラスの債権者がフィーダー・ファンドの資産から請求金額が支払われるよう要求した場合、あるいは規制機関がフィーダー・ファンドの許可または登録を取消した場合。
7. ヘッジ・プロバイダーにより締結されたヘッジに関する取決めの条項に重大な影響を及ぼす、株主の支配を超えた何らかの理由により、フィーダー・ファンドの株主が保有する株式数が削減される場合。
8. 何らかの理由によるフィーダー・ファンドの不履行または一部履行の場合、ヘッジに関する取決めに重大な影響を及ぼすまたはその可能性のあるヘッジ・プロバイダーまたは本債券発行会社のヘッジ取決めの提供者による買付注文または買戻し注文の不履行もしくは一部履行または大幅な遅延の原因となるまたはその可能性のある事象が発生した場合。
9. ヘッジ・プロバイダーにより締結された本債券のヘッジに関する取決めに重大な悪影響を及ぼすまたはその可能性のある税制に関する法令、規制、資本または法律の変更もしくはその公式解釈もしくは施行に関する変更の場合（以下「税制事由」といいます。）。ただし、
 - (i) 本債券発行会社は、20暦日の間（本債券発行会社が当該税制事由を認識した日から起算します。）、かかるヘッジに関する取決めに代わりのヘッジ・プロバイダーに譲渡するよう努めることにより税制事由の重大な悪影響を軽減するよう合理的な努力を払うものとし、
 - (ii) 本債券発行会社は、いかなる場合も、損失または費用を被ることとなる措置をとる義務はないものとし、また、
 - (iii) 上記(i)において想定されている税制事由の影響を軽減することが不可能である場合、または、いずれかの時点で不可能であることが明らかになった場合、上記(i)の本債券発行会社の義務は、直ちに消滅するものとします。
10. 以下のいずれかの事由が発生した場合。
 - (i) 会社ファンド投資運用会社が規制の対象でなくなった場合。
 - (ii) 会社ファンド投資運用会社の現地免許が該当する規制当局により取消されるかまたは停止された場合。または、
 - (iii) 会社ファンド投資運用会社が該当する司法当局による調査を受けている場合。

終了事由が発生した場合、計算代理人は、終了事由の概略と通知を本債券保有者に可能な限り速やかに行うものとします。

終了事由発生後、バスケット価額（W）中のフィーダー・ファンドの配分比率は、合理的に可能な限り速やかにゼロに変更されるものとし、また、バスケット価額は、当該時点からフィーダー・ファンドの最終評価日まで、上記の算式Dに従い、算出されるものとします。

本債券の固定クーポン金額は、終了事由の発生にかかわらず、引続き支払われます。

別紙2

債券買取条件

管理会社および計算代理人は、管理会社が本債券発行日以後随時、計算代理人に対し本債券を売却することができること、また、計算代理人が本書に記載されている手続に従い本債券を買取することを承諾することに合意しました。計算代理人による本債券の買取は、以下の条件の下で、以下の手続に従い行われます。

四半期毎の償還方法

本債券は、市況により、管理会社が要求する場合、四半期毎に計算代理人により買取られます。かかる流動性ファシリティを用いるために、管理会社は、3月、6月、9月または12月（場合に応じて）のフィーダー・ファンドの最終営業日（「四半期毎の本債券評価日」と総称します。）の67暦日プラス3本債券営業日（以下に定義されます。）前までに売却注文として書面による通知を計算代理人に行わなければなりません。一旦出された売り注文は、取消し不能です。本債券の買取価格は、かかる売却注文の計算代理人による受領後、フィーダー・ファンドの当該株式数が買戻される時点のフィーダー・ファンドの公式純資産価額に基づくバスケット価額を基準に計算代理人により算出されます。従って、管理会社は、かかる売却注文を出す前にはその持分の上記買取価格を知ることができません。取引日は、買取価格が算出される日です。決済は、計算代理人が、フィーダー・ファンドの目論見書に従いフィーダー・ファンドから該当する買戻手取金を受領してから5本債券営業日以内に行われます。計算代理人は、管理会社からの本債券の買取の相手方となります。

管理会社からの計算代理人に対するすべての通信は、ファックスまたはEメールのいずれかで当事者間で定めた連絡先に送付されるものとし、その写しは、BNPパリバ証券会社、東京支店に送付されます。

「本債券営業日」とは、バーミューダ、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京の商業銀行および外国為替市場において通常の営業が行われ、かつ決済が行われる日をいいます。

上記の条項は、本債券の発行日に効力を生じ、また、本債券が本債券の発行条件に従い事前に償還されるかまたは買取られ、取消される場合を除き、本債券の満期日まで有効です。

BNPパリバまたはその関連会社の一社（以下「リクイディティ・プロバイダー」といいます。）は、当該時点における実勢市況に基づき、自社またはその関連会社が本債券を取得、保有または処分することが違法とならないことを条件に、かつ下記の条件にしたがって、月次で本債券保有者から本債券を買い取ること（各請求の想定元本は10,000米ドル以上であることを条件とします。）（以下、「月次買入れ（Monthly Bid Buyout）」といいます。）に同意しています。

本債券の保有者が自己が保有する本債券の一部またはすべてについて月次買入れの実施を希望する場合、本債券の保有者は、関連する本債券の評価日の2パリ営業日前または当該2パリ営業日前が東京営業日でないときは直前の東京営業日の午後4時（東京時間）（以下「注文締切時間」といいます。）までに、計算代理人に、自己が保有する本債券（以下「関連する本債券」といいます。）の特定の想定額を売却したい旨の撤回不能の通知を付与しなくてはなりません（かかる通知を以下「流通市場における売却請求（Secondary Liquidity Purchase Request）」といいます）。注文締切時間後にリクイディティ・プロバイダーが受領した流通市場における売却請求は、リクイディティ・プロバイダーがその単独かつ完全な裁量により、かかる提出の遅延が運営上の過失であり、かかる流通市場における売却請求の処理が可能であると判断した場合を除き、受理されないものとします。一度受理された流通市場における売却請求は、リクイディティ・プロバイダーによって別段の決定がなされない限り撤回不能です。

リクイディティ・プロバイダーは、次に、本債券の保有者に対し、関連する公表日に、関連する本債券の実際の買取価格（以下「本債券買戻価格」といいます。）を通知します。関連する本債券の本債券買戻価格は、計算代理人によって計算されるものとし、入手可能な関連する評価額に基づき、評価額と同等の額となります。本債券の流通市場の存在については、いかなる表明も行いません。指標となるであろう価格またはリクイディティ・プロバイダーが本債券の買取りを申し出ることについての保証はありません。

本債券買戻価格で計算された関連する本債券に関する支払いは、関連する公表日の４東京営業日目付の評価でリクイディティ・プロバイダーが本債券の保有者に対し行うものとします。

計算代理人は、自己の計算に使用した価格決定のための情報源の正確性もしくは完全性または計算上の過失もしくは不作為またはこれらの評価額もしくは買戻価格の発信、および本債券の保有者によるこれらの利用について、何らの責任も負いません。評価額または買戻価格は、特定の金融市場の情勢の悪化、政治的要因、特定の産業における開発または動向および利率の変更（ただしこれらの要因に限定されるものではありません。）によっては、低く算出されることがあります。

ケイマン諸島にて

独立監査人の報告書

受託会社

ノムラ AW ヘッジファンド（償還時米ドル建元本確保型）

我々は、ノムラ AW ヘッジファンド（償還時米ドル建元本確保型）（「ファンド」）の2010年12月31日現在の投資有価証券明細表を含む、純資産計算書、同日に終了した年度の運用計算書、純資産変動計算書、発行済受益証券数の変動表および統計情報、ならびに重要な会計方針の要約その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

本書は、受託会社のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、監査報告書で表明することを求められている事柄を受託会社に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、ファンドおよび受託会社以外のいかなるものに対しても、我々の監査業務、本報告書、もしくは我々が形成する意見に関して、責任を引受けずまた負わないものとする。

財務書類に関する受託会社の責任

受託会社は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠する財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると受託会社が決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

限定意見

注記9に記載されているとおり、ファンドの予想存続期間中の専門家報酬、弁護士報酬、海外登録費用および副保管報酬を含む904,602米ドルの諸費用は、最初の評価日においてファンドの純資産額から引当計上されており、ファンドの存続中に発生する毎に支払われる。2009年12月31日の時点では、当該金額のうち698,015米ドルが未払いであった。最初の評価日に引当計上された金額のうち2010年12月31日に終了した年度に関連する専門家報酬、弁護士報酬、海外登録費用および副保管報酬の合計は、138,098米ドルである。2010年12月31日現在、次節に記述する弁護士報酬に関する追加引当金を除き、専門家報酬、弁護士報酬、海外登録費用および副保管報酬の未払金総額は594,902米ドルであり、そのうちファンドの純資産額の1.56%にあたる559,917米ドルが将来の期間に関連する費用を表す。従って、2010年12月31日に終了した年度の純資産変動計算書で開示されている期首現在純資産および運用計算書で開示されている費用合計は、それぞれ698,015米ドルおよび138,098米ドル少なく記載され、2010年12月31日に終了した年度の運用計算書で開示されている運用の結果による純資産の増加は、138,098米ドル多く記載されている。その結果として、2010年12月31日現在の純資産計算書で開示されている未払費用はファンドの純資産額の1.56%にあたる559,917米ドル多く記載され、純資産総額は同額分少なく記載されている。

また注記9に記載されているとおり、2010年12月31日に終了した年度中に、ファンドは、将来の期間に関連する弁護士報酬として100,000米ドルの追加金額を引当計上した。従って、2010年12月31日に終了した年度の運用計算書で開示されている費用合計は、100,000米ドル多く記載されている。その結果として、2010年12月31日現在の純資産計算書で開示されている未払費用はファンドの純資産額の0.28%にあたる100,000米ドル多く記載され、純資産総額は同額分少なく記載されている。

将来の期間に関連する弁護士報酬について100,000米ドルの追加金額を計上後、2010年12月31日現在の専門家報酬、弁護士報酬、海外登録費用および副保管報酬に関する未払金総額は、694,902米ドルであり、そのうちファンドの純資産額の1.84%にあたる659,917米ドルが将来の期間に関連する費用を表す。従って、2010年12月31日に終了した年度の純資産変動計算書で開示されている期首現在純資産および運用計算書で開示されている費用合計は、それぞれ698,015米ドルおよび38,098米ドル少なく記載され、2010年12月31日に終了した年度の運用計算書で開示されている運用の結果による純資産の増加は、38,098米ドル多く記載されている。その結果として、2010年12月31日現在の純資産計算書で開示されている未払費用はファンドの純資産額の1.84%にあたる659,917米ドル多く記載され、純資産総額は同額分少なく記載されている。

意見

我々の意見では、前節で述べた事項の影響を除き、当財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠して、ノムラ AW ヘッジファンド（償還時米ドル建元本確保型）の2010年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績、純資産の変動、発行済受益証券数および統計情報について真実かつ公正に表示しているものと認める。

追記情報

我々の意見をさらに限定するものではないが、財務書類に対する注記2に留意されたい。注記2に説明されているように、また英文目論見書の条項に従って、財務書類には、投資証券の計算代理人によって報告された評価額に基づいて受託会社により算定された35,615,700米ドル（純資産の99.21%）と評価される非上場投資証券が含まれている。評価額は、当該投資証券に関する契約上の取決めの要項に基づき、評価日に入手可能な経済情報を用いて、計算代理人によって計算される。加えて、計算代理人は、本債券発行会社の関連会社である。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2011年4月14日

[次へ](#)

Cayman Islands

Independent Auditors' Report

The Trustee

Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected)

We have audited the accompanying financial statements of Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected) (the "Trust") which comprise the statement of net assets, including the statement of investment as at December 31, 2010, and the statement of operations, the statement of changes in net assets, the statement of changes in units outstanding and the statistical information for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Trustee's Responsibility for the Financial Statements

The Trustee is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as the Trustee determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Qualification

As mentioned in note 9, charges amounting to USD 904,602 including professional fees, legal fees, overseas registration fees and sub-custodian fees for the estimated life of the Trust were provisioned out of the NAV of the Trust on the first valuation day and will be paid as incurred throughout the life of the Trust. Of this amount, USD 698,015 was outstanding at December 31, 2009. The total professional fees, legal fees, overseas registration fees and sub-custodian fees relating to the year ended December 31, 2010 which were charged to the Trust on its first valuation day amount to USD 138,098. The total outstanding accruals for professional fees, legal fees, overseas registration fees and sub-custodian fees as at December 31, 2010, excluding the additional provision for legal fees discussed in the following paragraph, amount to USD 594,902, of which USD 559,917, or 1.56% of the net asset value of the Trust, represent expenses relating to future periods. Accordingly, the net assets at the beginning of the year disclosed in the statement of changes in net assets and the total expenses disclosed in the statement of operations for the year ended December 31, 2010 are understated by USD 698,015 and USD 138,098 respectively, and the increase in net assets as a result of operations disclosed in the statement of operations for the year ended December 31, 2010 is overstated by USD 138,098. Consequently, at December 31, 2010 accrued expenses disclosed in the statement of net assets are overstated by USD 559,917 and the total net asset value is understated by the same amount, representing 1.56% of the net asset value of the Trust.

As also mentioned in note 9, during the year ended December 31, 2010, the Trust provisioned an additional amount of USD 100,000 for legal fees relating to future periods. Accordingly, the total expenses disclosed in the statement of operations for the year ended December 31, 2010 are overstated by USD 100,000. Consequently, at December 31, 2010 accrued expenses disclosed in the statement of net assets are overstated by USD 100,000 and the total net asset value is understated by the same amount representing 0.28% of the net asset value of the Trust.

The total outstanding accruals for professional fees, legal fees, overseas registration fees and sub-custodian fees as at December 31, 2010, after considering the additional amount of USD 100,000 for legal fees, amount to USD 694,902, of which USD 659,917, or 1.84% of the net asset value of the Trust, represent expenses relating to future periods. Accordingly, the net assets at the beginning of the year disclosed in the statement of changes in net assets and the total expenses disclosed in the statement of operations for the year ended December 31, 2010 are understated by USD 698,015 and USD 38,098 respectively, and the increase in net assets as a result of operations disclosed in the statement of operations for the year ended December 31, 2010 is overstated by USD 38,098. Consequently, at December 31, 2010 accrued expenses disclosed in the statement of net assets are overstated by USD 659,917 and the total net asset value is understated by the same amount, representing 1.84% of the net asset value of the Trust.

Opinion

In our opinion, except for the effects of the matter discussed in the previous paragraph, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected) as at December 31, 2010, and the results of its operations and changes in its net assets and units outstanding and statistical information for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Emphasis of Matter

Without further qualifying our opinion, we draw attention to note 2 to the financial statements. As explained in note 2 and in accordance with the terms of the offering circular, the financial statements include an unquoted investment which is valued at USD 35,615,700 (99.21 % of net assets) whose value has been determined by the Trustee based on the valuations communicated by the calculation agent of the investment. The value is calculated by the calculation agent based on the terms and conditions of the contractual agreement relating to this investment and using economic information available at the valuation date. In addition, the calculation agent is a related party to the note issuer.

Ernst & Young Ltd.

14 April 2011

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位
ルクセンブルグ

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2011年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2011年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ケリー・ニコル

ルクセンブルグ、2011年5月13日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
Luxembourg

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2011 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Responsibility of the Board of Directors' for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2011, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Kerry Nichol

Luxembourg, May 13, 2011

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

ケイマン諸島にて

独立監査人の報告書

受託会社

ノムラ AW ヘッジファンド（償還時米ドル建元本確保型）

我々は、ノムラ AW ヘッジファンド（償還時米ドル建元本確保型）（「ファンド」）の2011年12月31日現在の投資有価証券明細表を含む、純資産計算書、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

本書は、受託会社のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、監査報告書で表明することを求められている事柄を受託会社に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、ファンドおよび受託会社以外のいかなるものに対しても、我々の監査業務、本報告書、もしくは我々が形成する意見に関して、責任を引受けずまた負わないものとする。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠する財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

限定意見の根拠

注記8に記載されているとおり、ファンドの予想存続期間中の専門家報酬、弁護士報酬、海外登録費用および副保管報酬を含む904,602米ドルの諸費用は、最初の評価日においてファンドの純資産額から引当計上されており、ファンドの存続中に発生する毎に支払われる。2010年12月31日の時点では、当該金額のうち694,902米ドルが未払いであった。最初の評価日に引当計上された金額のうち2011年12月31日に終了した年度に関連する専門家報酬、弁護士報酬、海外登録費用および副保管報酬の合計は、90,691米ドルである。2011年12月31日現在、専門家報酬、弁護士報酬、海外登録費用および副保管報酬の未払金総額は621,516米ドルであり、そのうちファンドの純資産額の2.32%にあたる604,211米ドルが将来の期間に関連する費用を表す。従って、2011年12月31日に終了した年度の運用計算書で開示されている期首現在純資産および費用合計は、それぞれ694,902米ドルおよび90,691米ドル少なく記載され、2011年12月31日に終了した年度の運用計算書で開示されている運用の結果による純資産の増加は、90,691米ドル多く記載されている。その結果として、2011年12月31日現在の純資産計算書で開示されている未払費用はファンドの純資産額の2.32%にあたる604,211米ドル多く記載され、純資産総額は同額分少なく記載されている。

限定意見

我々の意見では、前節で述べた事項の影響を除き、添付の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠して、ノムラ AW ヘッジファンド（償還時米ドル建元本確保型）の2011年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

財務書類に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2012年4月23日

[次へ](#)

Cayman Islands

Independent Auditors' Report

The Trustee

Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected)

We have audited the accompanying financial statements of Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected) (the "Trust") which comprise the statement of net assets, including the statement of investments as at December 31, 2011, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as the management determines is necessary to enable the preparation and presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Basis of Qualification

As mentioned in Note 8, charges amounting to USD 904,602 including professional fees, legal fees, overseas registration fees and sub-custodian fees for the estimated life of the Trust were provisioned out of the NAV of the Trust on the first valuation day and will be paid as incurred throughout the life of the Trust. Of this amount, USD 694,902 was outstanding at December 31, 2010. The total professional fees, legal fees, overseas registration fees and sub-custodian fees relating to the year ended December 31, 2011 which were charged to the Trust on its first valuation day amount to USD 90,691. The total outstanding accruals for professional fees, legal fees, overseas registration fees and sub-custodian fees as at December 31, 2011 amount to USD 621,516, of which USD 604,211, or 2.32% of the net asset value of the Trust, represents expenses relating to future periods. Accordingly, the net assets at the beginning of the year and total expenses disclosed in the statement of operations for the year ended December 31, 2011, are understated by USD 694,902 and USD 90,691 respectively, and the increase in net assets as a result of operations disclosed in the statement of operations for the year ended December 31, 2011 is overstated by USD 90,691. Consequently, at December 31, 2011 accrued expenses disclosed in the statement of net assets are overstated by USD 604,211 and the total net asset value is understated by the same amount, representing 2.32% of the net asset value of the Trust.

Qualified Opinion

In our opinion, except for the effects of the matter discussed in the previous paragraph, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura AW Hedge Fund (USD Principal Protected) as at December 31, 2011, and the results of its operations and changes in net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Other matter

Supplementary information included in page 9 of the financial statements has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Ernst & Young Ltd.

April 23, 2012

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

L-5826 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2012年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2012年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

シルヴィー・テスト

ルクセンブルグ、2012年5月7日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich - Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2012 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2012, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie TESTA

Luxembourg, May 7, 2012

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。